

避難情報の判断・伝達マニュアル

(令和5年(2023年)8月版)

(令和4年(2022年)8月版)の更新)

令和5年(2023年)8月

宝塚市

目次

1はじめに	2
2対象とする災害	5
35段階の警戒レベルを用いた避難情報の発信	6
第I編 水害	7
1警戒すべき区間	7
2避難すべき区域	7
3避難情報発令の判断基準	12
4避難情報の伝達	19
(1)伝達手段と方法	19
(2)伝達内容・伝達先	21
(3)避難情報の伝達手段・伝達先一覧	22
第II編 土砂災害	23
1警戒すべき区域	23
2避難すべき区域（個所）	23
3避難情報発令の判断基準	37
4避難情報の伝達	40
(1)伝達手段と方法	40
(2)伝達内容・伝達先	40
資料	41
【資料1】避難情報の特性	41
【資料2】避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、自主避難場所一覧	42
(1)避難所	42
(2)福祉避難所	44
(3)指定緊急避難場所	45
(4)自主避難場所	47
【資料3】土砂災害警戒区域	48
【資料4】武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等	58
【資料5】用語解説	65
【資料6】避難すべき区域・箇所図（土砂災害）※避難すべき区域（水害）は宝塚市ハザードマップ参照	66

1 はじめに

災害から住民の生命・身体を守るために、適切なタイミングで避難対象地域に避難情報を発令することが重要であり、そのためには避難情報の発令・伝達に関して、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達体制などをあらかじめ定めておくことが必要となる。

本市は、地域防災計画において避難対策にかかる一定の基準等は示しているが、本マニュアルでは、水害や土砂災害の発生に警戒を要する地域を明確にするとともに、避難情報の発令の判断基準や住民への情報伝達方法等をより仔細に規定するものである。

本マニュアルの実効性を確保するため、関係職員には十分な周知を図ることとする。さらに住民に対しては、市ハザードマップの配布や防災講習会、地域防災訓練を通じた啓発を実施することにより、避難所等の確認及び避難情報の意味合いなどについて、十分な理解を得る必要がある。

また、災害発生時に支援等の配慮が必要となる要配慮者等を含め、対象区域内の全ての住民の安全な避難が重要であるが、要配慮者の支援体制に関しては、別途定める「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者避難行動支援マニュアル（避難行動要支援者支援マニュアル）」により基本的な対応方針や要支援者の名簿の作成・管理及び個別支援計画の作成の手順等を示していること、また、具体的な取組の進捗状況は地域によって異なることから、本マニュアルでは避難に関する基本的な事項として、避難情報の発令の判断基準と情報伝達の方策等を記載することに留めるとともに、資料として洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の福祉施設等一覧を記載している。

なお、本マニュアルとともに別途作成する「風水害対策マニュアル」及び「同マニュアル（実務編）」を活用し、迅速かつ的確な風水害対策及び避難対策の実施を目指す。

【主な改正経過】

当マニュアルは、関係法令の改正や国、県のガイドラインの更新等に伴う本市防災計画、水防計画その他の要綱やマニュアルの見直しとの整合を図りながら所要の改正を行っており、過去の主な改正内容は次のとおりである。

○平成25年度は、武庫川の溢水氾濫基準表内の各水位に、県の水防要綱との整合を図るため、「警戒水位、特別警戒水位、危険水位」の文言を追加し、県が提供を開始したフェニックス防災システムの「氾濫予想システム」による予測を導入するとともに、水害危険予想箇所の見直しに応じて対象区域を見直した。併せて、福祉避難所の追加を行った。

○平成26年度は、指定緊急避難場所の記載、「水害対策」における避難情報の判断基準に「特別警報が発表された場合」の追記、洪水浸水想定区域内の「要配慮者施設」一覧表の更新、雨量観測点の廃止・新設、「水防区域（水害危険予想箇所）」等との整合、1箇所の予備避難所及び2箇所の福祉避難所を追記、「神戸海洋気象台」→「神戸地方気象台」に改正した。併せて、「水害危険予想箇所」図を添付した。

○平成27年度は、土砂災害対策に対する災害対策基本法の改正を踏まえるとともに、県の土砂災害危険度情報が5kmメッシュから1kmメッシュのより詳細な範囲で提供されることになったことから、土砂災害にかかる避難情報の発令基準の見直しを行った。あわせて、内閣府の「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）」の改訂版（平成26年9月）の改定内容も参考とした。

○平成28年度は、水防活動にかかる「水防指令」及び「水防本部（水防警戒本部）」を風水害対策にかかる「防災指令」及び「災害対策本部（災害警戒本部）」に統合し、地域防災計画及び水防計画並びに災害対策本部設置要綱等を改定したこと、「一時避難所（平成30年度の改正で「自主避難場所」と呼称変更）」制度をスタートさせたことなどから、本マニュアルについても所要の改正を行うとともに、国のガイドライン（平成27年8月）及び県の「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編：平成28年5月）」の改定内容についても参考にした。また、同年8月の台風10号による豪雨被害を受けて、国のガイドラインの「避難情報により住民に求める行動」の追記があつたことから、これを踏まえた内容に更新した。さらに、平成28年12月26日付の国の通知を受けて、災害対策基本法第56条の規定に基づく「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、また同法第60条の規定に基づく「避難指示」を「避難指示（緊急）」に名称変更した。

○平成29年度は、兵庫県において県管理河川の基準水位の見直しが行われ、これに伴い水防警報等の発令基準が変更となったこと、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことなどにより、本市においても災害対策本部の設置基準や避難情報の発令基準を見直した。

○平成30年度は、兵庫県において本市の一部地域に土砂災害特別警戒区域の指定が予定されていることを受け、第2編の土砂災害における「避難すべき区域」の見直しを行うとともに、水防法等の改正を受け「洪水浸水想定区域内」及び「土砂災害警戒区域内」の要配慮者利用施設の更新を行った。また、災害対策基本法の改正を受け「災害時要援護者」を「要配慮者」にまた本市関連要綱等の見直しにより「一時避難所」を「自主避難場所」に表現を見直すなどの改正を行った。

○令和元年度は、内閣府中央防災会議ワーキンググループにおいて、平成30年7月豪雨の教訓を今後に活かすべく議論が行われ、国の避難情報に関するガイドラインが改定されたことを受け、災害発生のおそれの高まりに応じて、新たに5段階の警戒レベルを設定することで、住民等において、各レベルにおける危険性を確実に認識するとともに、とるべき行動を明確にするためそれぞれの基準を見直した。

○令和2年度は、第1編の水害対策関連について、武田尾地区における武庫川護岸の改修及び土地区画整理事業が完了したことにより、兵庫県において同地区の武庫川の基準水位が変更されたことから、避難情報の発令基準水位についても変更するとともに、県の水防区域が解除された「（左岸）僧川合流点～温泉橋 約300m」区間にについて「避難すべき区域」（本市の水防区域：水害危険予想箇所）から削除する。また、第2編の土砂災害対策関連については、令和元年度中に、兵庫県による土砂災害特別警戒区域の全市域の指定が終了したことから、土砂災害における「避難すべき区域」をこれに整合させるため見直しを行った。

○令和3年度は、災害対策基本法改正により避難情報が変更され、レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に名称変更、レベル4の「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化、レベル5の「災害発生情報」は「緊急安全確保」に名称変更されたため、本市においても避難情報の発令基準を見直した。気象庁の洪水警報の危険度分布や県の氾濫予測システム等の数値的根拠を取り入れるとともに、従来の発令基準を見直した。また、避難すべき区域について、浸水害においては、市民への伝わりやすさを考慮し、浸水深50cm以上の区域を含む町丁目内の洪水浸水想定区域とし、避難対象者を含む区域を対象とした。中小河川や堤防高さ不足等による

越水等予測区間についても見直しを行った。土砂災害について、個別の土砂災害警戒区域に対して発令することは実質的に困難であることから、地域別土砂災害危険度のメッシュ単位でグループ化するなど見直しを行った。

○令和4年度は、気象庁において、より視覚的に危険度が示される「キキクル：表面雨量指数及び土壤雨量指数等による危険度分布（洪水、浸水、土砂）」が新たに導入されるなど、防災気象情報が刷新され、内閣府においては「避難情報に関するガイドライン」を令和4年6月に更新することで、風水害の危険度を予測するための河川管理者や都道府県、気象庁の各種防災情報を活用して、より的確かつ確実な避難情報の発令を目指すための基準等の作成を地方自治体に求めている。これを受け、本マニュアルについては、令和4年度の本市地域防災計画及び水防計画の規定を踏まえながら、国のガイドラインを参考にしつつ、最新の防災気象情報や兵庫県の防災情報を組み入れた避難情報の発令基準等に更新することとした。あわせて、各種防災情報及び資料等についても両計画との整合を図った。

○令和5年度は、第2編の土砂災害対策関連について、令和4年度中に県の災害対策工事が完了したことにより、逆瀬台2丁目及び壳布きよしガ丘の土砂災害特別警戒区域の解除、中山台1丁目の土砂災害特別警戒区域の一部解除がされたことに伴い、土砂災害における「避難すべき区域」内の記載を修正した。また、「自主避難場所」「武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等」を更新し、本市地域防災計画及び水防計画との整合を図った。

2 対象とする災害

本マニュアルで避難情報の発令対象とする災害は、

- ① 水害（河川の溢水氾濫）
 - ② 土砂災害（大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流）
- の2種類とする。

3 5段階の警戒レベルを用いた避難情報の発信

災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。

【警戒レベル1】<気象庁が発表>

居住者等がとるべき行動：

防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

行動を居住者等に促す情報：

警報級の可能性（平成31年度出水期からは「早期注意情報」に名称変更予定）

【警戒レベル2】<気象庁が発表>

居住者等がとるべき行動：

ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

行動を居住者等に促す情報：

注意報

【警戒レベル3】<市町村が発令>

居住者等がとるべき行動：

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。

行動を居住者等に促す情報：

高齢者等避難

【警戒レベル4】<市町村が発令>

居住者等がとるべき行動：

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内により安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。

行動を居住者等に促す情報：

避難指示

※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令

【警戒レベル5】<市町村が発令>

居住者等がとるべき行動：

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

行動を居住者等に促す情報：

緊急安全確保

※災害が実際に発生している又は発生する危険度が非常に高いことを把握した場合に発令

第Ⅰ編 水害

- 武庫川（北部）、武庫川（南部）、その他中小河川、堤防高さ不足等による溢水等予測区間に区分し、避難情報を発令する。
- 市民への早めの注意喚起を目的として、注意喚起情報を市内全域の洪水浸水想定区域に安心メールやSNS等で広報する。

なお、発令区域及び発令基準は以下のとおりとする。

対象区域：市内全域の洪水浸水想定区域、堤防高さ不足等による溢水等予測区間

発令基準：水位周知河川（武庫川）の水位の状況、兵庫県の水防警報の発令状況及び氾濫情報システムに基づく危険度、気象庁の防災気象情報の危険度、現地の状況等を基に総合的に判断
- 次ページ以降の基準に基づき地域を限定して発令する。

なお、その場合の対象地域は、市民への伝わりやすさを考慮し、浸水深50cm以上の区域を含む町丁目内の洪水浸水想定区域とし、避難対象者を含む区域を対象とする。
- 「堤防高さ不足等による溢水等予測区間」は水害危険予想箇所であり、警戒巡視の対象となっている。堤防高さ不足による溢水に関しては、河川氾濫の基準及び避難すべき区域と同様とする。

堤防決壊については、影響する範囲が不明確であること、住民への伝わりやすさ等を考慮し、当該区間に隣接する町丁目単位又は想定最大規模降雨における護岸浸食の想定区域に発令する。
- 大堀川周辺地域（下流域）については、50cm未満の区域となり人命に関わるような被害は発生しないこと、短時間の降雨で浸水が発生することから、注意情報にて注意を促すこととする。
- 想定最大規模降雨について

氾濫が発生した場合には、計画規模降雨による洪水浸水想定区域の範囲まで浸水するのか、想定最大規模降雨の範囲まで浸水するのかの判別が困難であるため、計画規模降雨の浸水深50cm以上の区域に避難指示や緊急安全確保を発令する際に、今後の気象情報等を確認し、状況に応じて想定最大規模降雨の浸水深50cm以上の区域に避難情報を発令することについても検討する。
- 内閣府が現行の避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するため災害対策基本法を改正した。

令和3年度以降は、次のとおり現行の避難勧告等を避難指示等に置き換えることとする。

避難準備・高齢者等避難開始	→ 高齢者等避難
避難勧告、避難指示（緊急）	→ 避難指示
災害発生情報	→ 緊急安全確保

1 警戒すべき区間

宝塚市水防計画に基づく「水防区域等」及び市防災マップに基づく「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域」とする。

2 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は表-1のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した神戸地方気象台及び河川管理者との間で相互に情報交換すること。

具体的には、防災情報システムや兵庫県フェニックス防災システムの河川情報及び気象予報（河川上流部を含めた降雨状況や暴風雨域の状況等）並びに気象庁が発する防災気象情報を用いて、河川管理者とは河川水位等に関する情報交換を、神戸地方気象台とは気象情報等に関する

る情報交換を相互に行う。(連絡先は、「情報の入手先：P 1 5」を参照)

○「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。

表－1 避難すべき区域（水害） ※宝塚市ハザードマップ参照

■武庫川（水位周知河川） ※想定洪水浸水区域の箇所は宝塚市ハザードマップ参照

河川名	避難すべき区域		評価点			
	区域名	対象町丁目	水位局	氾濫予測システム	流域雨量指數	洪水警報の危険度分布(河川番号)
武庫川北部	玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1	玉瀬字イヅリハ1 切畠字検見1	武田尾	1190 武田尾 (武田尾公会堂付近)		
武庫川南部	武庫川周辺(市南部地域)の浸水深50cm以上の区域を含む浸水想定区域(計画規模降雨)	小浜1丁目 小浜2丁目 小浜3丁目 美座1丁目 美座2丁目 武庫川町 宮の町 旭町1丁目 旭町2丁目 旭町3丁目 鶴の荘 向月町 弥生町 安倉西2丁目 亀井町 未成町 高松町 御所の前町 高司2丁目 高司3丁目 高司4丁目 高司5丁目 新明和町 大吹町 湯本町 長寿ガ丘(リバーサイド宝塚周辺) 南口2丁目 中州2丁目 栄町1丁目 栄町2丁目 栄町3丁目	生瀬	1104 生瀬 (生瀬橋付近)	市役所付近	

■その他の中小河川

河川名	避難すべき区域		評価点			
	区域名	対象町丁目	水位局	氾濫予測システム	流域雨量指數	洪水警報の危険度分布(河川番号)
大堀川上流域	大堀川上流域周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	小浜4丁目 米谷1丁目 星の荘 泉町 寿町 安倉北1丁目 安倉北3丁目 壳布1丁目 壳布2丁目 壳布東の町（真池より西側）		507 大堀川 (向月町排水ポンプ付近)		86282013
天神川	天神川周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	山本西3丁目 山本中3丁目 中筋7丁目 長尾町 山本南1丁目 山本南2丁目 山本丸橋1丁目 山本丸橋2丁目 山本丸橋3丁目 山本丸橋4丁目 山本野里1丁目 山本野里2丁目		512 天神川		86282012
最明寺川	最明寺川周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	山本東2丁目 山本東3丁目 平井5丁目 平井6丁目 平井7丁目 山本南2丁目 山本南3丁目 口谷西1丁目 口谷東1丁目 南ひばりガ丘1丁目 南ひばりガ丘2丁目 南ひばりガ丘3丁目		576 最明寺川 (長尾橋付近)		86061117

天王寺川	天王寺川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域(計画規模降雨)	安倉西3丁目 安倉西4丁目 安倉中5丁目 安倉中6丁目 安倉南1丁目 安倉南2丁目 安倉南3丁目 安倉南4丁目 金井町 中筋8丁目 中筋9丁目		510 天王寺川 (天王寺橋付近)		86282111
波豆川	波豆川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域(計画規模降雨)	大原野字森ノ下 大原野字島ノ内 大原野字岩坪		473 波豆川 (自然の家バス停付近)		86282018

■堤防高さ不足等による溢水等予測区間（堤防沿い家屋の倒壊、浸水）

避難すべき区域	河川	対象区域
(右岸) 美幸町～湯本町 約4,000m	武庫川	中州2丁目、南口2丁目 長寿ガ丘(リバーサイド宝塚周辺)
(左岸) 武庫川合流部～西向橋 約400m	一後川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 阪急宝塚線～西国橋 約100m	足洗川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 阪急宝塚線～福寿橋 約200m	勅使川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 西田川橋～国府橋 約1,250m	大堀川	鶴の荘、向月町
(両岸) 武庫川合流点～宝梅2丁目(月見橋) 約1,600m	支多々川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 荒神川橋～荒神橋 約650m	荒神川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 梅野橋～射撃橋 約250m	亥の谷川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 新最明寺橋～川西市境 約1200m	最明寺川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 蔦ノ下橋～川池南端 約280m	佐曾利川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 橋本橋～島橋 約300m	波豆川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域

3 避難情報発令の判断基準

避難情報発令の判断基準は、表－2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 表－2中には1から2または4までの事象を記載しているが、1の事象が基本となる判断基準であり、2から4の事象を含めて総合的に判断を行うこととする。
- 具体的には、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、河川管理者である兵庫県をはじめ関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努める。さらには現地情報の収集（水位上昇の状況、堤防の異常の有無等）、過去の災害の発生例及び地形等から災害の発生のおそれがあるかどうかを検討する。また、気象庁から提供される防災気象情報を十分に活用するとともに避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値だけで明確にできないものも考慮しつつ、総合的に判断を行うこととする。
- 夜間に避難情報を発令しなければならない場合、情報伝達及び避難行動に時間要することを考慮し、早めに発令する。
- 避難情報を発令する段階においては、防災指令又は警戒指令を発令し以下の体制による災害対策本部又は災害警戒本部を設置することを基本とする。（体制構築は対象箇所数、その範囲、避難者数等により判断し決定する。）
 - 自主避難対策 警戒指令：災害警戒本部（第2警戒体制）
 - 高齢者等避難 防災指令1号：災害対策本部（第1号配備）
 - 避難指示 防災指令2号：第2号配備
 - 緊急安全確保 防災指令3号：第3号配備

表－2 避難情報の発令判断基準（水害）

■武庫川（水位周知河川）

【北部】

河川名	武庫川（武田尾水位局）
注意喚起 (警戒レベル2)	<p>【警戒すべき区域】 玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武田尾水位局の水位が4.00mに到達し、兵庫県の水防警報第2号（準備）が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武田尾水位局の水位が避難判断水位（5.90m）に到達した場合 2 武田尾水位局の水位が「氾濫注意水位（4.90m）」を超えるか、次の事象を確認した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県の水防警報第3号（出動）が発令された場合 (2) 兵庫県が提供する氾濫予測システム（フェニックス防災システム）において、2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 気象庁が発表する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 4 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難情報の発令が予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	<p>【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武田尾水位局の水位が氾濫危険水位（8.70m）に到達した場合 2 武田尾水位局の水位が「避難判断水位（5.90m）」を超えて、氾濫予測システムにおいて、1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 4 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武田尾水位局の水位が氾濫危険水位（8.70m）を超えて、氾濫予測システムにおいて、現況で「氾濫の危険あり」と表示された場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） 3 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合

解除	<p>1 武田尾水位局の水位が 3.10mを下回り、兵庫県の水防警報第4号(解除)が発令された場合</p> <p>2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が下降して、避難判断水位（5.90m）を下回り、水位が再上昇するおそれがないと判断される場合</p> <p>3 現地調査を行い、安全を確認した場合</p>
----	---

※武田尾地区のうち武田尾橋～僧川合流部区間においては、河川改修及び土地区画整理事業等による宅地の嵩上げ事業が完了している。このため、今後は、JR武田尾駅までの交通手段の確保（道路の保全、バス及び自家用車等の安全な通行等）のための警戒、巡視の実施、浸水・崖崩れ等による道路の途絶対策の実施などに努めることとする。

※状況に応じて、武田尾温泉「紅葉館」への気象・河川水位・道路等交通情報の提供、従業員・宿泊客の状況の把握等を行い、従業員等の安全の確保を図る。

【南部】

河川名	武庫川（生瀬水位局）
注意喚起 (警戒レベル2)	<p>【警戒すべき区域】 市内（市南部地域の武庫川流域）全域の洪水浸水想定区域</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生瀬水位局の水位が2.50mに到達し、兵庫県の水防警報第2号（準備）が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の中を含む洪水浸水想定区域 (計画規模降雨)</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生瀬水位局の水位が避難判断水位（3.20m）に到達した場合 2 生瀬水位局の水位が「氾濫注意水位（3.20m）」を超えて、次の事象を確認した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県の水防警報第3号（出動）が発令された場合 (2) 兵庫県が提供する氾濫予測システムにおいて、2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 気象庁が発表する洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が洪水警報発表基準（44.3）に到達する場合 4 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示の発令が予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	<p>【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の中を含む洪水浸水想定区域 (計画規模降雨)</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生瀬水位局の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位：4.60m）に到達した場合 2 生瀬水位局の水位が「避難判断水位（3.20m）」を超えて、氾濫予測システムにおいて、1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が基準III（48.7）に到達した場合 4 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域 (計画規模降雨)</p> <p>【基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生瀬水位局の水位が氾濫危険水位（4.60m）を超えると表示された場合 2 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が基準IV（53.6）に到達した場合 3 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合
解除	<ol style="list-style-type: none"> 1 生瀬水位局の水位が1.80mを下回り、兵庫県の水防警報第4号（解除）が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が下降して、避難判断水位（3.20m）を下回り、水位が再上昇するおそれがないと判断される場合 3 現地調査を行い、安全を確認した場合

■その他の中小河川

河川名	大堀川上流域、天神川、最明寺川、天王寺川、波豆川
注意喚起 (警戒レベル2)	<p>【警戒すべき区域】 市内全域の洪水浸水想定区域</p> <p>【基準】</p> <p>1 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合</p>
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）</p> <p>【基準】</p> <p>1 兵庫県が提供する氾濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合</p> <p>2 気象庁が発表する洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>3 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示の発令が予想される場合</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）</p> <p>【基準】</p> <p>1 泛濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に1時間後の予測が「泛濫の危険あり」と表示された場合</p> <p>2 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>3 さらに、当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）</p> <p>【基準】</p> <p>1 泛濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に現況で「氾濫の危険あり」と表示された場合</p> <p>2 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合）</p> <p>3 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合</p>
解除	<p>1 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が再上昇するおそれがないと判断される場合</p> <p>2 現地調査を行い、安全を確認した場合</p>

※水位は、兵庫県の氾濫予測システムのデータ及び市が設置した水位計により判断する。

■堤防高さ不足等による溢水等予測区間（堤防沿い家屋の倒壊、浸水）

【避難すべき区域】

下表に定める区域

【発令基準】

警戒巡視において、堤防の決壊の危険性があると確認されたときは、避難指示又は緊急避難確保を発令する。

なお、前述する各河川の発令基準も踏まえて総合的に発令内容を判断することとする。

区間	河川	発令区域
(右岸) 美幸町～湯本町 約4,000m	武庫川	中州2丁目、南口2丁目、長寿ガ丘（リバーサイド宝塚周辺）
(左岸) 武庫川合流部～西向橋 約400m	一後川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 阪急宝塚線～西国橋 約100m	足洗川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 阪急宝塚線～福寿橋 約200m	勅使川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 西田川橋～国府橋 約1,250m	大堀川	鶴の荘、向月町
(両岸) 武庫川合流点～宝梅2丁目（月見橋）約1,600m	支多々川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 荒神川橋～荒神橋 約650m	荒神川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 梅野橋～射撃橋 約250m	亥の谷川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 新最明寺橋～川西市境 約1200m	最明寺川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 薮ノ下橋～川池南端 約280m	佐曾利川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
(両岸) 橋本橋～島橋 約300m	波豆川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域

情報の入手先・兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所

TEL 0797-83-3203 管理第二課

TEL 0797-83-3180 河川砂防課

・気象庁 神戸地方気象台

通常時の問い合わせ先（今後の気象情報等）

TEL 078-222-8915 観測予報課

TEL 078-222-8907 業務課

緊急時の問い合わせ先（ホットライン）

衛星電話 87-982-333 観測予報課

情報の報告先・兵庫県 企画県民部 災害対策局 災害対策課

TEL 078-362-9988 防災係

兵庫県 阪神北県民局 総務企画室 総務防災課

TEL 0797-83-3124

4 避難情報の伝達

(1) 伝達手段と方法

避難情報を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

そのために、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を主として活用する。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声子局を用いた同報系防災行政無線での伝達については、大雨等により屋外での音達が難しい面もあることから、エリアメール・緊急速報メール、安心メールやコミュニティFM（防災ラジオの自動起動活用）等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、SNS、コミュニティFMラジオ放送、テレビ・ラジオやWeb、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多重化・多様化に取り組む。

避難情報を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は下記のとおりである。

- ① TV 放送（Lアラート活用）
- ② ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ③ 防災行政無線（すみれ防災スピーカー）
- ④ 安心メール
- ⑤ エリアメール・緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS、市ホームページ
- ⑦ 広報車による広報
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

① TV 放送（Lアラート活用）

TV 放送は、避難情報の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、Lアラートを通じてテレビのデータ放送を活用する。

② ラジオ放送（コミュニティFM を含む）

ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、エフエム宝塚によるコミュニティFM放送の場合は、市単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様の使い方が可能である。

③ 市町村防災行政無線（すみれ防災スピーカー）

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、行政が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声子局から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によって

は情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。なお、屋外拡声子局からの放送内容が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することができるテレフォンサービス（0797-77-4001または0797-77-4002）のほか、防災行政無線と同じ内容が流れる防災放送アプリ（コスモキャスト）を導入している。また、屋外拡声子局からの音声放送を契機に、PULL型手段を活用して情報を収集するよう住民の意識付けを行うことも考えられる。

④ 安心メール

登録制メールである安心メール（ひょうご防災ネット）は、2万件以上の登録者に対して一斉配信を行うことができるツールである。文字情報で伝達できるため、避難情報発令情報や避難所開設情報を正確に知ることができる反面、登録者がマナーモードにしているとメール受信に気づかない場合も想定される。

⑤ エリアメール・緊急速報メール

エリアメール・緊急速報メールは、携帯電話事業者（NTTドコモ、au、ソフトバンク）の一斉配信技術を活用することで、市からの避難情報の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者に最大音量で一斉配信することができる手法であり、居住者以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。生命に関わる緊急性の高い情報が配信されるものである等、事前に配信される内容を周知しておくことが望ましい。なお、エリアメール・緊急速報メールの配信には携帯電話事業者の利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限（表題15 文字、本文200 文字（NTT ドコモは本文500 文字））があること等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

⑥ ツイッター等のSNS、市ホームページ

SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できるWeb サイトの登録制サービスであり、本市はツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などを活用している。ツイッターについては、ツイートすると市ホームページのトップ画面に即時に掲載することができる。ただし、SNSは、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。また、市ホームページは多数の人が災害情報をリアルタイムに取得することができる有効なツールである。

⑦ 広報車による広報

広報車は、避難情報を呼びかける地域を実際に公用車で巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、普段からの地域での訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気を地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

(2) 伝達内容・伝達先

避難情報の伝達内容については、本市地域防災計画関連図書「資料・様式編」第4部4-5の「災害時の広報」に基づくとともに下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。なお、避難行動は「立ち退き避難」を基本とするが、次の点に留意し、状況に応じて建築物の2階以上に避難するなど、適切な避難行動がとれるような伝達内容にする。

- 道路冠水等で危険な中を避難する事態の回避等、避難行動における安全の確保
- 事態の状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階以上に避難するなどの行動の選択

ア 警戒レベル3、高齢者等避難の伝達文(例)

武庫川（北部）周辺の浸水想定区域（●●●●●世帯、●●●●●人）に高齢者等避難を発令しました。対象地域の詳細は宝塚市災害ポータルサイトを確認してください。
対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

イ 警戒レベル4、避難指示の伝達文(例)

武庫川（北部）周辺の浸水想定区域（●●●●●世帯、●●●●●人）に避難指示を発令しました。対象地域の詳細は宝塚市災害ポータルサイトを確認してください。
対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

ウ 警戒レベル5、緊急安全確保の伝達文（例）

緊急安全確保。緊急安全確保。武庫川（北部）周辺にて氾濫が発生しました。詳細は災害ポータルサイトを確認し、至急命を守る行動をとってください（●●●●●世帯、●●●●●人）。

対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畠字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

(3) 避難情報の伝達手段・伝達先一覧

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

伝達先(別紙資料)	担当班	伝達手段
<住民等への伝達>		
□すみれ防災スピーカー	本部班	
□広報車両	広報班	
□消防車両	消防班	
□市ホームページ掲載	広報班	
□安心メール配信	本部班	
□エフエム宝塚への依頼	広報班	
□自治会	広報班 予備避難所班 (消防班)	・電話(76-5432)及びFAX(76-5565) ・電話連絡またはFAX(地区の連絡網にて住民へ電話または口頭伝達をしていただく。)
(自主防災会)	※本部班	※対象自治会が少数の場合等、状況による。 ・災害・緊急時の障害特性に応じた、多様な伝達手段による広報活動を行う。
□聴覚障害者等	福祉班	
<福祉関係機関等>		
□社会福祉協議会	福祉班	・電話(86-5000)またはFAX(86-5069)
□ボランティア活動センター	福祉班	・電話(86-5001)またはFAX(83-2425)
□民生委員・児童委員	福祉班	・電話またはFAX
※必要に応じて直接連絡		
□老人ホーム等	福祉班	
□病院等	福祉班	
□保育所等	福祉班	
<各避難施設>		
□公立小・中学校	避難所班	・電話またはFAX
□共同・地域利用施設	予備避難所班	
□その他の市施設	各所管部署	
□福祉避難所	各所管部署	
□私立学校、ゴルフ場協議会	本部班	・避難施設状況の把握をし、電話、FAX等で連絡調整を行う。
(防災関係機関等)		
□県災害対策局災害対策課	本部班	・フェニックス及び電話(078-362-9988)
□阪神北県民局総務防災課	本部班	・フェニックス及び電話(83-3124)
□県宝塚土木事務所	本部班	・フェニックス及び電話(83-3101代表)
□宝塚警察署	本部班	・フェニックス及び電話(85-0110)
□隣接市町の災害対策本部	本部班	・フェニックス及び電話
□陸上自衛隊第36普通科連隊	本部班	・電話(072-782-0001内線4037~4038)
□N T T西日本 兵庫支店	本部班	・フェニックス及び電話(078-393-9440)
□関西電力	本部班	・フェニックス及び電話(0800-777-8043)
□大阪ガス(ガス漏れ専用)	本部班	・フェニックス及び電話(0120-7-19424)
□放送事業者(各マスコミ等)	広報班	・電話またはFAX
□災害時応援協定業者	各所管部署	・電話及びFAX等で、必要となれば応援要請

第II編 土砂災害

1 警戒すべき区域

本市では土砂災害警戒区域として、平成19年3月27日に西谷地区89箇所、平成20年4月15日に南部市街地171箇所（うち1箇所は西宮市境）、平成23年3月31日に西谷地区2箇所、南部市街地2箇所の合計264箇所が指定され、市はハザードマップに位置づけている。また、平成26年に立合新田で土砂崩れによる家屋全壊の災害が発生したことから、平成27年度においては当該崖地を加え、これらの個所を警戒すべき区域としていた。

その後、立合新田の防災事業が完了し、西谷地区の土砂災害警戒区域1箇所も事業完了により指定が解除されたことから、平成28年度にはこれらを除いた土砂災害警戒区域263箇所とし、平成29年度は箇所の変更はなかった。

平成30年度は、兵庫県において武庫川左岸地区において土砂災害警戒区域の見直しが予定されるとともに、その一部区域に土砂災害特別警戒区域の指定についても予定されることとなったことから、これら指定予定区域を含め、270箇所を警戒すべき区域とした。

令和元年度末には、兵庫県において本市域内の土砂災害警戒区域が見直され274箇所となつたことを受けて、この全個所を警戒すべき区域とする。

なお、これと同時に武庫川右岸地区及び北部地域の一部土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されたことから、全市域における土砂災害特別区域指定が完了した。

2 避難すべき区域（個所）

土砂災害の危険性により避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、上記の土砂災害警戒区域のうち、令和2年度当初に「水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険個所）」として、指定する箇所（表-3のとおり）であるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した神戸地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先はP. 32の情報の入手先を参照）。
- 具体的には、兵庫県フェニックス防災システムの気象予報（暴風雨域の状況等）及び兵庫県HPのCGハザードマップ情報並びに気象庁が発する警報等の情報を用いて、神戸地方気象台及び砂防関係機関と気象情報（特に土砂災害警戒情報）等に関する情報交換を相互に行う。
- 「避難すべき区域」は、土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域に指定することを基本とするが、土砂災害の発生は自然現象であることから不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域の設定を適切に判断することとする。
- 避難情報は、発令基準を満たした土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域に対して発令することを基本とするが、以下の考え方に基づき、地域別土砂災害危険度のメッシュ単位でグループ化する。

【避難情報発令グループの考え方】

※土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域を以下、「Rを含むY区域」という。

※土砂災害特別警戒区域を含まない土砂災害警戒区域を以下、「Y区域」という。

※土砂災害判定メッシュ情報（気象庁）を以下、「メッシュ」という。

① 同一メッシュ内に存在する「Rを含むY区域」は、同一グループとする。

② 1つのメッシュ内に「Rを含むY区域」が1つの場合は、その「Rを含むY区域」単独で1つのグループとする。

- ③ 任意の「Rを含むY区域」が複数のメッシュにまたがって存在する場合、その複数のメッシュ内にあるすべての「Rを含むY区域」を同一グループとする。例えば、「Rを含むY区域」1がメッシュA・Bにまたがって存在し、メッシュAには「Rを含むY区域」2、メッシュBには「Rを含むY区域」3が存在する場合、「Rを含むY区域」1・2・3は同一グループとする。ただし、複数のメッシュにまたがる「Rを含むY区域」が存在することより、同一グループとなるエリアが非常に広範囲となる場合は、必要に応じて、複数のメッシュにまたがる「Rを含むY区域」を、複数のメッシュのうちの1つ又は一部のメッシュのみに存在するものとして取り扱う。
- ④ 1つのグループが、複数のメッシュにまたがる場合は、その複数のメッシュのうち1メッシュでも発令基準を満たした時、そのグループ全域を発令対象区域とする。
- ⑤ 「Rを含むY区域」のうち、住家を含まない区域については発令対象区域とするが、対象町丁目からは削除する。
- ⑥ 「Rを含むY区域」がある対象町丁目内に「Y区域」がある場合、市民がそれらを区別することが困難であることから、「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」については発令対象区域とする。
- ⑦ 「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」が、隣接する他の町丁目にまたがって存在する場合は、「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」部分のみを発令対象区域とする。

表-3 避難すべき区域（土砂災害）

発令 グループ	土砂災害警戒区域					
	県No.	県名称	市 No.	市名称	対象町丁目	備考
北部 0 1	57	上佐曾利谷 1 II	3	上佐曾利	上佐曾利字北角	
北部 0 2	15	大原野(5) II	50	大原野字西田 1 9 外	大原野字西田・ 島ノ内	
	16	大原野(6) II	51	大原野字西田 2 7 外		
	18	大原野(4) II	52	大原野字島ノ内 9 外		
	17	大原野(3) II	67	大原野		
北部 0 3	62	下佐曾利谷 II	26	下佐曾利	上佐曾利字今井 山、下佐曾利字 福本・西川・山 添・欠附・角田・ 中山・大藪、大 原野字石風・北 宮本・坊井・岩 坪	
	6	西川 I	31	下佐曾利字西川 1 8 外		
	3	大藪 II	42	下佐曾利字大藪 1 4 外		
	4	福本(1) II	43	下佐曾利字福本 1 6 外		
	5	福本(2) II	44	下佐曾利字福本 2 2 外		
	7	角 II	45	下佐曾利字角 4 5 外		
	8	中山 II	46	下佐曾利字中山 5 外		
	14	大原野 II	49	大原野字石風 2 7 外		
	19	大原野 I	55	大原野		
	1	芝 III	57	下佐曾利字芝 3 外		
	13	岩坪 II	63	大原野		
	9	山添 II		「字山添」の部分のみ該 当		Y 区域
北部 0 4	10	道谷 I	33	長谷	長谷	
	11	北畑 II	47	長谷字北畑 4 - 2 外		
	12	道谷 II	48	長谷字道谷 4 - 2 外		

北部 0 5	20	大原野(7) II	56	大原野	大原野字林	
北部 0 6	32	前田 I	32	玉瀬字前田 4 3 外	玉瀬字前田・川端・平田、大原野字馬形・糀屋・南穴虫、境野字野手上・若下・浜居場・横道山	「玉瀬字寺山・堂山」部分には住家が無い
	28	境野(3) III	59	玉瀬・境野字桃堂 1-2 外		「玉瀬字桃堂」「境野字横道山」部分には住家が無い
	30	玉瀬(3) III	60	玉瀬字堂山 1 1 外		「玉瀬字口添谷・桃堂・道別・辻ヶ平井」部分には住家が無い
	31	玉瀬(1) III	61	玉瀬字前田 2 外		「玉瀬字寺山・堂山」部分には住家が無い
	21	大原野(2) II	68	大原野		「大原野字波坂」部分には住家が無い
	22	境野 I	71	大原野		
	23	境野(1) II	116	境野		「境野字丸山」部分には住家が無い
	24	境野(2) II	117	境野		「境野字米山」部分には住家が無い
	26	境野(1) III	118	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	25	境野(3) II	119	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	27	境野(2) III	120	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	29	玉瀬(2) III	121	玉瀬		「玉瀬字口添谷・桃堂」部分には住家が無い

	33	平田Ⅱ	122	玉瀬	「玉瀬字鍛冶屋ヶ谷」部分には住家が無い Y 区域
	66	天狗山東谷Ⅱ		「字糀屋」の部分のみ該当	
	67	竜王山西谷Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当	
	68	原野川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当	
	70	穴虫川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当	
	71	境野川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当	
北部 07	37	玉瀬(5)Ⅲ	64	玉瀬字タワ19外	玉瀬字ヲカラ 谷・小西上・津 賀・田畠・大岩 谷
	34	津賀Ⅱ	123	玉瀬	
	35	細尾Ⅰ	124	玉瀬	
	38	大岩谷Ⅰ	125	玉瀬	
	72	玉瀬谷Ⅱ	126	玉瀬	
北部 08	41	奥ノ谷Ⅲ	62	切畠字奥ノ谷23外	切畠字奥ノ谷・ 北ノ浦・奥ンベ フ・モモンド・ 北ラ石橋
	39	玉瀬(4)Ⅲ	127	切畠	
	40	堂山Ⅲ	128	切畠	
	42	奥ノ谷Ⅱ	129	切畠	
	73	切畠上谷川Ⅰ		「字奥ノ谷・字北ノ浦」 の部分のみ該当	
北部 09	45	検見(1)Ⅱ	53	切畠字検見1外	玉瀬字イズリ ハ・奥之焼、切 畠字剣見
	47	イズリハ(1)Ⅱ	54	玉瀬字イズリハ44外	
	44	奥ノ焼Ⅱ	132	玉瀬	
	77	検見東谷Ⅰ	133	切畠	
	53	イズリハ(3)Ⅰ	134	玉瀬	

	46	イヅリハ(1) I	区域全域該当		Y 区域
	48	イヅリハ(2) II	区域全域該当		Y 区域
	49	検見(3) II	区域全域該当		Y 区域
	50	検見 I	区域全域該当		Y 区域
	51	イヅリハ(4) I	区域全域該当		Y 区域
	52	イヅリハ(2) I	区域全域該当		Y 区域
	76	奥之焼西谷 I	区域全域該当		Y 区域
北部 10	78	立合新田谷 3 II	130 切畠	切畠字滝ヶ平井	
	79	立合新田谷 2 II	「字滝ヶ平井」の部分のみ該当		Y 区域
北部 11	54	鳥脇(1) I	4 切畠字鳥脇 3 4 外	切畠字鳥ヶ脇・ 箱ヶ谷	
	55	鳥脇(2) I	131 切畠		
	80	鳥脇谷川 I	区域全域該当		Y 区域
	81	鳥脇川 I	区域全域該当		Y 区域
南部 (右岸) 1	185	ゆずり葉(5) I	22 ゆずり葉台 2 丁目 20 - 132 外	ゆずり葉台 1 丁 目・2 丁目・3 丁目	
	184	ゆずり葉(3) I	101 ゆずり葉台 3 丁目外		
	186	ゆずり葉(2) I	102 ゆずり葉台 2 丁目外		
	258	ゆずり葉の谷 I	113 ゆずり葉台 3 丁目外		
	259	千石ズリ谷 I	114 小林外		
	261	逆瀬川 III	115 小林外		「南部 (右岸) 2」 にまたがるが、 「南部 (右岸) 1」 単独所属とする。
	187	ゆずり葉(1) I	「ゆずり葉台 1 丁目・2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域

	188	ゆずり葉(4) I	区域全域該当		Y区域
	189	ゆずり葉III	「ゆずり葉台1丁目」の部分のみ該当		Y区域
	257	ナガウラ川 I	区域全域該当		Y区域
	262	ゆずり葉台谷 1 III	区域全域該当		Y区域
南部 (右 岸) 2	168	長寿ヶ丘(1) I	9 長寿ガ丘外	長寿ガ丘、紅葉 ガ丘、月見山1 丁目・2丁目、 湯本町、武庫山 2丁目、宝松苑、 青葉台2丁目、 逆瀬台2丁目	
	177	紅葉ヶ丘(2) I	15 紅葉ガ丘 801-51 外		
	193	逆瀬台(3) I	逆瀬台2丁目 16-1 8外		
	169	長寿ヶ丘(2) I	23 長寿ガ丘外		
	171	月見山(4) I	24 月見山2丁目外		
	165	長寿ヶ丘(3) I	27 長寿ガ丘 761-48 外		
	166	長寿ヶ丘(4) I	28 長寿ガ丘 761-44 外		
	172	月見山(5) I	29 月見山 766-539 外		
	175	月見山 I	30 月見山1丁目外		
	176	武庫山 I	39 紅葉ガ丘外		
	178	紅葉ヶ丘 I	40 紅葉ガ丘外		
	179	武庫山(2) I	41 武庫山2丁目 132- 1外		
	173	月見山III	66 月見山2丁目 766- 628外		
	180	宝松苑 I	100 宝松苑外		
	190	青葉台 I	103 青葉台2丁目外		
	192	逆瀬台 I	104 逆瀬台2丁目外		

	194	逆瀬台(1) II	105	逆瀬台 2 丁目外		
	167	長寿ヶ丘(5) I		区域全域該当		Y 区域
	170	月見山(3) I		区域全域該当		Y 区域
	174	月見山(2) I		区域全域該当		Y 区域
	195	逆瀬台(2) II		「逆瀬台 2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	230	武庫山(3) I		区域全域該当		Y 区域
	231	月見山 I -2		区域全域該当		Y 区域
	232	武庫山 I -2		区域全域該当		Y 区域
	251	月見山谷 I		区域全域該当		Y 区域
	252	塩谷紅葉谷 I		区域全域該当		Y 区域
	254	小林谷 I		「青葉台 2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	255	武庫山北谷 I		「武庫山 2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	260	白瀬川 I		「逆瀬台 2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	274	觀音谷川 I		「長寿ヶ丘」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (右 岸) 3	199	野上(3) I	7	野上 5 丁目 4 – 5 8 6 外	野上 1 丁目・4 丁目・5 丁目	
	200	野上(2) I	106	野上 1 丁目外		
南部 (右 岸) 4	203	千種(1) I	107	千種 1 丁目外	千種 1 丁目、社 町	
	202	社町 I		「社町」の部分のみ該当		Y 区域
	204	千種(4) I		区域全域該当		Y 区域
	205	千種(5) I		「千種 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	223	千種 III		区域全域該当		Y 区域

南部 (右岸) 5	206	千種(2) I	108	千種2丁目外	塔の町、仁川台、 千種2丁目	
	207	千種(3) I	109	千種2丁目外		
	208	塔の町 I	110	塔の町外		
	205	千種(5) I		「千種2丁目」の部分のみ該当		Y区域
南部 (右岸) 6	211	仁川高丸(4) I	16	仁川高丸1丁目1-1 02外	仁川高丸1丁目、 仁川うぐいす台	
	212	仁川高丸(1) I	25	仁川高丸1丁目1-1 09外		
	229	仁川うぐいす台(3) II	111	仁川うぐいす台外		
	209	仁川うぐいす台(1)		区域全域該当		Y区域
	210	仁川うぐいす台(2)		区域全域該当		Y区域
南部 (左岸) 1	147	桜ヶ丘(2) I	97	川面外	桜ガ丘、川面字 長尾山15-1 3	
	148	桜ヶ丘(1) I	98	桜ガ丘外		
南部 (左岸) 2	146	御殿山(2)(1) I	21	御殿山4丁目11外	御殿山4丁目、 川面字長尾山1 5-964	「すみれガ丘1 丁目」部分には住 家が無い
	144	御殿山(1) I	96	御殿山4丁目外		「すみれガ丘1 丁目」部分には住 家が無い
	145	御殿山(2) I		区域全域該当		Y区域
	245	御殿山谷川 I		「御殿山4丁目」の部分 のみ該当		Y区域
南部 (左岸) 3	159	中山寺 I	6	中山荘園12-119 外	中山寺2丁目、 泉ガ丘、壳布4 丁目、壳布山手 町、壳布きよし ガ丘、清荒神3 丁目・5丁目	「中山荘園」部分 には住家が無い
	156	泉ヶ丘(2) I	20	泉ガ丘226-3外		
	225	壳布きよしガ 丘(2) I		壳布きよしガ丘12- 66外		
	110	中山寺III	65	中山寺2丁目160外		

南部 (左岸) 4	157	壳布きよしヶ丘 I	93	壳布山手町外	Y 区域	
	152	清荒神(2) II	94	清荒神 5 丁目外		
	154	清荒神 I	95	清荒神 5 丁目外		
	153	清荒神(3) II		区域全域該当		
	155	清荒神(1) II		「清荒神 3 丁目」の部分のみ該当		
	158	壳布ヶ丘 II		区域全域該当		
	221	壳布ヶ丘 (2) I		「清荒神 5 丁目」の部分のみ該当		
	222	清荒神(2) I		「清荒神 5 丁目」の部分のみ該当		
	245	御殿山谷川 I		「清荒神 5 丁目」の部分のみ該当		
	90	中山桜台(4) I	10	中山桜台 6 丁目 1 2 - 5 外		
南部 (左岸) 4	93	中山桜台(1) I	11	中山桜台 3 丁目 1 7 外	中山桜台 2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目・6 丁目・7 丁目、中山台 1 丁目、中山五月台 2 丁目・3 丁目・4 丁目・6 丁目・7 丁目	
	94	中山台 I	12	中山台 1 丁目 3 5 1 外		
	226	中山台(2) I	13	中山台 1 丁目 3 6 4 外		
	89	中山桜台 II	18	中山桜台 7 丁目 1 2 - 6 外		
	92	中山桜台(3) I	19	中山桜台 5 丁目 7 - 1 6 外		
	87	中山五月台(3) I	34	中山五月台 7 丁目 9 - 2 3 7 外		
	86	切畠 I	35	中山桜台 6 丁目 1 2 - 4 外		
	83	中山五月台(2) I	90	中山五月台 7 丁目外		
	84	中山五月台(1) III	91	中山五月台 7 丁目外		
	85	中山五月台(2) III	92	中山五月台 7 丁目外		

	88	中山桜台Ⅲ	区域全域該当		Y 区域
	91	中山桜台(2) I	区域全域該当		Y 区域
	95	中山五月台 (1) I	「中山五月台2丁目・3 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	224	中山桜台(5) II	区域全域該当		Y 区域
	233	中山谷川 I	区域全域該当		Y 区域
	234	五月台西谷川 I	区域全域該当		Y 区域
	235	五月谷 I	区域全域該当		Y 区域
	236	五月東谷 I	区域全域該当		Y 区域
	237	五月二ツ谷 I	「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
	238	五月台西北谷 I	「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
	239	五月台北谷 I	「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
南部 (左 岸) 5	130	雲雀丘(5) I	14 雲雀丘2丁目85外	平井1丁目・2 丁目・4丁目、 平井山荘、山本 西1丁目、山本 台3丁目、山手 台東1丁目、中 筋山手5丁目、 雲雀丘2丁目・ 3丁目	
	104	平井(2) I	58 平井1丁目201-2 外		
	227	平井(6) I	82 平井4丁目外		
	108	平井(1) I	83 平井2丁目外		
	105	平井(3) I	84 平井1丁目外		
	218	平井(5) I	85 平井1丁目外		
	217	山手台東(3) III	86 山手台東1丁目外		
	97	中筋 I	87 中筋山手5丁目外		「南部(左岸)4」 にまたがるが、 「南部(左岸)5」 単独所属とする。
	100	山本台 I	88 山本台3丁目外		

	216	山本西 I	89	山本西 1 丁目外		
	131	雲雀丘(2) I	99	雲雀丘 3 丁目外		
	99	中筋山手(3) I		「山本台 3 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	101	山手台東(1) III		区域全域該当		Y 区域
	102	山手台東(2) III		「山手台東 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	103	平井(4) I		「山手台東 1 丁目、平井 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	106	平井山荘 I		「平井山荘」の部分のみ該当		Y 区域
	107	平井山荘(2) I		「山手台東 1 丁目、平井 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	240	向谷 I		「山手台東 1 丁目、平井 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	241	辰巳谷川 I		区域全域該当		Y 区域
	243	城丸川 I		「平井 2 丁目・4 丁目、平井山荘」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (左 岸) 6	128	莊園(1) I	1	花屋敷莊園 2 丁目 60 外	花屋敷莊園 1 丁目・2 丁目・3 丁目、花屋敷つ つじヶ丘、花屋敷松ヶ丘、雲雀 丘山手 1 丁目・2 丁目、長尾台 1 丁目・2 丁目、ふじヶ丘	
	129	莊園(2) I	2	花屋敷莊園 3 丁目 23 - 1 外		
	266	莊園(2)(1) I	5	花屋敷莊園 3 丁目 25 外		
	119	つつじヶ丘(2) I	8	花屋敷つつじヶ丘 29 9-1 外		
	267	莊園(3) I	17	花屋敷莊園 3 丁目 3-2 外		
	264	長尾台(6) I	36	長尾台 2 丁目 5-49 外		
	117	つつじヶ丘(3) I	37	花屋敷つつじヶ丘 2-1657 外		
	220	つつじヶ丘(1) I	38	花屋敷つつじヶ丘 2-1657 外		

	113	ふじヶ丘 I	69	ふじガ丘 6 – 8 0 外		
	111	ふじヶ丘 (1) (2) I	70	切畠字長尾山 6 – 2 外		
	127	松ヶ丘 I	72	花屋敷松ガ丘 1 6 2 – 1 外		
	114	長尾台 (2) (1) I	73	長尾台 2 丁目外		
	116	長尾台 (5) I	74	長尾台 1 丁目外		
	123	長尾台 (2) I	75	長尾台 1 丁目外		
	120	長尾台 (4) I	76	長尾台 1 丁目外		
	121	雲雀丘山手 (2) I	77	雲雀丘山手 2 丁目外		
	122	雲雀丘山手 (2) (1) I	78	雲雀丘山手 2 丁目外		
	126	つつじヶ丘 (4) I	79	花屋敷つつじガ丘外		
	265	雲雀丘山手 (1) I	80	雲雀丘山手 1 丁目外		
	124	雲雀丘山手 (3) I	81	雲雀丘山手 2 丁目外	「南部 (左岸) 5」 にまたがるが、 「南部 (左岸) 6」 単独所属とする。	
	269	花屋敷莊園 I	112	花屋敷莊園 1 丁目外		
	112	ふじヶ丘 (2) (2) I		区域全域該当	Y 区域	
	115	長尾台 (3) I		区域全域該当	Y 区域	
	118	つつじヶ丘 (2) (1) I		区域全域該当	Y 区域	
	125	つつじヶ丘 II		区域全域該当	Y 区域	
	219	長尾台 II		区域全域該当	Y 区域	
	228	ふじヶ丘 (1) (2) I – 1		「ふじガ丘」の部分のみ 該当	Y 区域	

	263	長尾台(1) I	「長尾台 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	268	満願寺西谷 I	「ふじガ丘」の部分のみ該当		Y 区域
	270	花屋敷(1) I	「花屋敷莊園 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域

3 避難情報発令の判断基準

避難情報発令の判断基準は、表－4のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 表－4中には1以外に複数の事象を記載している区分があるが、1の事象が基本となる判断基準であり、その他の事象を含めて総合的に判断を行うこととする。
- 具体的には、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあるとともに、土砂災害に係る防災情報には全市を対象とするものとメッシュによる地域ごとの危険度を示す情報があることから、関係機関との情報交換を密に行い、土砂災害警戒情報発表の有無、気象庁が発表する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の防災気象情報、兵庫県が提供する地域別土砂災害危険度、さらには、各雨量計（観測点）の雨量の変化、現地情報の収集（降雨強度、前兆現象の有無等）を中心に、近隣の災害発生状況、過去の災害の発生例及び地形等から災害の発生のおそれがあるかどうか、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等の情報を考慮して、総合的に判断を行うこととする。
- 夜間に避難情報の発令が予想される場合は、情報伝達及び避難行動に時間を要することを考慮し、明るい時間帯に発令する。
- 避難情報を発令する各段階における市の防災体制及び防災指令は水害対策体制・指令に準じる。

表－4 避難情報発令の判断基準（土砂災害）

- 注意喚起は市内全域の土砂災害警戒区域（警戒すべき区域）に対して広報する。
- 発令基準を満たす土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域が増加した場合、個別に避難情報を発令していると、避難情報の発令に遅れが生じる危険性があるため、表－5のとおり、避難情報の発令対象区域を状況に応じて変更する。

区分	気象状況等	現地の予兆等
注意喚起 (警戒レベル2)	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 2 時間雨量及び連続雨量がそれぞれ次の数値を超えた場合 (1) 時間雨量 30mm、連続雨量 100mm (2) 時間雨量 20mm、連続雨量 150mm (3) 時間雨量 10mm、連続雨量 200mm	
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、兵庫県が提供する地域別土砂災害危険度に示される危険度推移図の「2時間後の予測危険度」が土砂災害警戒基準線（C L）を超えた場合 2 気象庁が発表する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「警戒（赤）」が出現した場合（土壤雨量指数の実況値又は予測値で大雨警報（土砂災害）の基準以上となる場合） 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合
避難指示 (警戒レベル4)	1 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度に示される危険度推移図の「1時間後の予測危険度」が土砂災害警戒基準線（C L）を超えた場合 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「危険（紫）」が出現した場合（土壤雨量指数の実況値又は予測値で土砂災害警戒情報の基準以上となる場合） 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」が出現した場合（土壤雨量指標の実況値で大雨特別警報（土砂災害）の基準以上となる場合）	一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合
解除	大雨警報（土砂災害）が解除された場合	現地調査を行い、安全を確認した場合

※土砂災害警戒情報が宝塚市に発表されていない場合も、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の防災気象情報、地域別土砂災害危険度、市内の雨量観測点の雨量情報、近隣の災害発生状況、現地の予兆情報などから総合的に判断する。

表－5：発令対象区域

発令対象区域	対象区域の選定基準
個別（グループ単位）	地域別土砂災害危険度の1つのメッシュ（1km）が発令基準を満たすとき
市内全域	市全域にわたり基準を満たすメッシュが複数あり、全域に避難を促す必要がある場合

情報の入手先・国土交通省 六甲砂防事務所（六甲山系）

TEL 078-851-0535

・兵庫県 県土整備部 土木局 砂防課

TEL 078-362-3565 土砂災害対策係

・兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所

TEL 0797-83-3203 管理第二課

TEL 0797-83-3180 河川砂防課

・気象庁 神戸地方気象台

通常時の問い合わせ先（今後どうなるか等）

TEL 078-222-8915 観測予報課

TEL 078-222-8907 業務課

緊急時の問い合わせ先（ホットライン）

衛星電話 87-982-33 観測予報課

情報の報告先・兵庫県 企画県民部 災害対策局 災害対策課

TEL 078-362-9988 防災係

兵庫県 阪神北県民局 総務企画室 総務防災課

TEL 0797-83-3124

4 避難情報の伝達

(1) 伝達手段と方法

第I編水害編の4を参照のこと。

ただし、土砂災害に対する避難行動は「立ち退き避難」を原則とするため、避難情報を発令する場合には、安全に避難行動が実施できるような伝達方法及び内容とする。

また、土砂災害は浸水害等の他の風水害に比較し突発性が高く予測が困難なことから、高齢者等避難の発令段階から住民が自発的に避難を開始するような伝達方法及び内容とするよう配意する

(2) 伝達内容・伝達先

避難情報の伝達内容については、本市地域防災計画関連図書「資料・様式編」第4部4-5の「災害時の広報」に基づくとともに、下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

※例文は、発令グループ「北部01」を発令対象とする場合である。

※市内全域を対象区域とする場合には、「対象地域：市内全域」となる。

ア 警戒レベル3、高齢者等避難の伝達文(例)

土砂災害発生の危険性が高まっているため、以下の地域の土砂災害警戒区域に高齢者等避難を発令しました（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認し、避難行動をとってください。

対象地域：上佐曾利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

イ 警戒レベル4、避難指示の伝達文(例)

土砂災害発生の危険性が高まっているため、以下の地域の土砂災害警戒区域に避難指示を発令しました（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認し、避難行動をとってください。

対象地域：上佐曾利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

ウ 警戒レベル5、緊急安全確保の伝達文（例）

緊急安全確保。緊急安全確保。△△△△△△△△△△△△△△△で土砂災害が発生しました。2次災害のおそれがありますので、土砂災害発生個所には近づかないようにしてください（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認してください。

対象地域：上佐曾利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

資料

【資料1】避難情報の特性

ここで対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

発令時の状況	
高齢者等 避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ※本市地域防災計画上では「気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合」と記載
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ※本市地域防災計画上では「当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合」と記載
緊急安全 確保	・人的被害の発生した状況 ※本市地域防災計画上では「状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現に災害が発生し、その現場に残留者がある場合」と記載

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
高齢者等 避難	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人々は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
緊急安全 確保避難	・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

【資料2】避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、自主避難場所一覧

(1) 避難所

地区	避難所	所在地	電話	備考
第1地区	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	0798-52-1166	
	良元小学校	小林 5 丁目 2-42	71-5511	
	末成小学校	末成町 1-1	71-5330	
	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	
	高司小学校	高司 4 丁目 4-55	73-7347	浸水
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	0798-51-1132	土砂
	高司中学校	高司 2 丁目 3-1	73-3297	
	くらんど人権文化センター	中野町 22-19	73-2222	
	共同利用施設 福井会館	福井町 9-6	72-5456	浸水
	〃 小林会館	小林 1 丁目 3-20	72-6503	
	〃 美幸会館	美幸町 9-20	72-2363	
	〃 亀井会館	亀井町 10-17	72-0198	浸水
	〃 鹿塩会館	鹿塩 1 丁目 4-36	0798-85-4160	
	〃 高司会館	高司 2 丁目 14-6	090-7481-4337	浸水
	〃 御所の前会館	御所の前町 7-14	71-7711	浸水
	〃 仁川会館	仁川北 3 丁目 2-3	0798-53-4552	
第2地区	地域利用施設 高松会館	高松町 7-6	74-6602	
	〃 光明会館	光明町 10-24	74-5764	
	西公民館	小林 2 丁目 7-30	77-1200	
	さらら仁川公益施設	仁川北 2 丁目 5-1	0798-52-7686	
	宝塚第一小学校	野上 1 丁目 3-35	71-0492	
	西山小学校	野上 6 丁目 2-1	71-8451	
	逆瀬台小学校	逆瀬台 6 丁目 1-1	73-3305	土砂
	末広小学校	末広町 3-1	72-6581	浸水
	宝梅中学校	宝梅 3 丁目 4-20	71-8886	土砂
	光ガ丘中学校	光ガ丘 2 丁目 15-1	74-3448	
予備避難所	県立宝塚高等学校	逆瀬台 2 丁目 2-1	71-0345	土砂
	県立宝塚西高等学校	ゆずり葉台 1 丁目 1-1	73-4035	土砂
	共同利用施設 伊子志会館	伊子志 1 丁目 6-27	74-7800	浸水
	地域利用施設 南口会館	南口 2 丁目 14-5-3	73-5396	
	中央公民館	末広町 3-53	73-6600	浸水

地区	避難所	所在地	電話	備考
第3地区	指定避難所 宝塚小学校	川面1丁目 7-34	87-0451	
	定避難所 壳布小学校	壳布ガ丘 1-20	84-2441	
	避難所 すみれガ丘小学校	すみれが丘 1丁目 5-1	87-4405	
	御殿山中学校	御殿山1丁目 3-1	86-7771	土砂
	県立宝塚北高等学校	すみれが丘 4丁目 1-1	86-3291	土砂
	予備避難所 共同利用施設 壳布会館	壳布1丁目 7-1	87-5314	
	〃 川面会館	川面3丁目 12-10	85-8660	
	〃 米谷会館	米谷2丁目 17-23	84-9955	
	ピピアめふ公益施設	壳布2丁目 5-1	85-2274	
	市立文化施設ベガ・ホール	清荒神1丁目 2-18	84-6192	
第4地区	花のみち1番館・2番館3階	栄町1丁目 6-1 6-2	87-8741	
	地域利用施設 御殿山会館	御殿山2丁目 1-81	81-6656	土砂
	宝塚市立壳布北グラウンド管理棟	壳布自由ガ丘	62-6511	
	指定避難所 小浜小学校	小浜4丁目 7-10	87-0296	
	安倉小学校	安倉中6丁目 1-1	84-8997	
	美座小学校	美座2丁目 6-1	87-0019	浸水
	安倉北小学校	安倉北5丁目 1-1	87-5744	
	宝塚中学校	美座1丁目 1-20	87-0292	浸水
	安倉中学校	安倉中6丁目 3-1	87-0091	浸水
	予備避難所 まいたに人権文化センター	今里町 5-1	84-4461	
第5地区	共同利用施設 安倉会館	安倉中2丁目 2-1	87-1228	
	〃 小浜会館	小浜5丁目 11-21	84-2463	
	〃 泉町会館	泉町 10-5	85-5515	浸水
	〃 旭町会館	旭町2丁目 22-37	20-7967	
	〃 安倉西会館	安倉西2丁目 1-3	86-0021	
	地域利用施設 美座会館	美座2丁目 10-1	87-4385	浸水
	指定避難所 長尾小学校	山本東1丁目 10-10	88-2031	
	長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	88-3137	
	丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	89-4145	
	長尾中学校	長尾町 7-1	89-3010	浸水
第5地区	南ひばりガ丘中学校	南ひばりガ丘 2丁目 7-1	89-0224	浸水
	予備避難所 中山寺	中山寺2丁目 11-1	87-0024	
	ひらい人権文化センター	平井6丁目 3-38	88-2795	土砂
	共同利用施設 中山寺会館	中山寺2丁目 6-2	84-5050	
	〃 中筋会館	中筋3丁目 61	88-2776	
	〃 長尾南会館	山本丸橋2丁目 1-1	89-3740	
	〃 山本野里会館	山本野里2丁目 5-29	89-9596	
	東公民館	山本南2丁目 5-2	89-1567	

地区	避難所	所在地	電話	備考
第6地区	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	
	(旧) 中山五月台小学校	中山五月台7丁目 4-1	89-5412	土砂
	山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	88-5322	土砂
	長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	072-757-8810	土砂
	中山五月台中学校	中山五月台4丁目 20-1	88-7512	
	山手台中学校	山手台西1丁目 4-1	88-1201	土砂
	県立宝塚東高等学校	中山五月台1丁目 12-1	89-3751	
	雲雀丘学園	雲雀丘4丁目 2-1	072-759-3000	
	共同利用施設 山本台会館	山本台1丁目 13-3	89-5548	
	〃 松ガ丘会館	花屋敷松ガ丘 21-22	072-759-5845	
第7地区	中山台コミュニティセンター	中山桜台5丁目 15-2	89-9605	土砂
	地域利用施設 雲雀丘俱楽部 (雲雀丘サービスステーション)	雲雀丘1丁目 1-1	072-758-7680	
	指定 西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	
第7地区	西谷中学校	大原野字石保 46	91-0312	
	予備 宝塚自然の家	大原野字松尾 1	91-0303	
	予備 武田尾公会堂	玉瀬字イヅリハ 1-88		土砂 浸水

※ 備考欄「浸水」：建物の1階部分が利用不可能になることがある。

※ 備考欄「土砂」：土砂災害時、施設が利用不可能になることがある。

地区	避難所	所在地	電話	備考
川西市	川西市立桜が丘小学校	川西市日高町 4-1	072-758-9450	
	川西市立川西中学校	川西市松が丘町 1-1	072-759-2473	

※ 花屋敷地域における緊急時避難所

(2) 福祉避難所

避難所	所在地	電話	備考
宝塚市総合福祉センター	安倉西2丁目 1-1	86-5000	
市立老人福祉センター (フレミラ宝塚)	売布東の町 12-8	85-3861	浸水
市立養護学校	安倉中6丁目 1-3	84-5686	
特別養護老人ホーム 花屋敷栄光園	切畠字長尾山 5-321	072-740-3388	土砂
特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	ゆずり葉台3丁目 1-2	71-1151	
特別養護老人ホーム 宝塚ちどり	亀井町 10-30	73-0880	浸水
特別養護老人ホームケアホーム中山ちどり	中山桜台1丁目 7-1	82-0201	
安倉デイサービスセンター	安倉西2丁目 1-2	81-2030	
安倉西身体障礙者支援センター	安倉西2丁目 1-2	81-2032	

避難所	所在地	電話	備考
介護老人保健施設ステップハウス宝塚	小浜4丁目5-6	86-8823	
介護老人福祉施設 夢御殿山	御殿山1-3-3	85-2951	土砂
特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	中筋2丁目10-18	80-4165	
特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ	大原野字南穴虫1-253	83-5010	
介護老人保健施設 西谷憩いの家	大原野字波坂2-7	91-1234	
介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	亀井町10-51	71-6510	浸水
小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	小浜3丁目12-23	85-3166	浸水
特別養護老人ホーム 宝塚まどか園	美座2丁目22-2	83-1175	浸水
介護老人保健施設 エスペランサ	山本丸橋2丁目22番1号	82-3338	浸水
特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	弥生町2番2号	85-3656	
特別養護老人ホーム 星花苑	川面字長尾山15-16	83-3001	
障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム	玉瀬字田畠10番地	91-1800	
障害者支援施設 希望の家 サンホーム	玉瀬字田畠9番地	91-1045	土砂
障害者支援施設 希望の家 ワークセンター	安倉西3丁目1番5号	87-0141	浸水
障害福祉施設 ななくさ育成園	東洋町3丁目15	26-7481	浸水

※ 特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

(3) 指定緊急避難場所

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
第1地区	仁川小学校	仁川宮西町1-25	○	
	良元小学校	小林5丁目2-42	○	
	未成小学校	未成町1-1	○	
	光明小学校	光明町8-40	○	
	高司小学校	高司4丁目4-55	○	
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台1-1	○	
	高司中学校	高司2丁目3-1	○	
	阪神競馬場	駒の町1-1		○
	武庫川河川敷緑地			○
第2地区	宝塚第一小学校	野上1丁目3-35	○	
	西山小学校	野上6丁目2-1	○	
	逆瀬台小学校	逆瀬台6丁目1-1	○	
	末広小学校	末広町3-1	○	
	宝梅中学校	宝梅3丁目4-20	○	
	光が丘中学校	光が丘2丁目15-1	○	
	県立宝塚高等学校	逆瀬台2丁目2-1	○	
	県立宝塚西高等学校	ゆずり葉台1丁目1-1	○	
	末広中央公園	末広町3		○
	宝塚文化芸術センター及び	武庫川町7-64、6-1		○
	宝塚ゴルフ俱楽部	蔵人字深谷1391-1		○
	武庫川河川敷緑地			○

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
第3地区	宝塚小学校	川面1丁目 7-34	○	
	壳布小学校	壳布ガ丘 1-20	○	
	すみれが丘小学校	すみれが丘1丁目 5-1	○	○
	御殿山中学校	御殿山1丁目 3-1	○	
	県立宝塚北高等学校	すみれが丘4丁目 1-1	○	
	宝塚市立壳布北グランド	壳布自由ガ丘		○
	武庫川河川敷緑地			○
第4地区	小浜小学校	小浜4丁目 7-10	○	
	安倉小学校	安倉中6丁目 1-1	○	○
	美座小学校	美座2丁目 6-1	○	
	安倉北小学校	安倉北5丁目 1-1	○	○
	宝塚中学校	美座1丁目 1-20	○	
	安倉中学校	安倉中6丁目 3-1	○	○
	武庫川河川敷緑地			○
第5地区	長尾小学校	山本東1丁目 10-10	○	
	長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	○	
	丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	○	○
	長尾中学校	長尾町 7-1	○	○
	南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘2丁目 7-1	○	○
	中山寺及び周辺空地	中山寺2丁目 11-1		○
	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	○	
第6地区	(旧) 中山五月台小学校	中山五月台7丁目 4-1	○	○
	山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	○	
	長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	○	
	中山五月台中学校	中山五月台4丁目 20-1	○	
	山手台中学校	山手台西1丁目 4	○	
	県立宝塚東高等学校	中山五月台1丁目 12-1	○	
	雲雀丘学園	雲雀丘4丁目 2-1	○	
	宝塚市立花屋敷グランド	花屋敷荘園4丁目 2-22		○
	愛宕原ゴルフ俱楽部	切畠字長尾山 5-3		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畠字長尾山 19-14		○
	雲雀丘ゴルフ俱楽部	雲雀丘山手 2-10-11		○
	西谷小学校	大原野字石保 34-1	○	
第7地区	西谷中学校	大原野字石保 46	○	
	旭国際宝塚カンツリー俱楽部	下佐曾利字大谷 4-12		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畠字長尾山 19-14		○
	新宝塚カントリークラブ	切畠字剣見 1-2		○
	宝塚クラシックゴルフ俱楽部	切畠桜小場 19		○
	大宝塚ゴルフクラブ	切畠字長尾山 19		○
	太平洋クラブ宝塚コース	芝辻新田字花折 7-2		○
	宝塚高原ゴルフクラブ	切畠字長尾山 14		○

※ 「指定緊急避難場所」は被災後に避難者が一時期生活をするための「避難所」とは異なり、大規模火災などの災害発生直後に、緊急的に身の安全を確保するために一時的な避難に供する場所として、現在の「避難地」や学校のグランド、規模の大きな公共空間等を基本に指定する。

(4) 自主避難場所

地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X
1	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949
2	宝塚第一小学校	野上1丁目 3-35	71-0492	71-3594
3	宝塚小学校	川面1丁目 7-34	87-0451	84-0779
4	安倉小学校	安倉中6丁目 1-1	84-8997	81-0784
5	長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	88-3137	89-0795
6	中山五月台中学校	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105
7	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008

【資料3】土砂災害警戒区域

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
1	芝 III	下佐曾利芝	急傾斜地		57
2	芝 II	下佐曾利芝	急傾斜地		
3	大藪 II	下佐曾利大藪	急傾斜地		42
4	福本 (1) II	下佐曾利福本	急傾斜地	西谷小学校	43
5	福本 (2) II	下佐曾利福本	急傾斜地	西谷中学校	44
6	西川 I	下佐曾利西川	急傾斜地	宝塚自然の家	31
7	角 II	下佐曾利角	急傾斜地	介護老人保健施設西谷憩いの家	45
8	中山 II	下佐曾利中山	急傾斜地	特別養護老人ホーム	46
9	山添 II	下佐曾利山添	急傾斜地	宝塚シニアコミュニティ	
10	道谷 I	長谷道谷	急傾斜地	旭国際宝塚カンツリー倶楽部	33
11	北畠 II	長谷北畠	急傾斜地		47
12	道谷 II	長谷道谷	急傾斜地		48
13	岩坪 II	大原野岩坪	急傾斜地		63
14	大原野 II	大原野石風	急傾斜地		49
15	大原野 (5) II	大原野西田	急傾斜地		50
16	大原野 (6) II	大原野西田	急傾斜地		51
17	大原野 (3) II	大原野鳥ノ内	急傾斜地	西谷小学校	67
18	大原野 (4) II	大原野鳥ノ内	急傾斜地	西谷中学校	52
19	大原野 I	大原野	急傾斜地	宝塚自然の家	55
20	大原野 (7) II	大原野林	急傾斜地	介護老人保健施設西谷憩いの家	56
21	大原野 (2) II	大原野馬形	急傾斜地	特別養護老人ホーム	68
22	境野 I	境野	急傾斜地	宝塚シニアコミュニティ	71
23	境野 (1) II	境野野手上	急傾斜地	太平洋クラブ宝塚コース	116
24	境野 (2) II	境野若下	急傾斜地		117
25	境野 (3) II	境野浜居場	急傾斜地		119
26	境野 (1) III	境野浜居場	急傾斜地	西谷小学校	118
27	境野 (2) III	境野大道南	急傾斜地	西谷中学校	120
28	境野 (3) III	境野	急傾斜地	宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 太平洋クラブ宝塚コース	59
29	玉瀬 (2) III	玉瀬	急傾斜地	西谷小学校	121
30	玉瀬 (3) III	玉瀬	急傾斜地	西谷中学校	60
31	玉瀬 (1) III	玉瀬前田	急傾斜地	宝塚自然の家	61
32	前田 I	玉瀬前田	急傾斜地	介護老人保健施設西谷憩いの家	32
33	平田 II	玉瀬平田	急傾斜地	特別養護老人ホーム	122
34	津賀 II	玉瀬津賀	急傾斜地	宝塚シニアコミュニティ	123

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
35	細尾 I	玉瀬細尾	急傾斜地	新宝塚カントリークラブ	124
36	タワ I	玉瀬タワ	急傾斜地		
37	玉瀬(5) III	玉瀬	急傾斜地		64
38	大岩谷 I	大岩谷	急傾斜地		125
39	玉瀬(4) III	玉瀬	急傾斜地		127
40	堂山 III	切畠堂山	急傾斜地		128
41	奥ノ谷 III	切畠奥ノ谷	急傾斜地		62
42	奥ノ谷 II	切畠奥ノ谷	急傾斜地		129
43	切畠 III	切畠	急傾斜地		
44	奥ノ焼 II	切畠奥ノ焼	急傾斜地		132
45	検見(1) II	切畠検見	急傾斜地		53
46	イヅリハ(1) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
47	イヅリハ(1) II	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		54
48	イヅリハ(2) II	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
49	検見(3) II	切畠検見	急傾斜地		
50	検見 I	切畠検見	急傾斜地		
51	イヅリハ(4) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
52	イヅリハ(2) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
53	イヅリハ(3) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		134
54	鳥脇(1) I	鳥ガ脇	急傾斜地	西谷小学校	4
55	鳥脇(2) I	鳥ガ脇	急傾斜地	西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	131
56	スリバチ谷川 II	上佐曾利	土石流	西谷小学校	
57	上佐曾利谷 1 II	上佐曾利	土石流	西谷中学校	3
58	上佐曾利谷 2 II	上佐曾利	土石流	宝塚自然の家	
59	上佐曾利谷 3 II	上佐曾利	土石流	介護老人保健施設西谷憩いの家	
60	上佐曾利谷 4 II	上佐曾利	土石流	特別養護老人ホーム	
61	皿池谷川 I	下佐曾利	土石流	宝塚シニアコミュニティ	
62	下佐曾利谷 II	下佐曾利	土石流	旭国際宝塚カントリー倶楽部	26
63	西部谷 1 II	大原野	土石流	西谷小学校	
64	波豆西部谷 2 II	大原野	土石流	西谷中学校	
65	波豆西部谷 3 II	波豆	土石流	宝塚自然の家	
66	天狗山東谷 II	大原野	土石流	介護老人保健施設西谷憩いの家	
67	竜王山西谷 I	大原野	土石流	特別養護老人ホーム	
68	原野川 I	大原野	土石流	宝塚シニアコミュニティ	

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
69	安場川 I	大原野	土石流	太平洋クラブ宝塚コース	
70	穴虫川 I	大原野	土石流		
71	境野川 I	大原野	土石流		
72	玉瀬谷 II	玉瀬	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 新宝塚カントリークラブ	126
73	切畑上谷川 I	切畑	土石流		
74	切畑谷 1 II	切畑	土石流		
75	茶屋池谷 II	切畑	土石流		
76	奥之焼西谷 I	切畑	土石流		
77	検見東谷 I	切畑	土石流		133
78	立合新田谷 3 II	切畑	土石流		130
79	立合新田谷 2 II	切畑	土石流		
80	鳥脇谷川 I	切畑	土石流		
81	鳥脇川 I	切畑	土石流		
82	長尾山谷 II	切畑	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	
83	中山五月台(2) I	中山五月台七丁目	急傾斜地		90
84	中山五月台(1) III	中山五月台七丁目	急傾斜地		91
85	中山五月台(2) III	中山五月台七丁目	急傾斜地		92
86	切畑 I	中山五月台六丁目	急傾斜地		35
87	中山五月台(3) I	中山五月台七丁目	急傾斜地		34
88	中山桜台III	中山桜台六丁目	急傾斜地		
89	中山桜台 II	中山桜台七丁目	急傾斜地		18
90	中山桜台(4) I	中山桜台六丁目	急傾斜地		10
91	中山桜台(2) I	中山桜台五丁目	急傾斜地		
92	中山桜台(3) I	中山桜台五丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	19
93	中山桜台(1) I	中山桜台三丁目	急傾斜地		11
94	中山台 I	中山台一丁目	急傾斜地		12
95	中山五月台(1) I	中山五月台二丁目	急傾斜地		
96	山手台西 I	山手台西二丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	
97	中筋 I	中筋山手五丁目	急傾斜地		87
98	中筋山手(2) I	山手台西一丁目	急傾斜地		
99	中筋山手(3) I	山本台三丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	
100	山本台 I	山本台三丁目	急傾斜地		88

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
101	山手台東(1) III	山手台東一丁目	急傾斜地		
102	山手台東(2) III	山手台東一丁目	急傾斜地		86
103	平井(4) I	平井一丁目	急傾斜地		
104	平井(2) I	平井一丁目	急傾斜地		58
105	平井(3) I	平井一丁目	急傾斜地		84
106	平井山荘 I	平井山荘	急傾斜地		
107	平井山荘(2) I	平井山荘	急傾斜地		
108	平井(1) I	平井二丁目	急傾斜地		83
109	中筋山手 I	中筋山手三丁目	急傾斜地		
110	中山寺III	中山寺二丁目	急傾斜地		65
111	ふじヶ丘(1)(2) I	ふじヶ丘	急傾斜地		70
112	ふじヶ丘(2)(2) I	ふじヶ丘	急傾斜地		
113	ふじヶ丘 I	ふじヶ丘	急傾斜地		69
114	長尾台(2)(1) I	長尾台二丁目	急傾斜地		73
115	長尾台(3) I	長尾台二丁目	急傾斜地		
116	長尾台(5) I	長尾台一丁目	急傾斜地		74
117	つつじヶ丘(3) I	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		37
118	つつじヶ丘(2)(1) I	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		
119	つつじヶ丘(2) I	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		8
120	長尾台(4) I	長尾台一丁目	急傾斜地		76
121	雲雀丘山手(2) I	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		77
122	雲雀丘山手(2)(1) I	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		78
123	長尾台(2) I	長尾台一丁目	急傾斜地		75
124	雲雀丘山手(3) I	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		81
125	つつじヶ丘 II	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		
126	つつじヶ丘(4) I	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		79
127	松ヶ丘 I	花屋敷松が丘	急傾斜地		72
128	莊園(1) I	花屋敷莊園二丁目	急傾斜地		1
129	莊園(2) I	花屋敷莊園三丁目	急傾斜地		2
130	雲雀丘(5) I	雲雀丘二丁目	急傾斜地		14
131	雲雀丘(2) I	雲雀丘三丁目	急傾斜地		99
132	雲雀丘(4) I	雲雀丘一丁目	急傾斜地		
133	すみれヶ丘(2)(2) I	すみれガ丘三丁目	急傾斜地		

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
134	すみれヶ丘(1) (2) III	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	御殿山中学校	
135	すみれヶ丘(1) (2) I	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館	
136	すみれヶ丘(4) (2) I	すみれガ丘二丁目	急傾斜地	介護老人福祉施設夢御殿山	
137	すみれヶ丘(3) (2) III	すみれガ丘二丁目	急傾斜地		
138	すみれヶ丘(4) (2) III	すみれガ丘二丁目	急傾斜地		
139	すみれヶ丘(3) (2) I	すみれガ丘三丁目	急傾斜地		
140	すみれヶ丘(2) (2) III	すみれガ丘三丁目	急傾斜地		
141	すみれヶ丘(6) (2) I	すみれガ丘四丁目	急傾斜地	すみれガ丘小学校	
142	すみれヶ丘(5) (2) I	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	御殿山中学校	
143	すみれヶ丘(2) II	すみれガ丘二丁目	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
144	御殿山(1) I	御殿山四丁目	急傾斜地		96
145	御殿山(2) I	御殿山四丁目	急傾斜地	宝塚小学校	
146	御殿山(2) (1) I	御殿山四丁目	急傾斜地	御殿山中学校	21
147	桜ヶ丘(2) I	川面	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館	97
148	桜ヶ丘(1) I	桜ヶ丘	急傾斜地	介護老人福祉施設夢御殿山	98
149	川面 I	川面五丁目	急傾斜地		
150	米谷III	米谷	急傾斜地		
151	米谷(2) II	米谷	急傾斜地		
152	清荒神(2) II	清荒神五丁目	急傾斜地	壳布小学校	94
153	清荒神(3) II	清荒神三丁目	急傾斜地	宝塚中学校	
154	清荒神 I	清荒神五丁目	急傾斜地	宝塚ベガホール	95
155	清荒神(1) II	清荒神三丁目	急傾斜地	ピピア壳布公益施設	
156	泉ヶ丘(2) I	泉ヶ丘	急傾斜地	市立老人福祉センター	20
157	壳布きよしヶ丘 I	壳布山手町	急傾斜地	(フレミラ宝塚)	93
158	壳布ヶ丘 II	壳布四丁目	急傾斜地	小規模多機能型居宅介護	
159	中山寺 I	壳布四丁目	急傾斜地	事業所オアシス宝塚	6
160	中山莊園 I	中山莊園	急傾斜地		
161	中山莊園(2) I	中山莊園	急傾斜地		
162	米谷 I	米谷一丁目	急傾斜地	小浜小学校	
163	米谷(1) II	米谷一丁目	急傾斜地	介護老人保健施設 ステップハウス宝塚 共同利用施設小浜会館	
164	安倉西 I	安倉西二丁目	急傾斜地	安倉小学校 安倉中学校 宝塚市総合福祉センター	
165	長寿ヶ丘(3) I	長寿ヶ丘	急傾斜地	宝塚第一小学校	27
166	長寿ヶ丘(4) I	長寿ヶ丘	急傾斜地	宝梅中学校	28
167	長寿ヶ丘(5) I	長寿ヶ丘	急傾斜地	甲子園大学	
168	長寿ヶ丘(1) I	長寿ヶ丘	急傾斜地	地域利用施設南口会館	9

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
169	長寿ヶ丘(2) I	長寿ヶ丘	急傾斜地		23
170	月見山(3) I	長寿ヶ丘	急傾斜地		
171	月見山(4) I	月見山二丁目	急傾斜地		24
172	月見山(5) I	月見山二丁目	急傾斜地		29
173	月見山III	月見山二丁目	急傾斜地		66
174	月見山(2) I	月見山一丁目	急傾斜地		
175	月見山 I	月見山一丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校	30
176	武庫山 I	紅葉ヶ丘	急傾斜地	宝梅中学校	39
177	紅葉ヶ丘(2) I	紅葉ヶ丘	急傾斜地	地域利用施設南口会館	15
178	紅葉ヶ丘 I	紅葉ヶ丘	急傾斜地		40
179	武庫山(2) I	武庫山二丁目	急傾斜地		41
180	宝松苑 I	宝松苑	急傾斜地		100
181	光ヶ丘(1) I	光ヶ丘一丁目	急傾斜地		
182	光ヶ丘(2) I	光ヶ丘一丁目	急傾斜地		
183	光ヶ丘 II	小林	急傾斜地		
184	ゆずり葉(3) I	ゆずり葉台三丁目	急傾斜地		101
185	ゆずり葉(5) I	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		22
186	ゆずり葉(2) I	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		102
187	ゆずり葉(1) I	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
188	ゆずり葉(4) I	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
189	ゆずり葉III	ゆずり葉台一丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校	
190	青葉台 I	青葉台二丁目	急傾斜地	西山小学校	103
191	逆瀬台(2) I	逆瀬台六丁目	急傾斜地	光が丘中学校	
192	逆瀬台 I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	地域利用施設南口会館	104
193	逆瀬台(3) I	逆瀬台二丁目	急傾斜地	宝塚ゴルフ俱楽部	
194	逆瀬台(1) II	逆瀬台二丁目	急傾斜地		105
195	逆瀬台(2) II	逆瀬台二丁目	急傾斜地		
196	宝梅(1) I	宝梅二丁目	急傾斜地		
197	宝梅 II	宝梅二丁目	急傾斜地		
198	宝梅(2) I	宝梅二丁目	急傾斜地		
199	野上(3) I	野上五丁目	急傾斜地		7
200	野上(2) I	野上一丁目	急傾斜地		106
201	野上 I	野上二丁目	急傾斜地		
202	社町 I	小林一丁目	急傾斜地	西山小学校 良元小学校 西公民館 共同利用施設小林会館	
203	千種(1) I	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校	107
204	千種(4) I	千種一丁目	急傾斜地	宝梅中学校	

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
205	千種(5) I	千種一丁目	急傾斜地	西公民館 特別養護老人ホーム宝塚ちどり 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 宝塚ゴルフ俱楽部	
206	千種(2) I	千種二丁目	急傾斜地		108
207	千種(3) I	千種二丁目	急傾斜地		109
208	塔の町 I	塔の町	急傾斜地		110
209	仁川うぐいす台(1) II	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校	
210	仁川うぐいす台(2) II	仁川うぐいす台	急傾斜地		
211	仁川高丸(4) I	仁川高丸一丁目	急傾斜地	仁川小学校	16
212	仁川高丸(1) I	仁川高丸一丁目	急傾斜地	宝塚第一中学校	25
213	仁川高丸(2) I	仁川高丸三丁目	急傾斜地	さらら仁川北館公益施設	
214	仁川宮西 I	仁川月見が丘	急傾斜地	共同利用施設仁川会館	
215	仁川高丸(3) I	仁川高台一丁目	急傾斜地		
216	山本西 I	山本西一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	89
217	山本台東(2) III	山手台東一丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	86
218	平井(5) I	平井一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	85
219	長尾台 II	長尾台二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ俱楽部	
220	つつじヶ丘(1) I	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		38
221	壳布ヶ丘(2) I	清荒神四丁目	急傾斜地		
222	清荒神(2) I	清荒神五丁目	急傾斜地	壳布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピア壳布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
223	千種III	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校 宝梅中学校 西公民館 特別養護老人ホーム宝塚ちどり 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 宝塚ゴルフ俱楽部	

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
224	中山桜台 (5) II	中山桜台七丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
225	壳布きよしが丘(2) I	壳布きよしが丘	急傾斜地	壳布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピア壳布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	
226	中山台(2) I	中山台一丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	13
227	平井(6) I	平井四丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	82
228	ふじヶ丘(1)(2) I-1	ふじヶ丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ俱楽部	
229	仁川うぐいす台(3) II	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校 さらら仁川北館公益施設 共同利用施設仁川会館	111
230	武庫山(3) I	武庫山二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 宝梅中学校 地域利用施設南口会館	
231	月見山 I-2	月見山一丁目	急傾斜地		
232	武庫山 I-2	紅葉ガ丘	急傾斜地		
233	中山谷川 I	切畠	土石流	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
234	五月台西谷川 I	切畠	土石流		
235	五月谷 I	切畠	土石流		
236	五月東谷 I	切畠	土石流		
237	五月ニツ谷 I	切畠	土石流		
238	五月台西北谷 I	切畠	土石流		
239	五月台北谷 I	切畠	土石流		
240	向谷 I	切畠	土石流	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	
241	辰巳谷川 I	平井一丁目	土石流		
242	平井谷 I	切畠	土石流		
243	城丸川 I	切畠	土石流		
244	すみれが丘谷 I	すみれが丘三丁目	土石流	すみれガ丘小学校	

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
				御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
245	御殿山谷川 I	川面	土石流	宝塚小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館	
246	荒神川 I	米谷	土石流	壳布小学校	
247	荒神小谷 I	米谷	土石流	宝塚中学校	
248	荒神谷川 I	切畠	土石流	宝塚ベガホール ピピア壳布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
249	平井西谷III	山手台東四丁目	土石流	山手台小学校	
250	平井東谷III	山手台東四丁目	土石流	山手台中学校 共同利用施設山本会館	
251	月見山谷 I	伊予志	土石流	宝塚第一小学校	
252	塩谷紅葉谷 I	伊予志	土石流	宝梅中学校	
253	支多々川 I	小林	土石流	地域利用施設南口会館	
254	小林谷 I	小林	土石流	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ俱楽部	
255	武庫山北谷 I	伊予志	土石流	宝塚第一小学校	
256	武庫山南谷 I	伊予志	土石流	宝梅中学校 地域利用施設南口会館	
257	ナダウラ川 I	ゆずり葉台三丁目	土石流	宝塚第一小学校	
258	ゆずり葉の谷 I	ゆずり葉台三丁目	土石流	西山小学校	113
259	千石ズリ谷 I	小林	土石流	光が丘中学校	114
260	白瀬川 I	ゆずり葉台一丁目	土石流	地域利用施設南口会館	
261	逆瀬川III	小林	土石流	特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	115
262	ゆずり葉台 1III	小林	土石流	宝塚ゴルフ俱楽部	
263	長尾台(1) I	長尾台一丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	
264	長尾台(6) I	長尾台二丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	愛宕原ゴルフ俱楽部	36
265	雲雀丘山手(1) I	雲雀丘山手一丁目 川西市花屋敷二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 雲雀丘学園	80

箇所番号	箇 所 名	所 在 地	自然現象	避難所等	備考
				雲雀丘サービスステーション 雲雀丘俱楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	
266	莊園(2)(1) I	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	5
267	莊園(3) I	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	17
268	満願寺西谷 I	切畠 川西市満願寺町	土石流		
269	花屋敷荘園 I	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ俱楽部	112
270	花屋敷(1) I	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地		
271	石切山北谷川III	切畠 川西市南野坂一丁目	土石流	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	
272	石切山西谷川III	切畠 川西市南野坂一丁目	土石流	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	
273	仁川 (2) I	仁川高台二丁目 西宮市仁川町六丁目	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一小学校 さらら仁川北館公益施設 共同利用施設仁川会館	
274	観音谷川 I	長寿ヶ丘 西宮市宝生ヶ丘	土石流	宝塚第一小学校 宝梅中学校 地域利用施設南口会館	

注 1) 「自然現象」の項目の「急傾斜」は「急傾斜地の崩壊」を示す。

注 2) 「避難所等」の項目に記載する指定避難所、予備避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所については、当該土砂災害警戒区域が位置する校区の学校及び最寄りの施設とするが、これらの学校・施設が土砂災害警戒区域に存する場合は、近接する避難所等を記載する。

注 3) 網掛け箇所は、その区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を示す。

注 4) 令和5年度の水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険個所）に指定している箇所については、備考欄にその箇所番号を記載した。

※ 252 塩谷紅葉谷 I には、土石流発生感知装置（ワイヤーセンサー）が設置されている。

この装置は、土石流によりワイヤーセンサーが切断されると、住民に知らせるためのサイレンが鳴り、宝塚市には防災センター(0797-74-1072)及び消防本部(0797-73-1141) に対して、電話により自動的に連絡が入る仕組みになっている。

【資料4】武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等

○水防法第15条第1項3号に定める要配慮者利用施設

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第2項に定める要配慮者利用施設

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
社会福祉施設	障碍者施設	さざんかグループホーム <あじさいホーム>	宝塚市安倉中5丁目20番31号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	さざんかグループホーム <安土夢ホーム1・2>	宝塚市安倉南1丁目7番20号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ハート・ウォーム（株式会社HMT）	宝塚市伊子志3丁目13番6号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町3番15号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町16番13号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	カーネーション	宝塚市南口2丁目1番39号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田畠9番地	/	○
社会福祉施設	障碍者施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南2丁目3番16号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	自立の家きらら	宝塚市中州1丁目5番22号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	さざんかグループホーム <安倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中2丁目13番7号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	宝塚いくせい会「安倉ホーム」	宝塚市安倉中2丁目12番3号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	S u n (O n e' s 合同会社)	宝塚市安倉中5丁目22番10号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ケアステーション・ヴィヴィ	宝塚市伊子志2丁目8番18号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中2丁目5番16号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市龜井町9番44号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中4丁目14番14号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	コスモスホーム小林 コスモスホーム中野	宝塚市中野町22番2号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	あ・ぶり安倉荘 (N P O 法人あ・ぶり)	宝塚市安倉南2丁目11番3号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	みんなの家 (N P O 法人阪神・障害者人権ネットワーク)	宝塚市安倉南2丁目17番3号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	そらいろホーム (えむつーびる)	宝塚市高司2丁目17番33号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ドリーム南ひばりガ丘	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番6-203号	○	/
社会福祉施設	障碍者施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号	○	/

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町20番9号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町26番16号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1番31号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(スインスィアフナコシ)	宝塚市小林5丁目5番30号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム <すずらんホーム>	宝塚市口谷西1丁目9番5号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	こむの事業所	宝塚市壳布東の町12番9号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ <ひまわりガールズ>	宝塚市高司1丁目8番25号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西3丁目1番5号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	みんと(有限会社輝きケアサポート)	宝塚市亀井町10番74号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	あにもの里	宝塚市宮の町14番12号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	グループホームこころ	宝塚市川面1丁目7番9号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	ぶれも宝塚	宝塚市安倉中2丁目11番14号	○	△
社会福祉施設	障害者施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町6番6号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかくさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町1番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井6丁目3番35号	○	○
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会宝塚 ひよこ保育園	宝塚市美座2丁目5番7号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中6丁目6番19号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保育園	宝塚市高松町13番2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司2丁目20番6号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	キンダーキッズインターナショナル スクール宝塚校	宝塚市栄町3丁目5番4号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園	宝塚市山本丸橋4丁目22番2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	パディントンハウス	宝塚市山本丸橋2丁目10番	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町2番14号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	クレア・サン保育園	宝塚市山本丸橋2丁目117番	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋7丁目73番3号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市壳布1丁目17番7号	○	△

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南1丁目33番5号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 伊子志保育園	宝塚市伊子志2丁目15番31号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西3丁目1番7号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	B L – K i d s 宝塚学園	宝塚市小林3丁目13番37号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口1丁目7番21号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園 分園	宝塚市山本野里2丁目9番11号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東3丁目7番19号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東2丁目6番21号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ひかりの家	宝塚市御殿山2丁目1番67号	△	○
社会福祉施設	児童福祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	宝塚市安倉南4丁目1番16号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	キッズルーム リトルベア	宝塚市湯本町4番25号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCOCORO	宝塚市中筋8丁目12番40号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町3丁目9番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラ一宝塚あくら園	宝塚市安倉南1丁目24番11号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	保育所かたつむりランド宝塚第2園	宝塚市売布東の町20番5号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラ一宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	英光宝塚駅南保育園	宝塚市湯本町9番18号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ(安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西2丁目1番2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山あゆみ保育園	宝塚市御殿山2丁目1番70号	△	○
社会福祉施設	児童福祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上2丁目3番38号	○	○
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号	○	△

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号	△	○
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台1丁目1番1号	△	○
社会福祉施設	児童福祉施設	はなみきっずクラブ	宝塚市南口1丁目7番21号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	みるくっくキッズクラブ逆瀬川	宝塚市中州1丁目3-31道上ビル101号室	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井5丁目1番43-2号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東2丁目6番21	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南1丁目33番25号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	丸橋っ子くらぶ	宝塚市山本丸橋4丁目81-1 シャルマンロード206号	○	△
社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ちどり保育園放課後児童クラブ	宝塚市御殿山2丁目1番1号	△	○
社会福祉施設	児童福祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上2丁目3番38号	○	○
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚まどか園	宝塚市美座2丁目22番2号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町10番51号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座2丁目14番12号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町2番1号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南2丁目10番22号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ぐの家	宝塚市宮の町5番19号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	そんぽの家G H宝塚山本	宝塚市山本丸橋1丁目16番3号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋1丁目14番1号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番22号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	やさしい手 ライブガーデン宝塚	宝塚市泉町1番22号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市安倉西3丁目1番5号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町2丁目12番21号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	めぐみの里	宝塚市小林4丁目7番37-1号	○	△

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚Ⅱ	宝塚市安倉南2丁目5番26号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志2丁目8番2号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町32番23号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝塚(メイト)	宝塚市福井町32番33号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家仁川	宝塚市鹿塙2丁目13番19号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	そんぽの家S宝塚小林	宝塚市中野町9番28号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口1丁目2番19号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町1番15号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	エイジフリーhaus宝塚中山	宝塚市今里町1番38号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	夢御殿山	宝塚市御殿山1丁目3番3号	△	○
社会福祉施設	高齢者施設	プレザンメゾン宝塚山本	宝塚市平井3丁目15番24号	△	○
社会福祉施設	高齢者施設	トラストガーデン宝塚	宝塚市花屋敷つつじガ丘4番11号	△	○
社会福祉施設	高齢者施設	サンシティ宝塚	宝塚市宝梅2丁目6番26号	△	○
社会福祉施設	高齢者施設	エクセレント宝塚ガーデンヒルズ	宝塚市平井5丁目4番1号	○	○
社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号	○	○
社会福祉施設	高齢者施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町30番12号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	宅老所 光明の家	宝塚市光明町29番29号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護支援事業所	宝塚市小浜3丁目12番23号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚	宝塚市弥生町2番2号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	ライフケアサービスこころ	宝塚市泉町7番8号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚ちどり	宝塚市龜井町10番30号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜4丁目5番6号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志3丁目15番52号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町6番21号	○	△
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚エデンの園	宝塚市ゆずり葉台3丁目1番1号	△	○
社会福祉施設	高齢者施設	花屋敷栄光園	宝塚市切畠字長尾山5番321号	△	○
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号	○	△

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
学校施設	学校施設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立未成幼稚園	宝塚市未成町1番2号	○	△
学校施設	学校施設	学校法人喜多川記念学園 宝塚南口幼稚園	宝塚市南口2丁目4番4号	○	△
学校施設	学校施設	学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘6番18号	○	△
学校施設	学校施設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町1丁目2番35号	○	△
学校施設	学校施設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面5丁目15番9号	○	△
学校施設	学校施設	認定こども園 めぐみ学園幼稚園	宝塚市小林3丁目7番45号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号	△	○
学校施設	学校施設	学校法人宝塚武庫山幼稚園	宝塚市武庫山1丁目1番17号	△	○
学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立未広小学校	宝塚市未広町3番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立未成小学校	宝塚市未成町1番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8番40号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	○	△
学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町6番27号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立養護学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	○	△
学校施設	学校施設	宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号	△	○
学校施設	学校施設	学校法人聖心女子学院 小林聖心女子学院	宝塚市塔の町3番113号	△	○

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地	浸水	土砂
学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号	/	○
学校施設	学校施設	宝塚市立御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号	/	○
学校施設	学校施設	宝塚市立宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号	/	○
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号	/	○
学校施設	学校施設	宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号	/	○
医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号	○	/
医療施設	医療施設	ザ・タカラヅカテラス(サンタクルス)	宝塚市武庫川町6番22号	○	/
医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町2番1号	○	/
医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町2番8号	○	/
医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町19番5号	○	/
医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘22番2号	○	/
医療施設	医療施設	宝塚磯病院	宝塚市伊子志4丁目3番1号	○	/
医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東3丁目14番5号	○	/
医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル(森迫脳神経外科)	宝塚市平井5丁目1番8号	○	/
医療施設	医療施設	医療法人それいゆ会こだま病院	宝塚市御殿山1丁目3番2号	/	○
医療施設	医療施設	医療法人回生会 宝塚病院	宝塚市野上2丁目1番2号	/	○

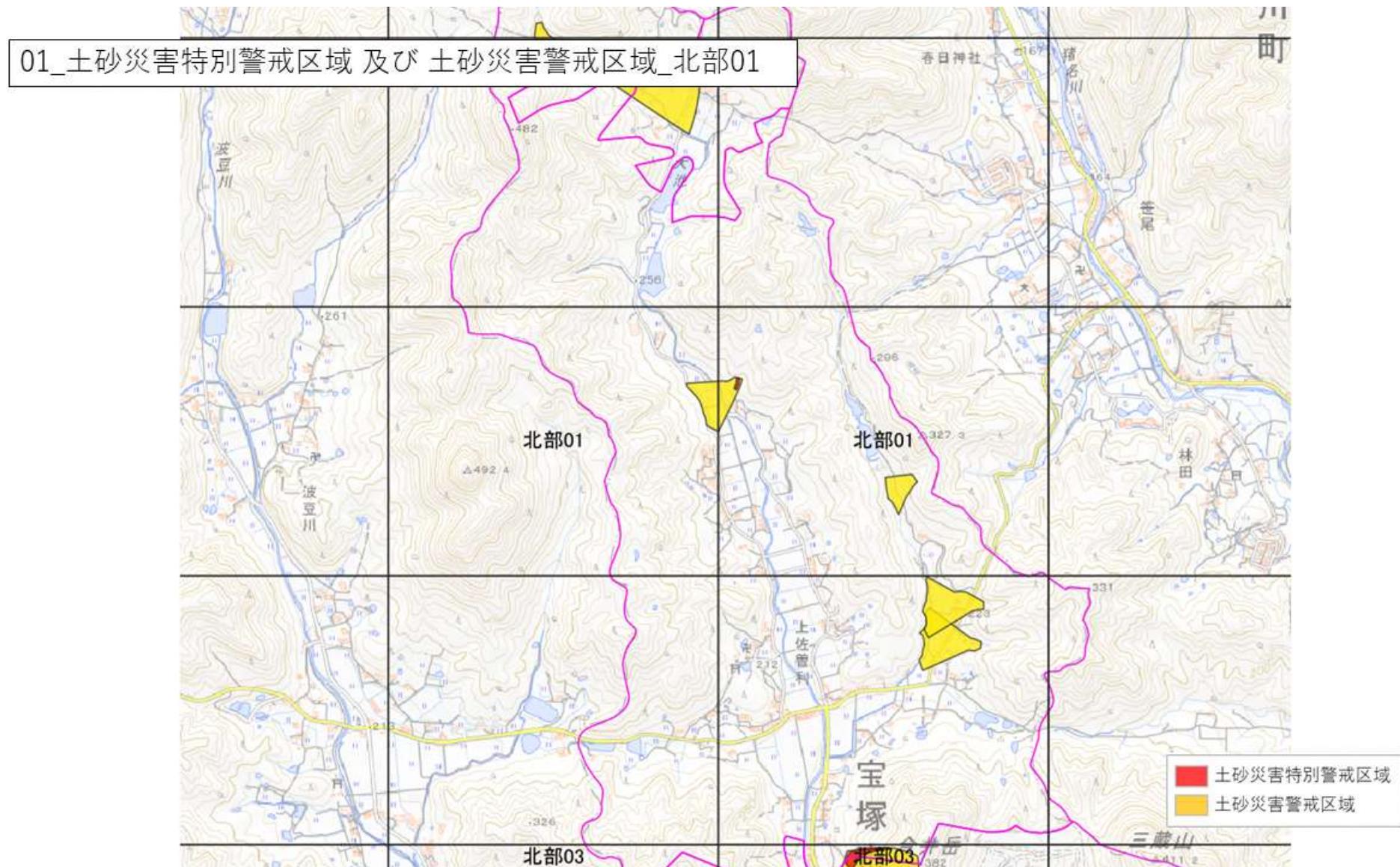
※水防法第15条第1項第3号：浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第2項：市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

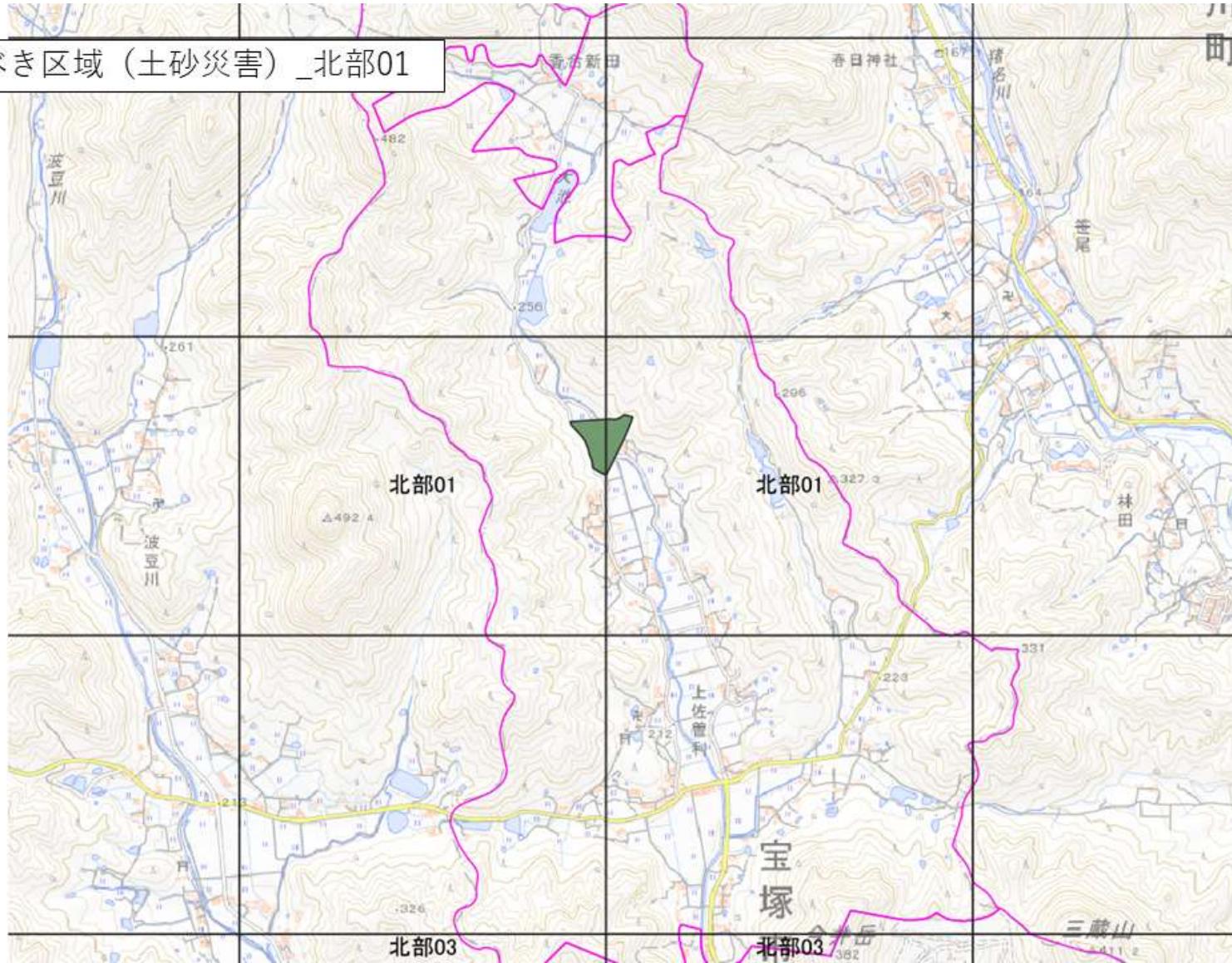
【資料5】用語解説

項目	内 容
連続降雨量	12時間以上降雨がない時、降り始めとして降雨を累積した降雨量
時間雨量	1時間の降雨量
土砂災害警戒区域	土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域 (急傾斜地の崩壊とは、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象、土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石又は溪流の土石等が水と一緒にとなって流下する自然現象)
土砂災害警戒情報	兵庫県砂防課と神戸地方気象台が共同して発表する、市町単位の防災情報 大雨警報発表後に大雨により土砂災害の危険度が高まったとき、その市町を特定して発表される。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報。 気象の種類には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪がある。 また、現象の種類には、津波、火山噴火、地震（地振動）がある。 特別警報は市町単位で発表されるが、府県程度の広範囲で基準値を超えると予想される場合に、ある程度まとまった市町に発表される。
水害危険予想箇所	水害の発生の危険性が高いと予想される箇所として、ア道路途絶予想箇所、イ特に警戒を要するため池、ウ宅地危険箇所、エ低地帯、オ河川危険区域、カ山崖くずれ等による宅地危険箇所に区分し、各区分ごとに毎年「宝塚市水害危険予想箇所指定会議」により指定される箇所。
C L	土砂災害発生危険基準線（Critical Line の略）のこと、過去の災害発生履歴等のデータ分布により設定され、雨の状態により土砂災害発生の危険が高くなる領域と比較的低い領域を区分する境界線

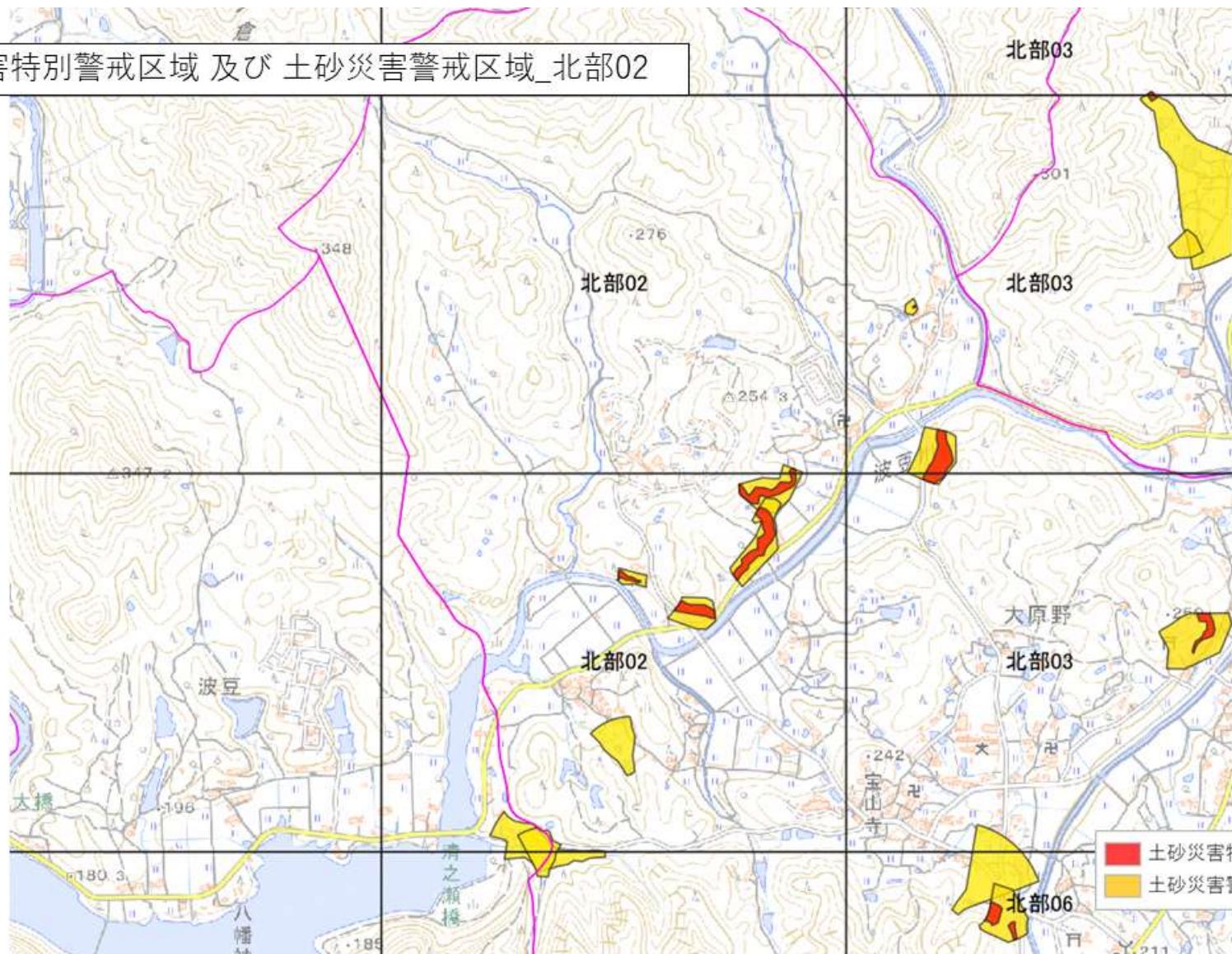
【資料6】避難すべき区域・箇所図（土砂災害） ※避難すべき区域（水害）は宝塚市ハザードマップ参照



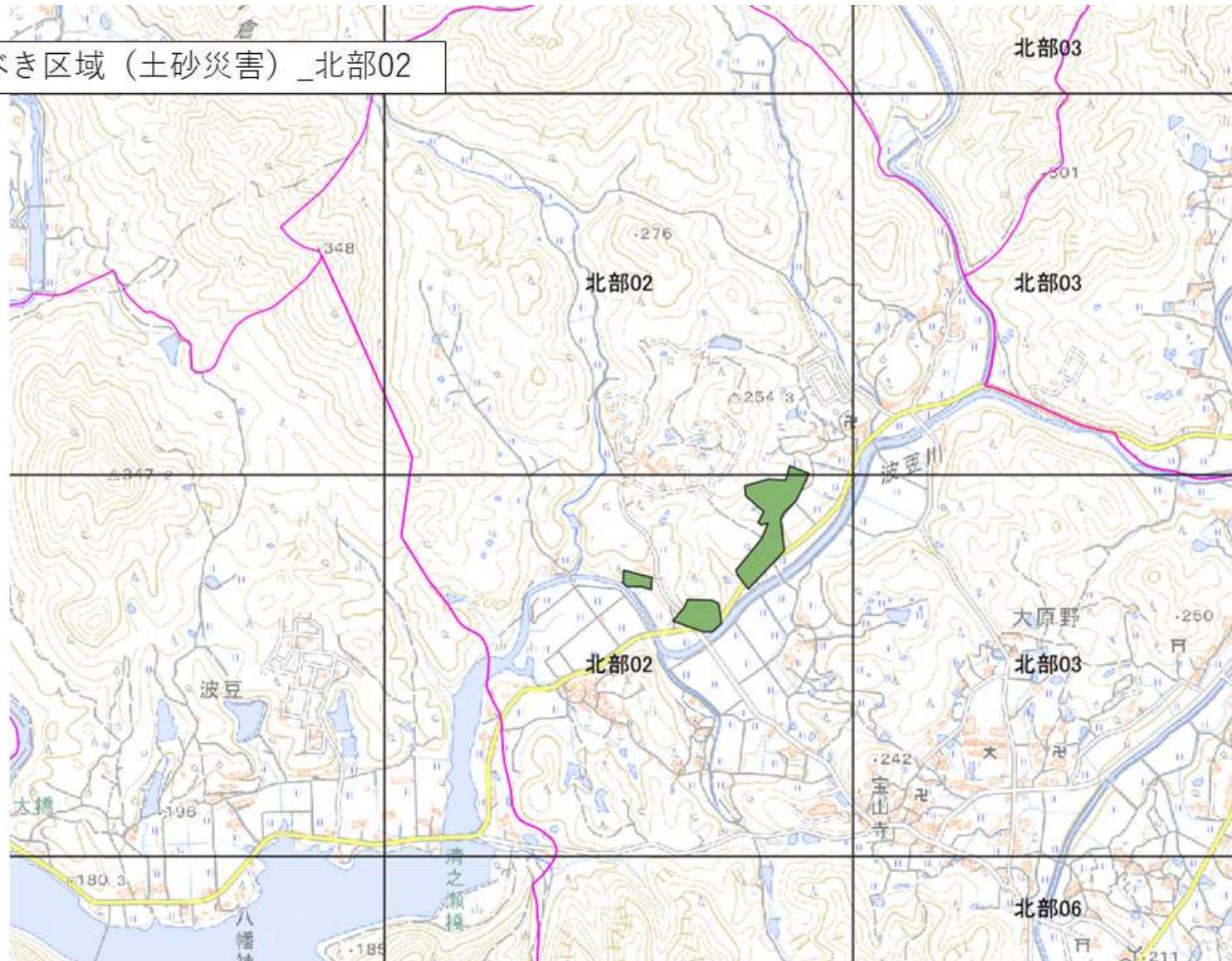
01_避難すべき区域（土砂災害）_北部01



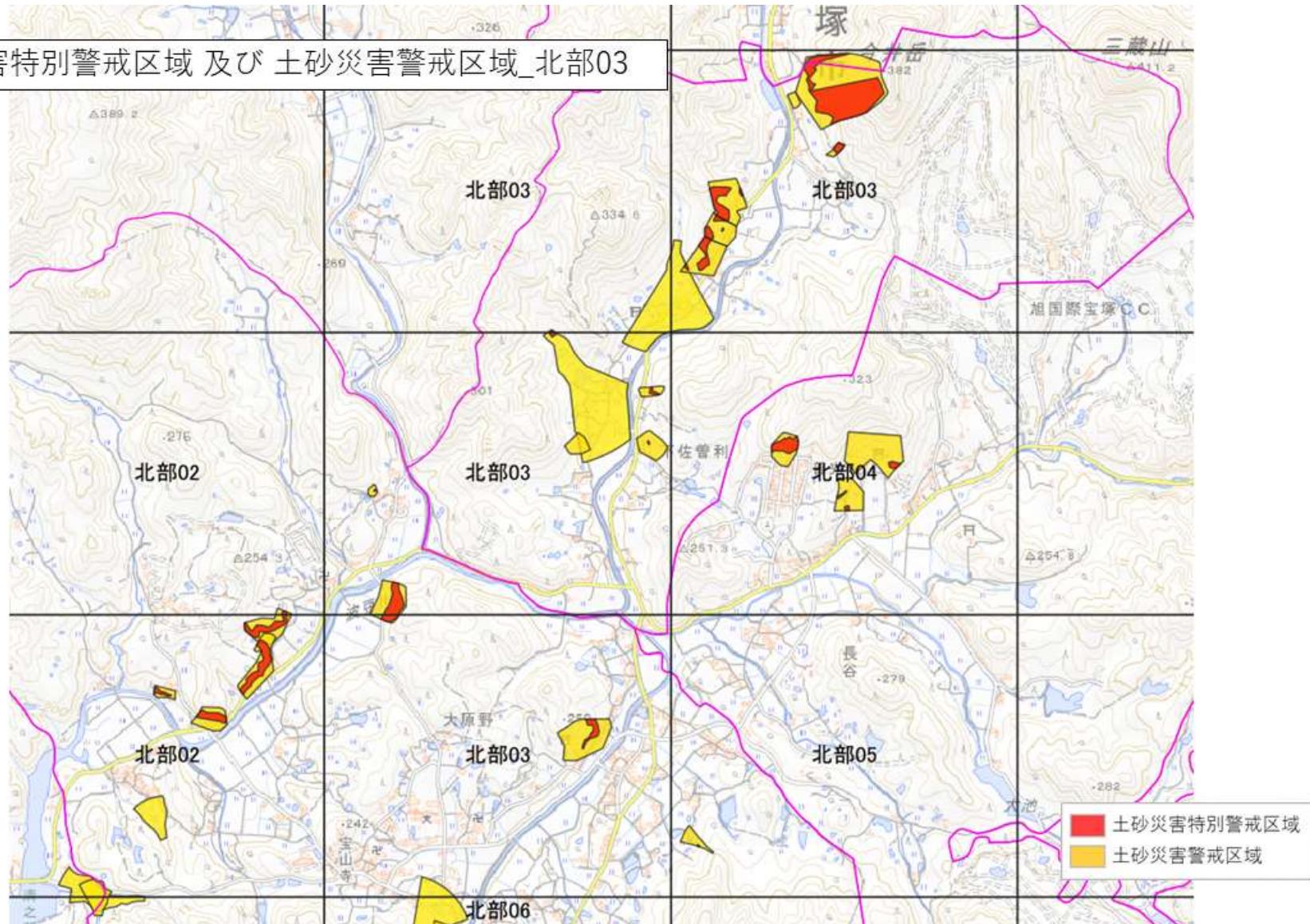
02_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部02



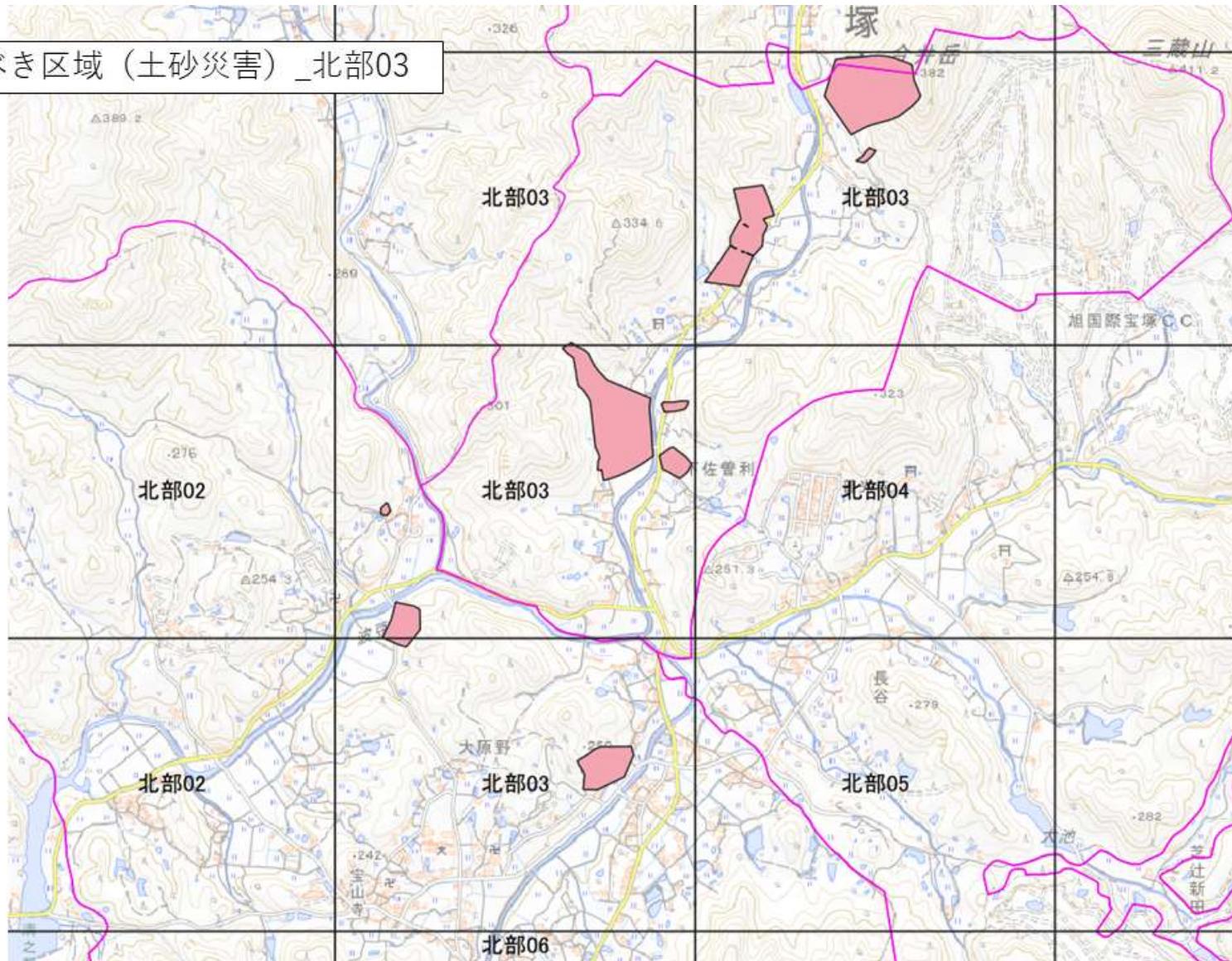
02_避難すべき区域（土砂災害）_北部02



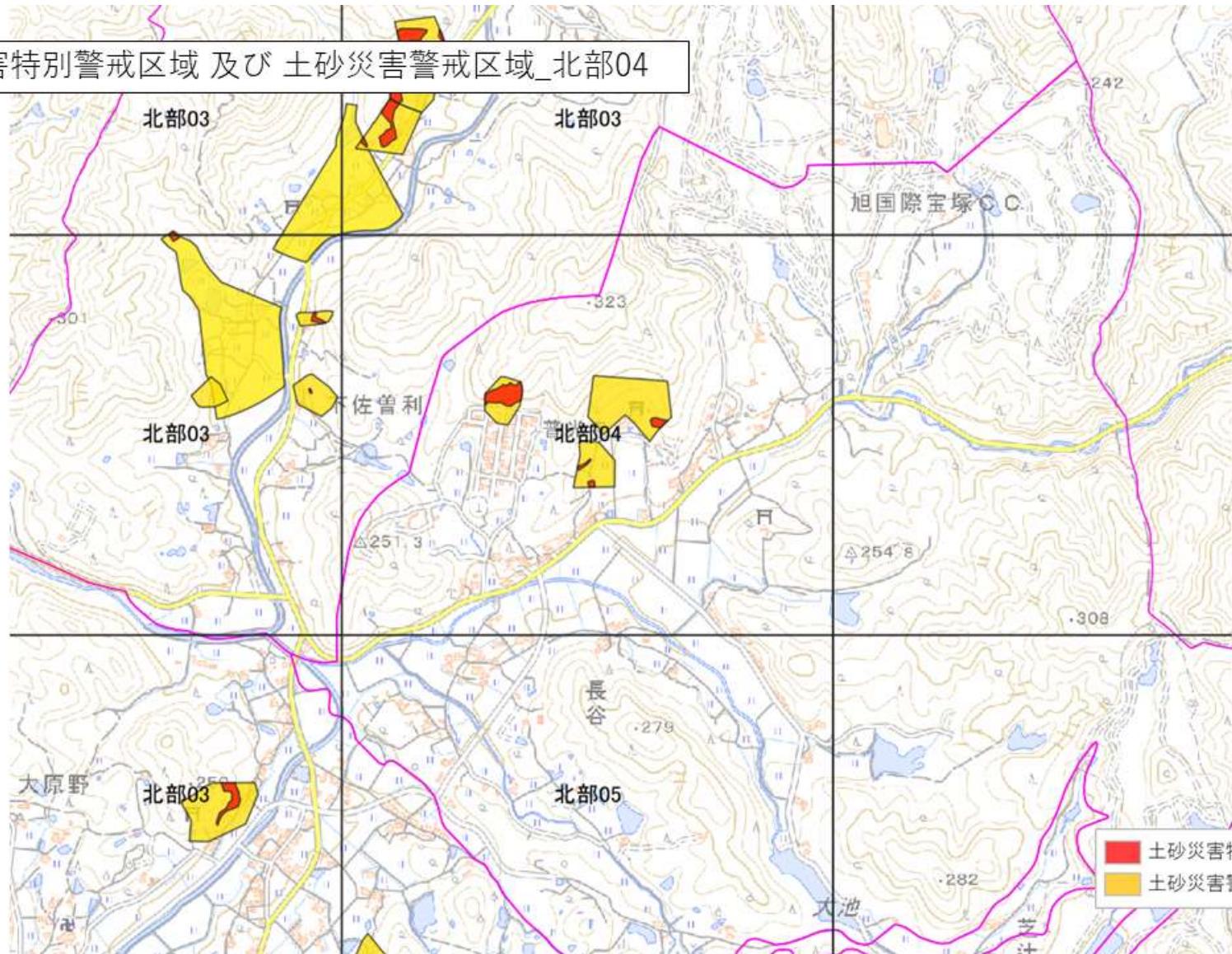
03_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部03



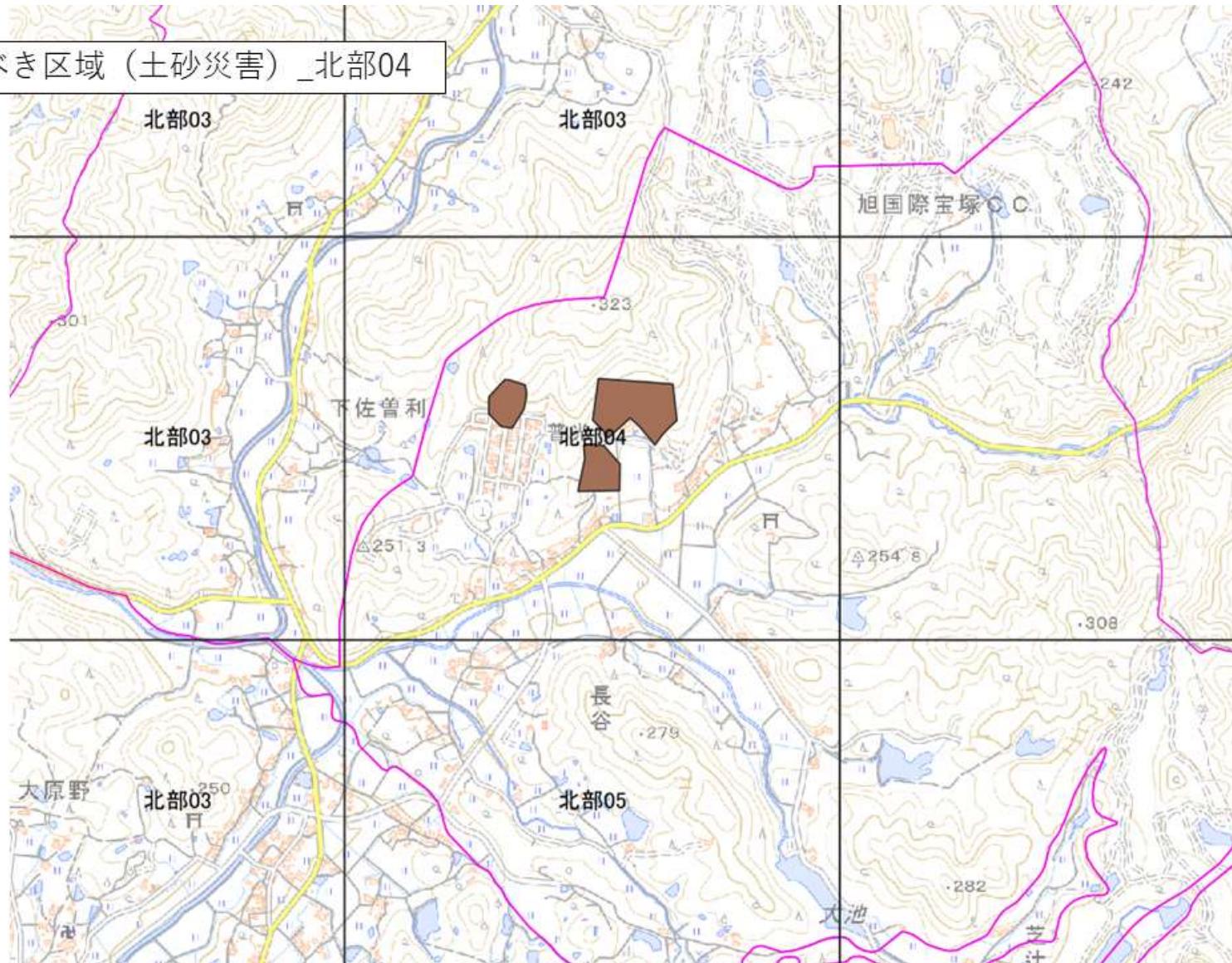
03_避難すべき区域（土砂災害）_北部03



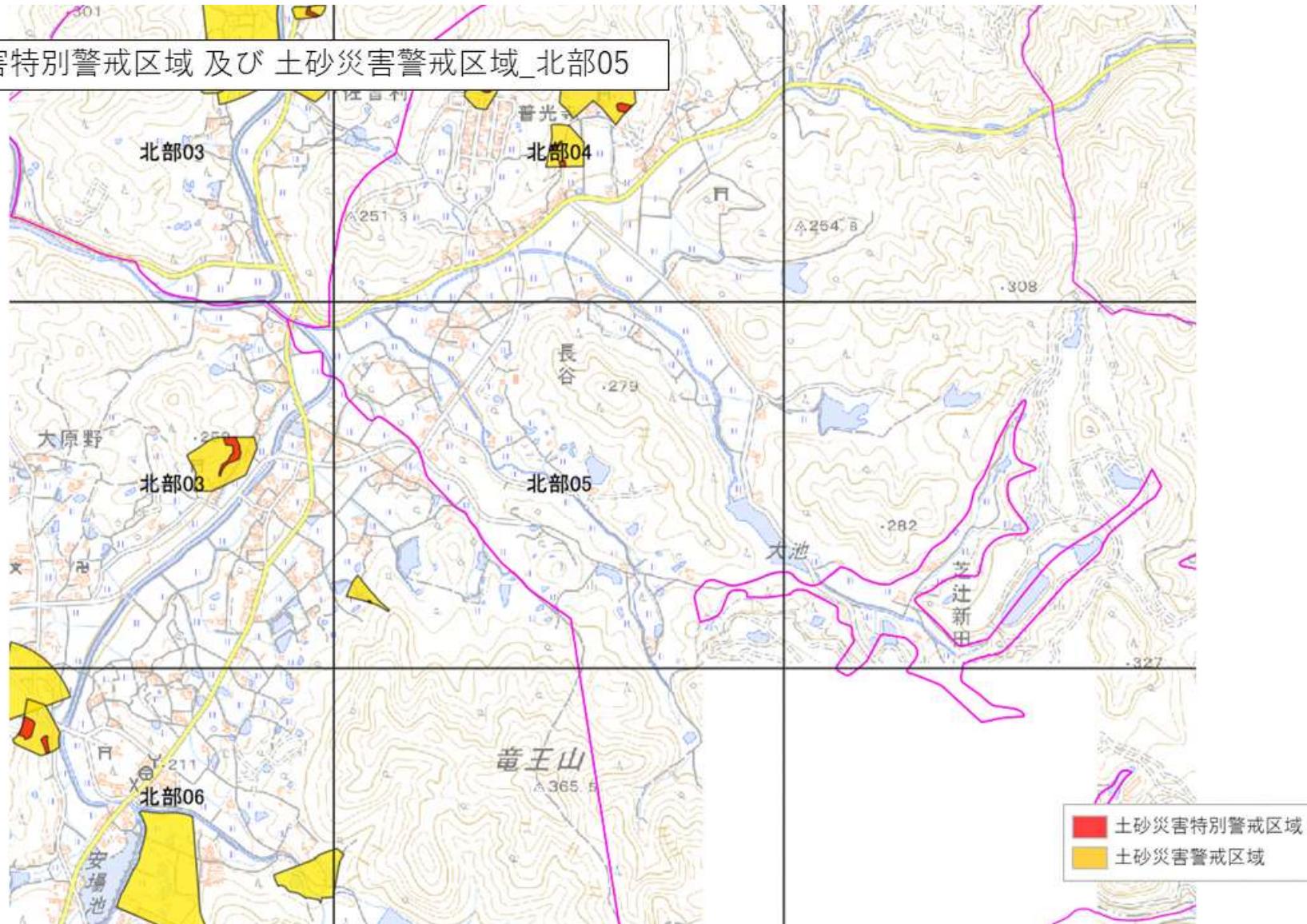
04_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部04



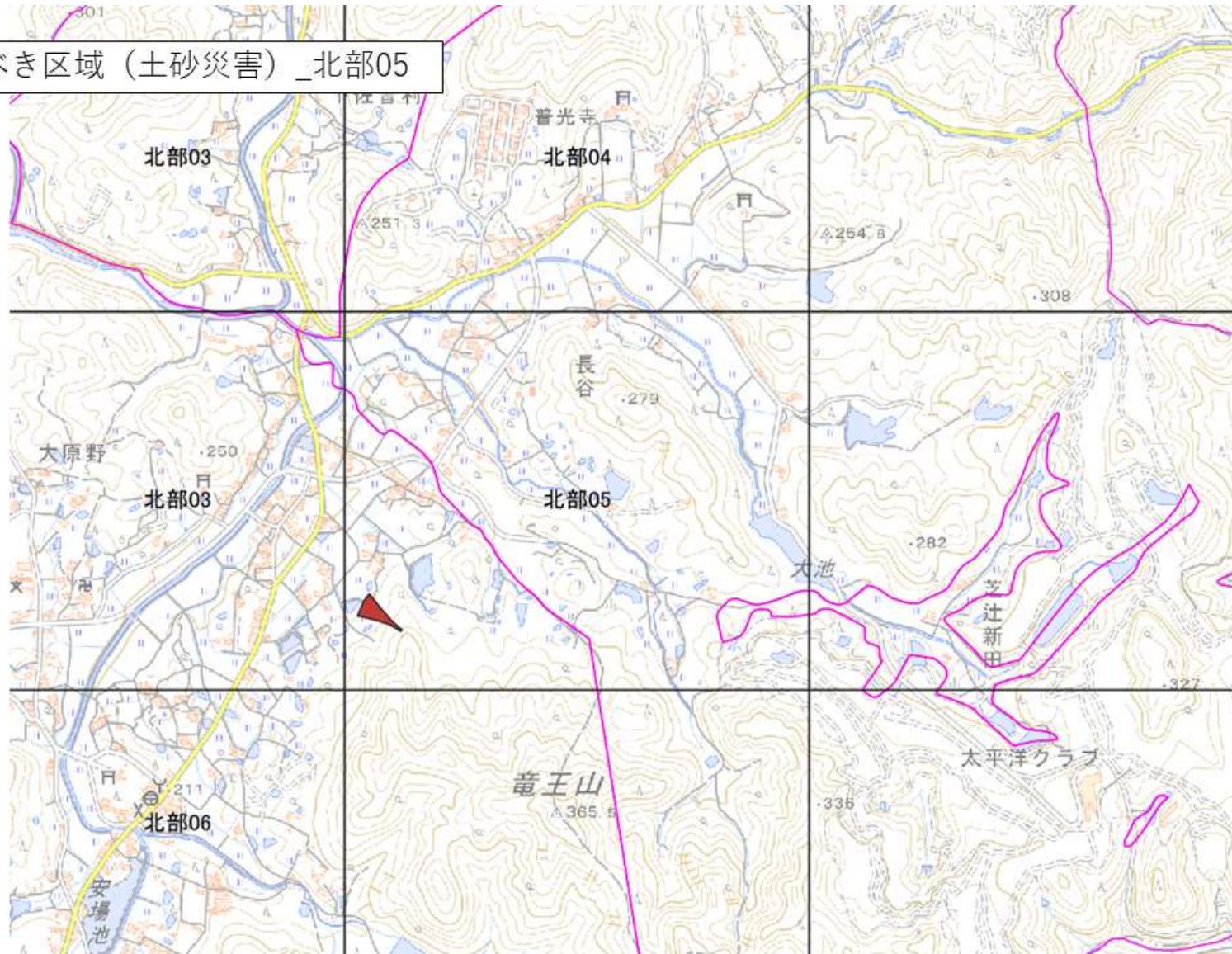
04_避難すべき区域（土砂災害）_北部04



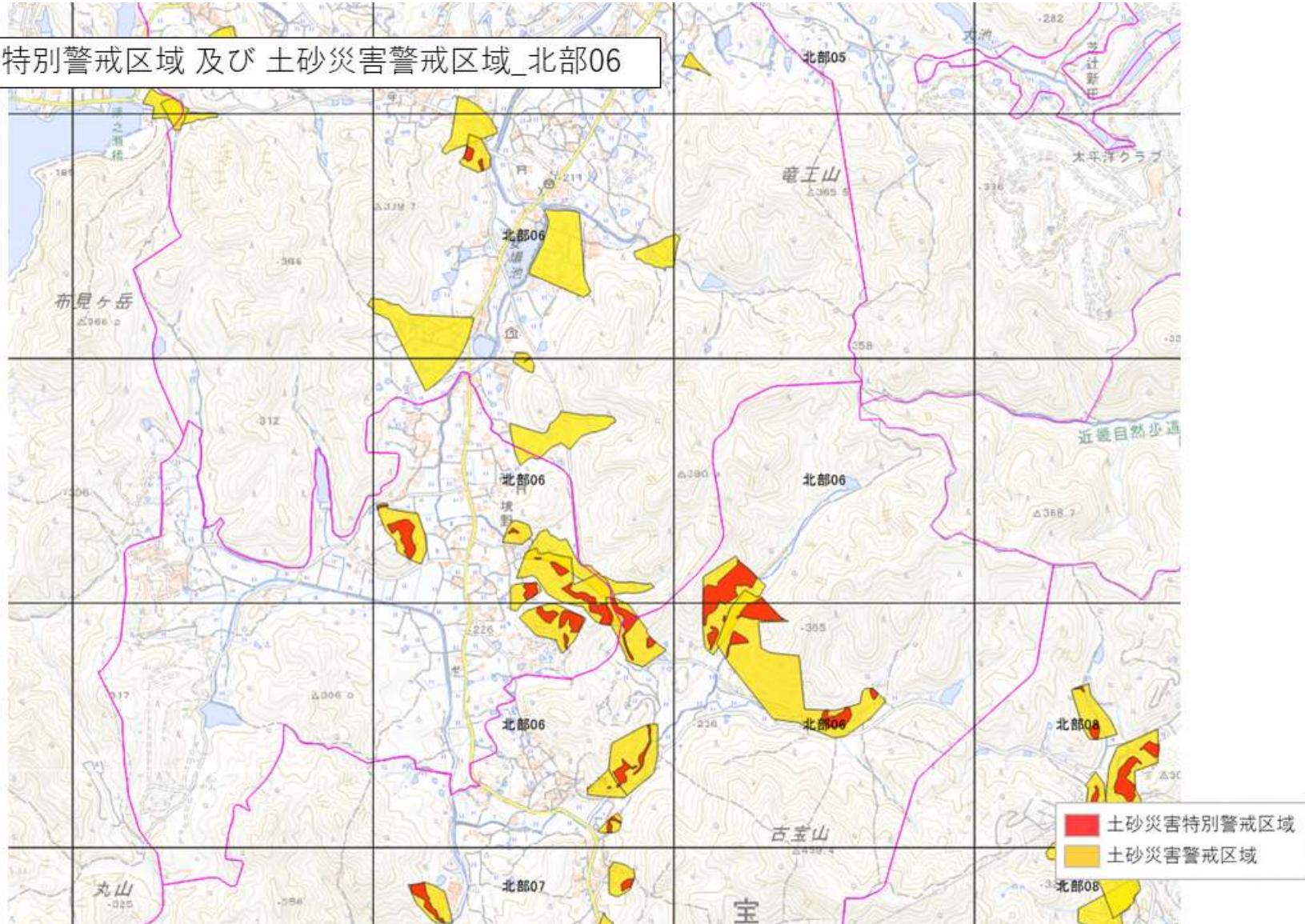
05_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部05



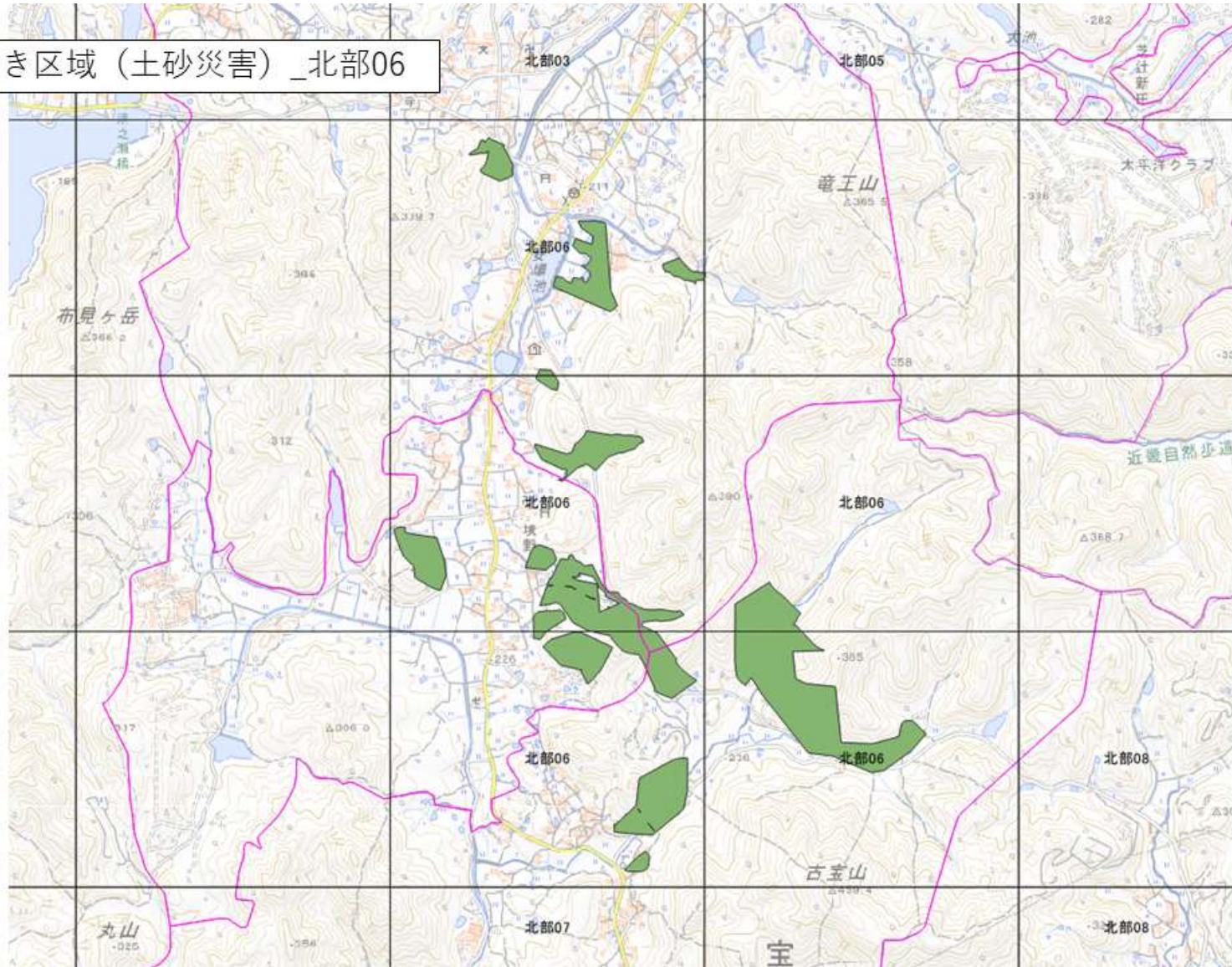
05_避難すべき区域（土砂災害）_北部05



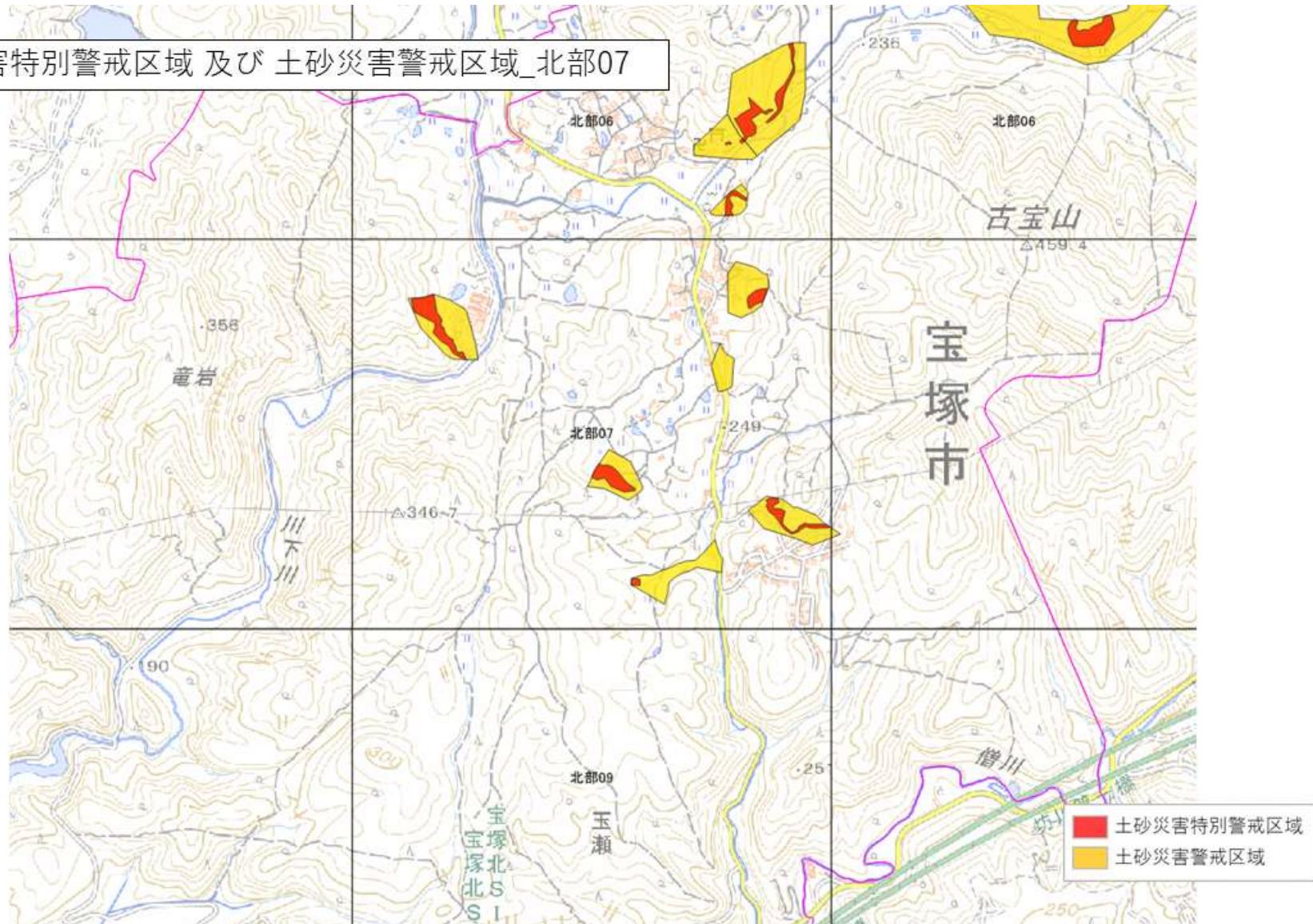
06_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部06



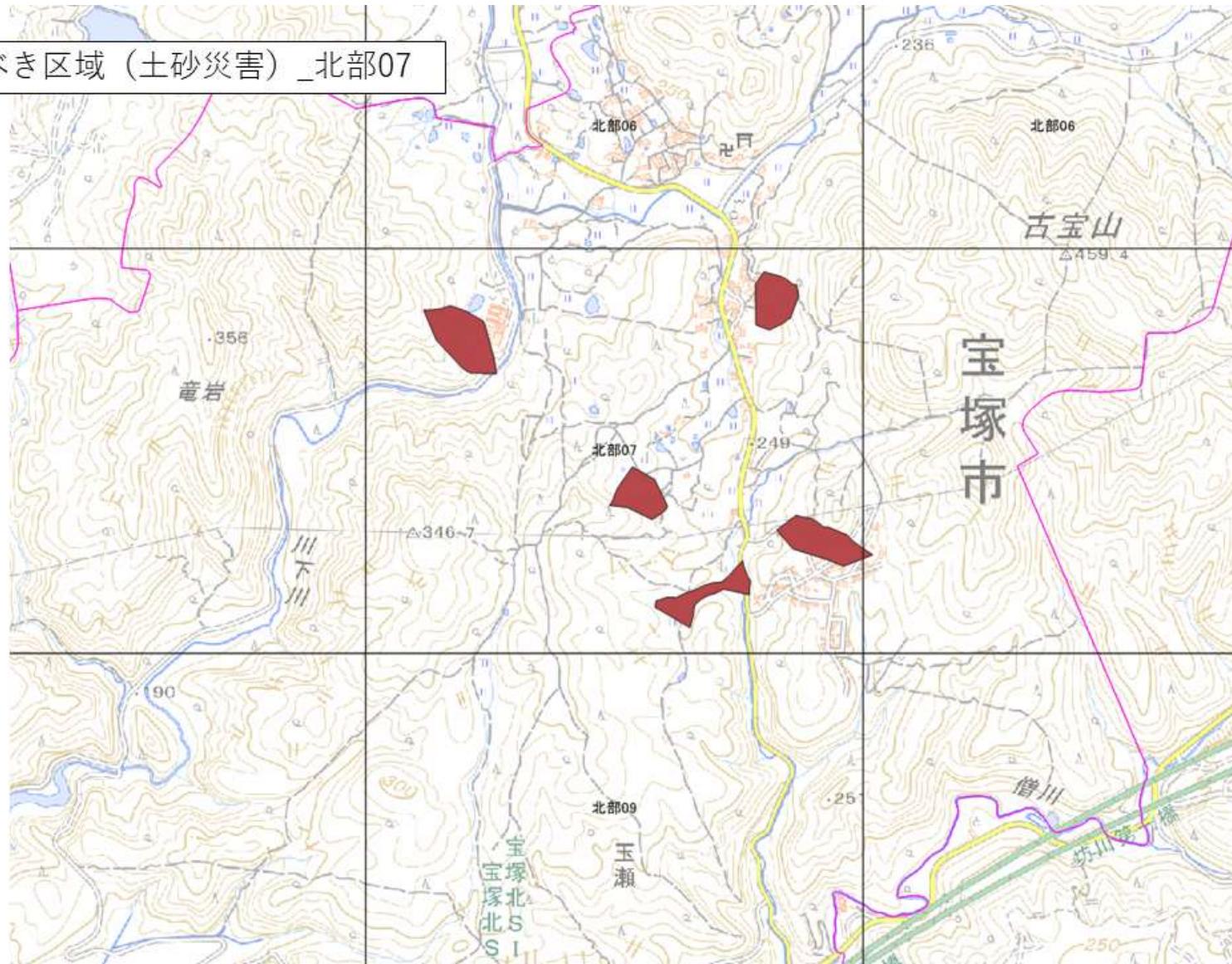
06_避難すべき区域（土砂災害）_北部06



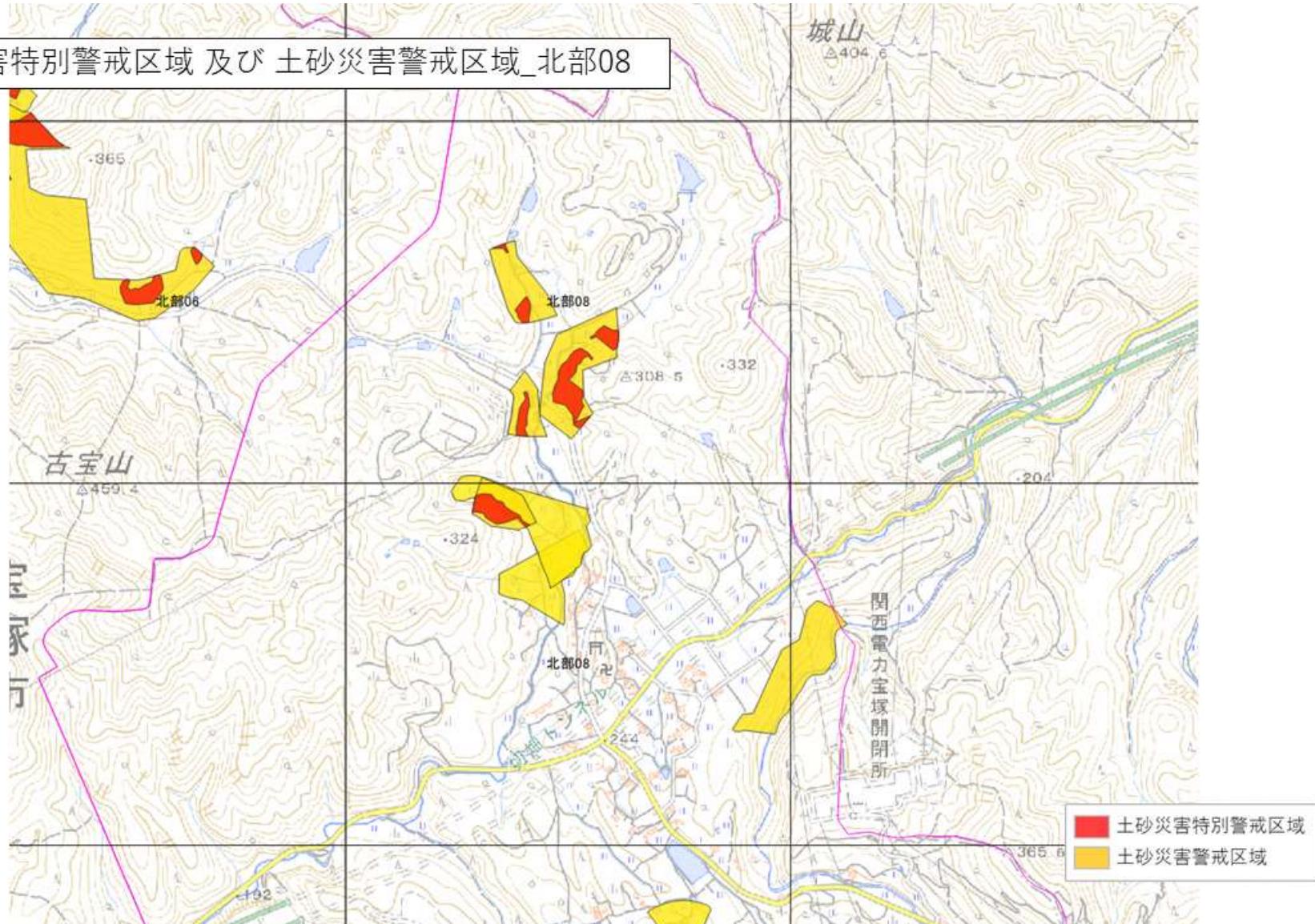
07_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部07



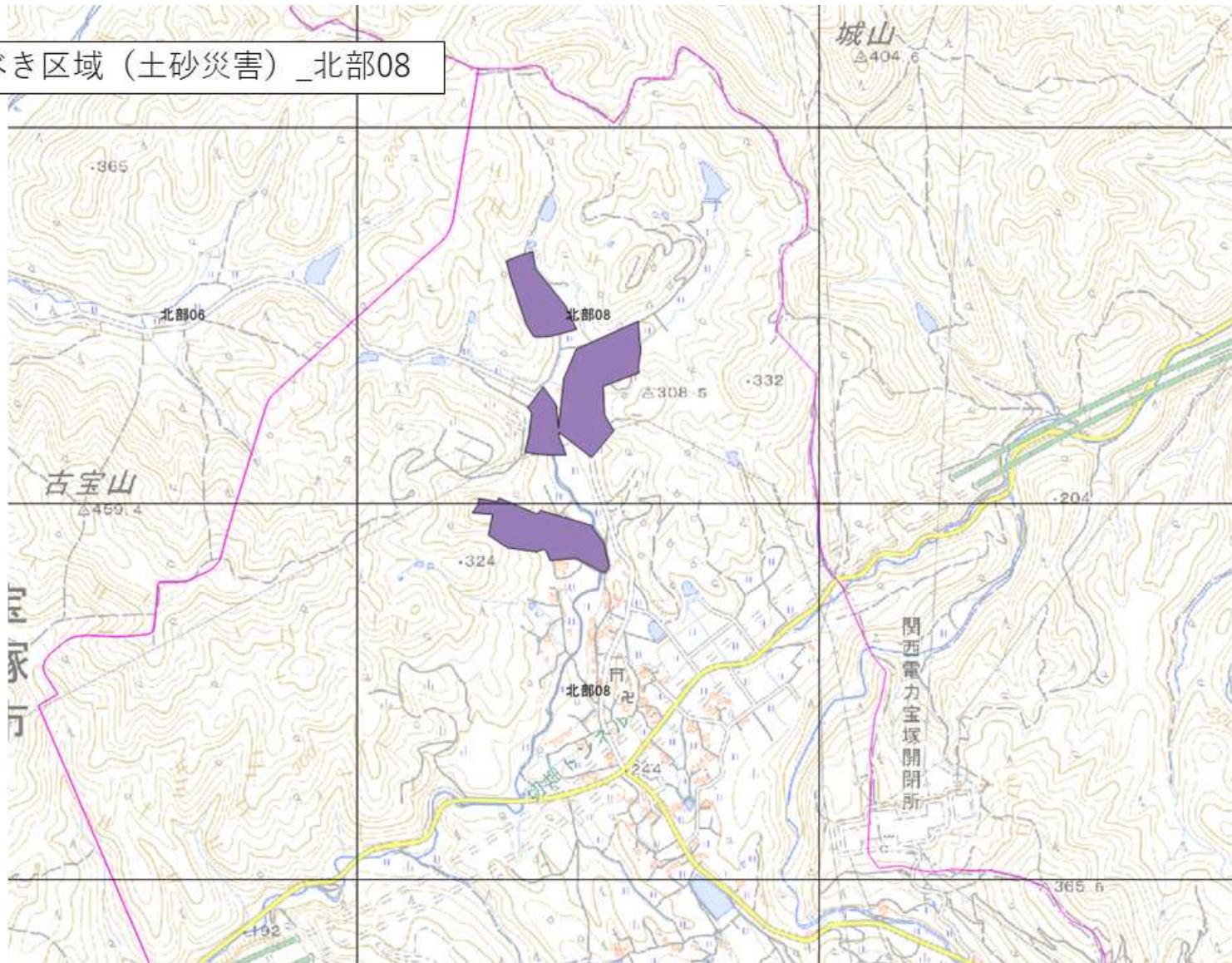
07_避難すべき区域（土砂災害）_北部07



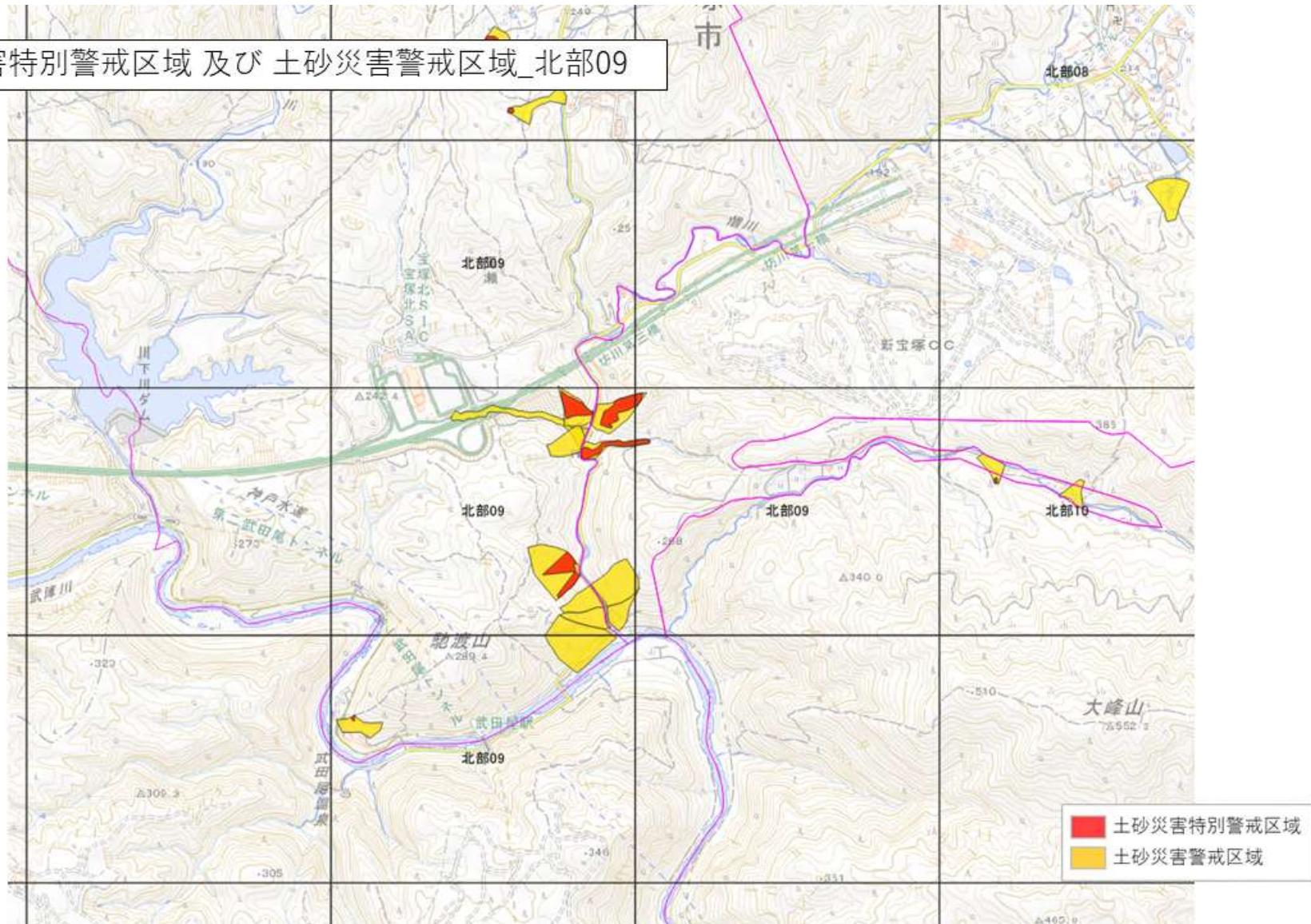
08_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部08



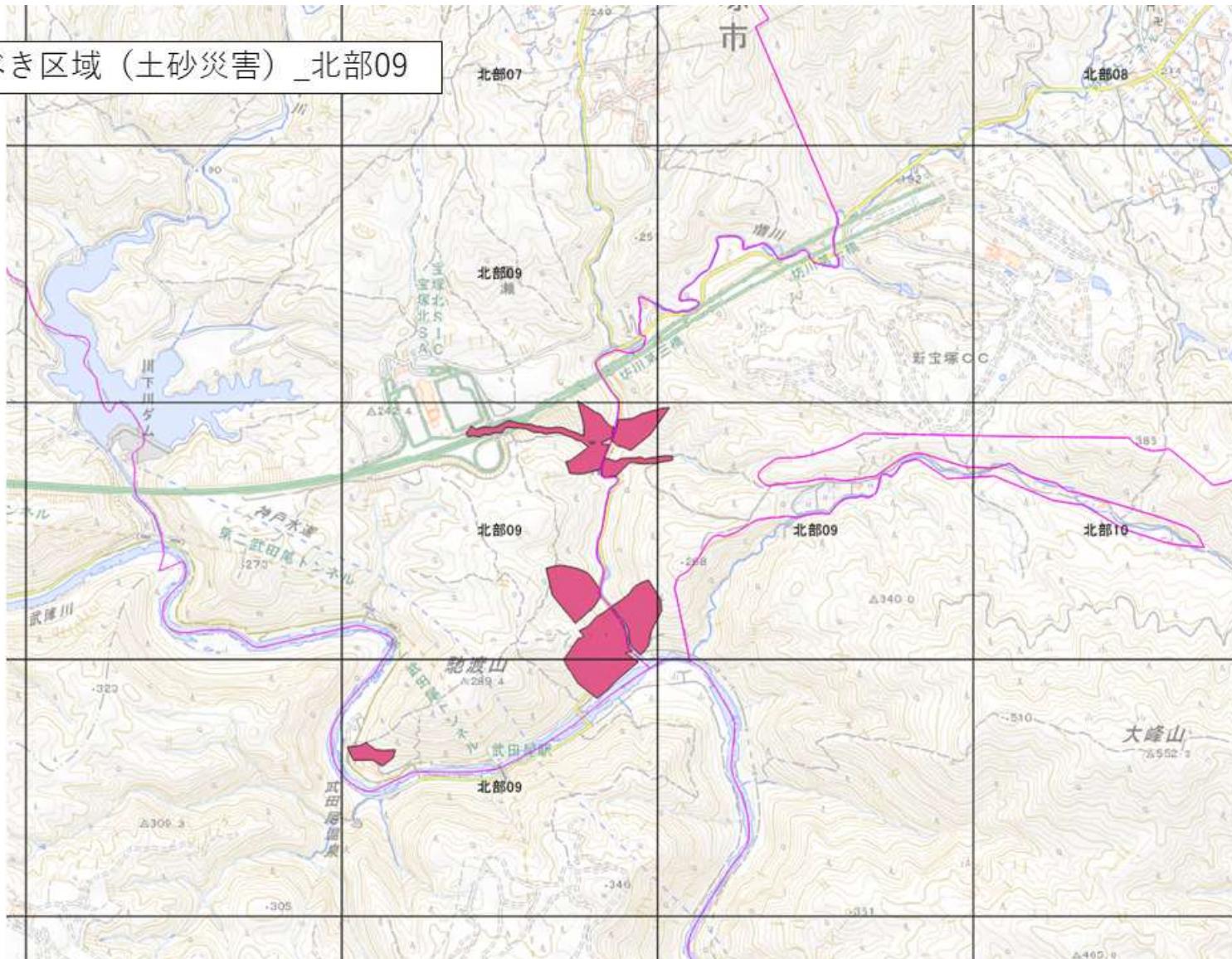
08_避難すべき区域（土砂災害）_北部08



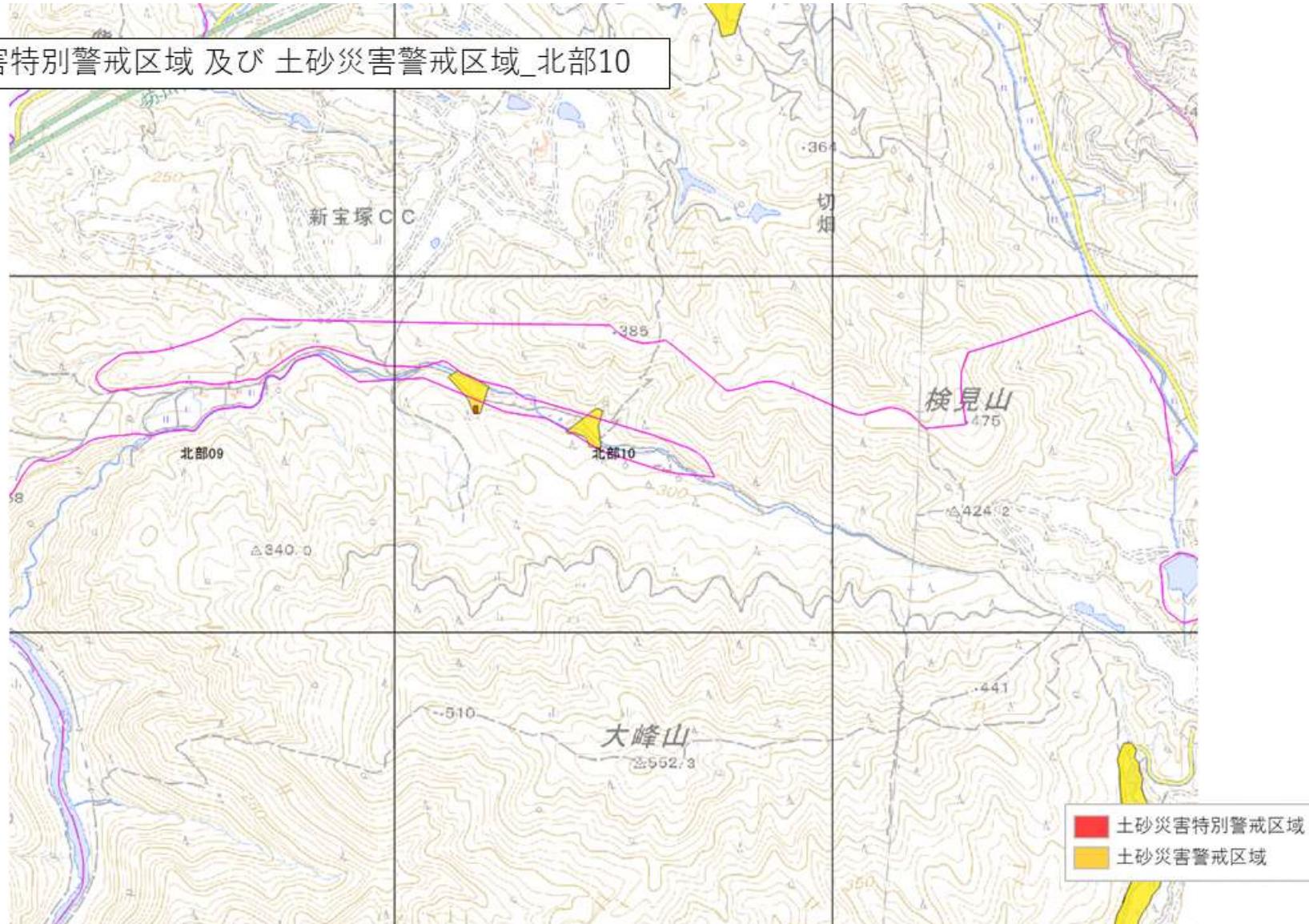
09_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部09



09_避難すべき区域（土砂災害）_北部09



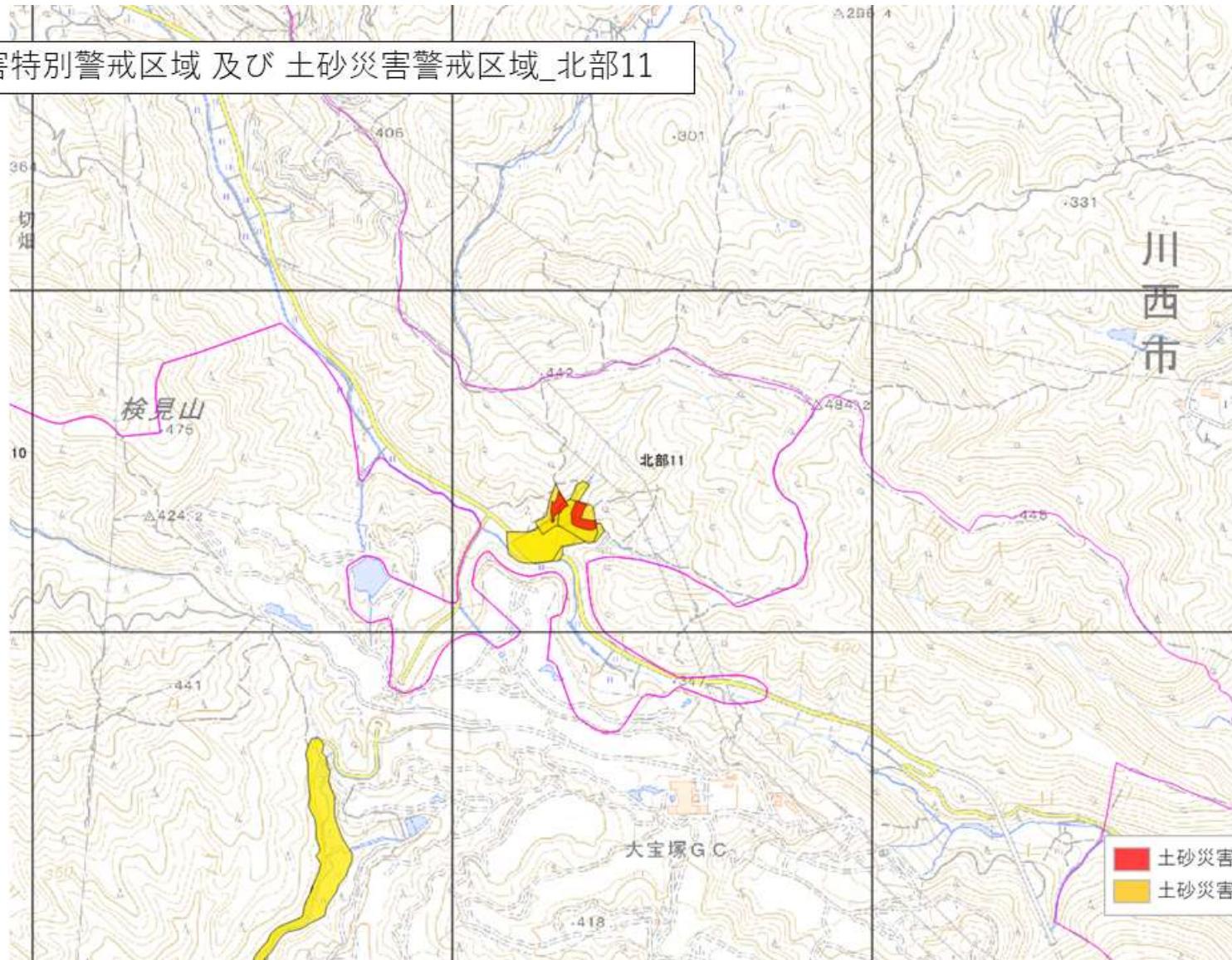
10_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部10



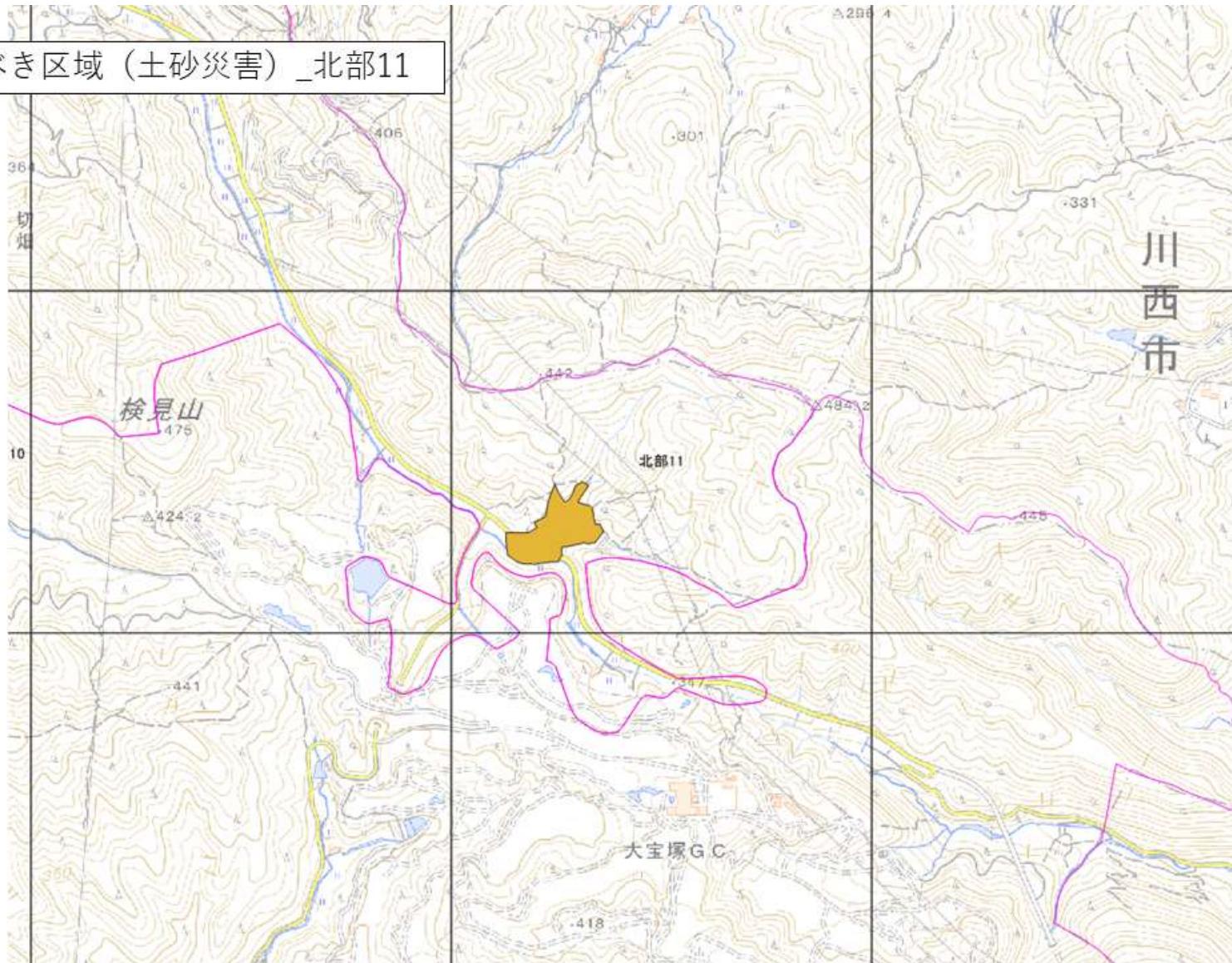
10_避難すべき区域（土砂災害）_北部10



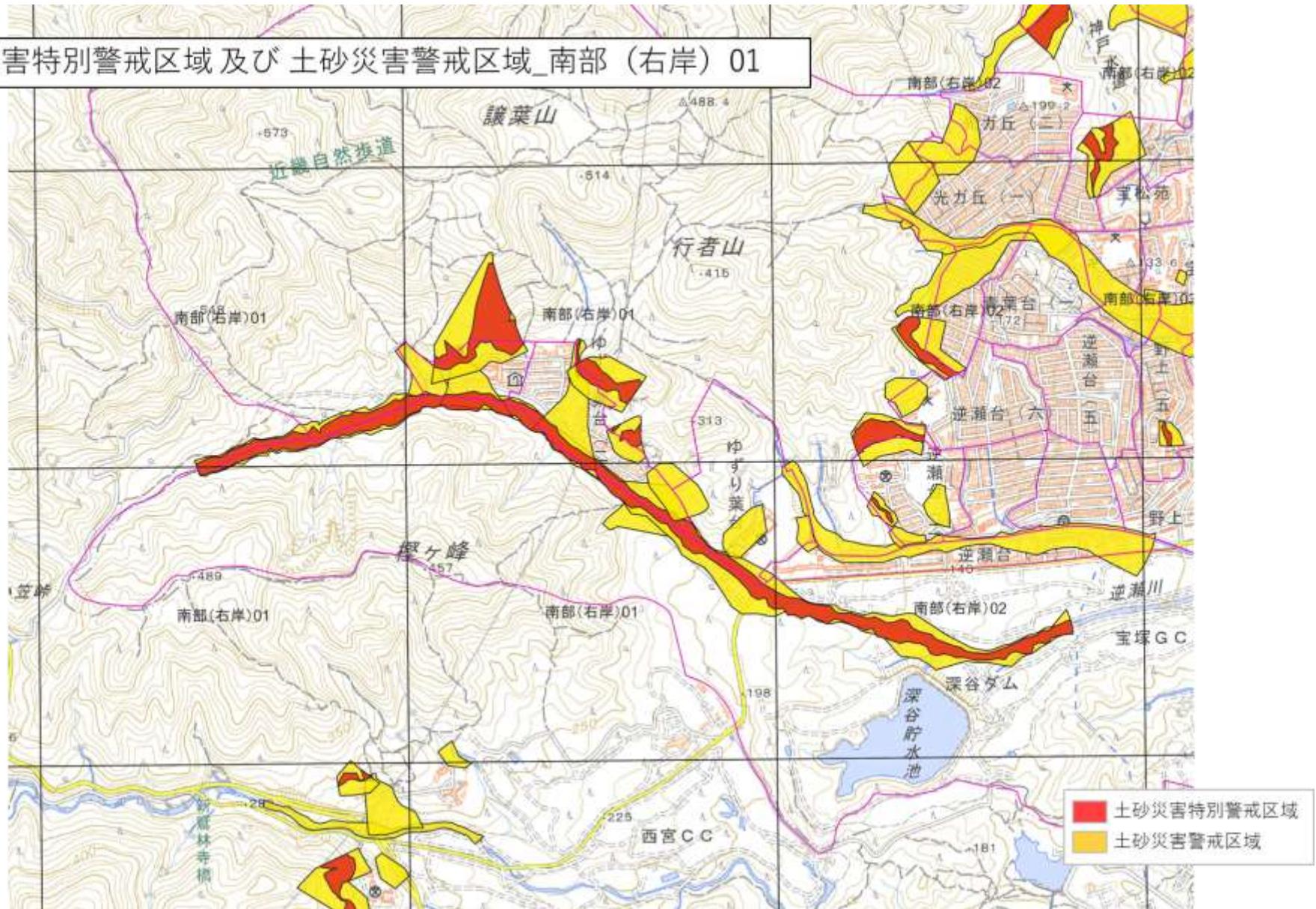
11_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部11



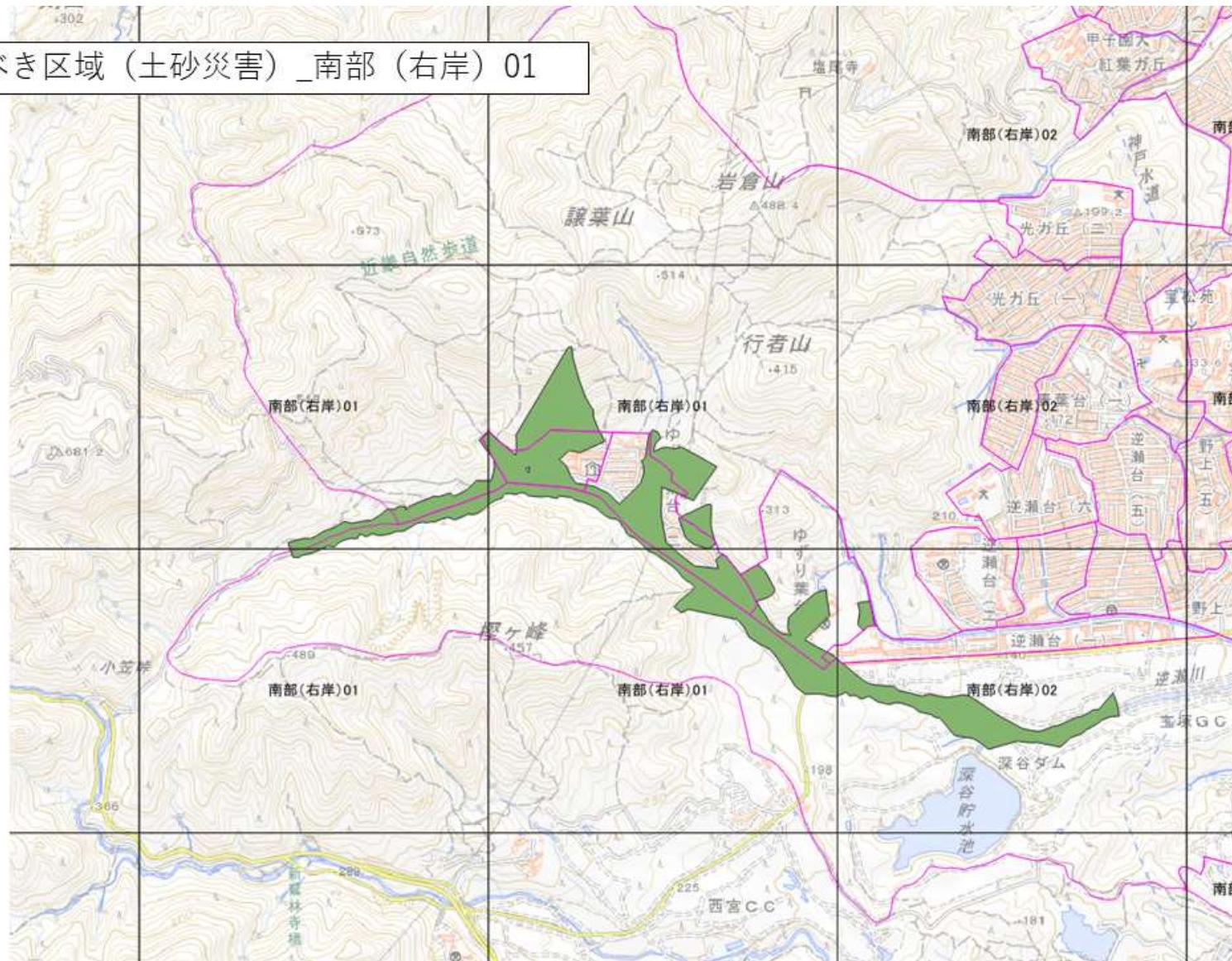
11_避難すべき区域（土砂災害）_北部11



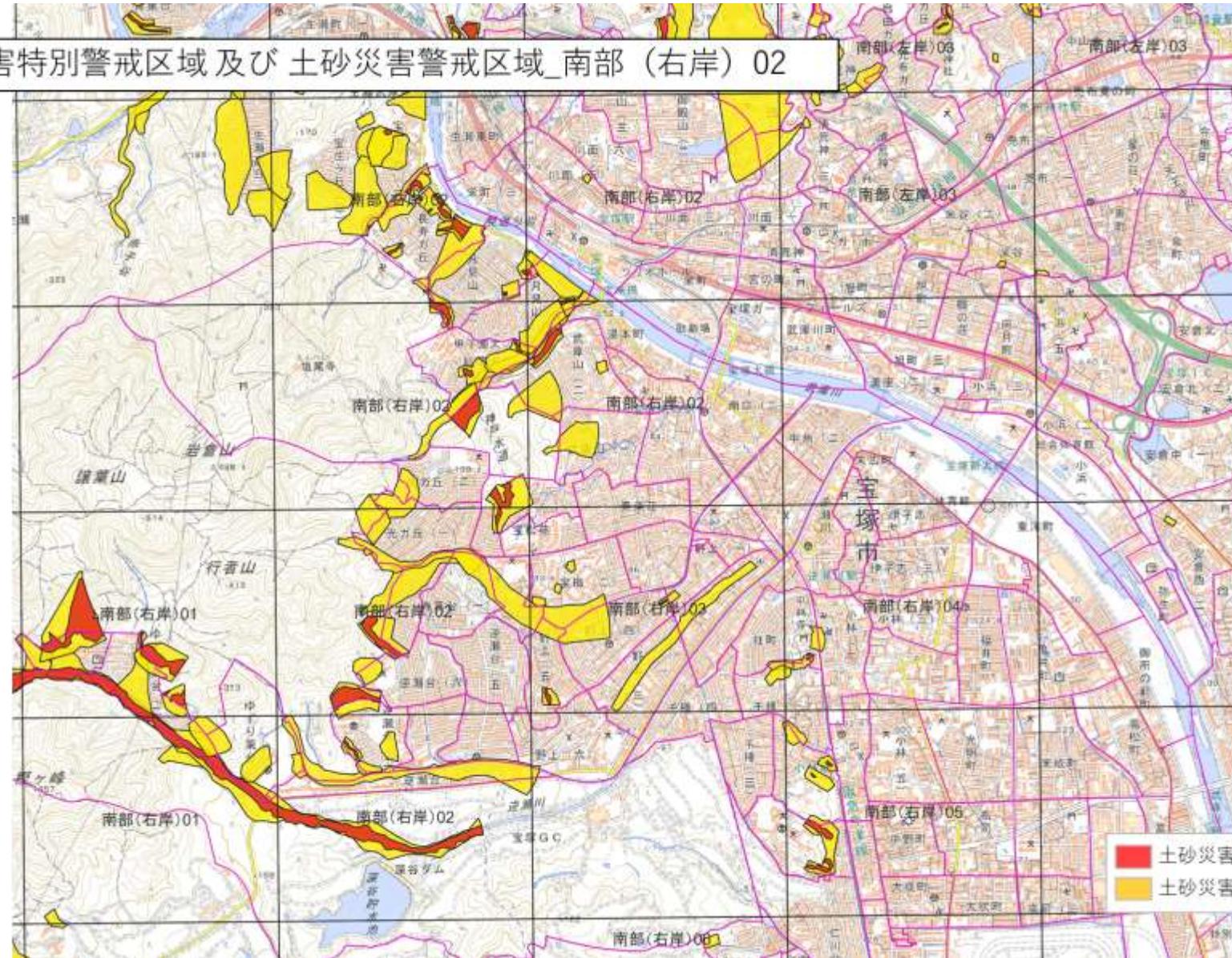
12_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）01



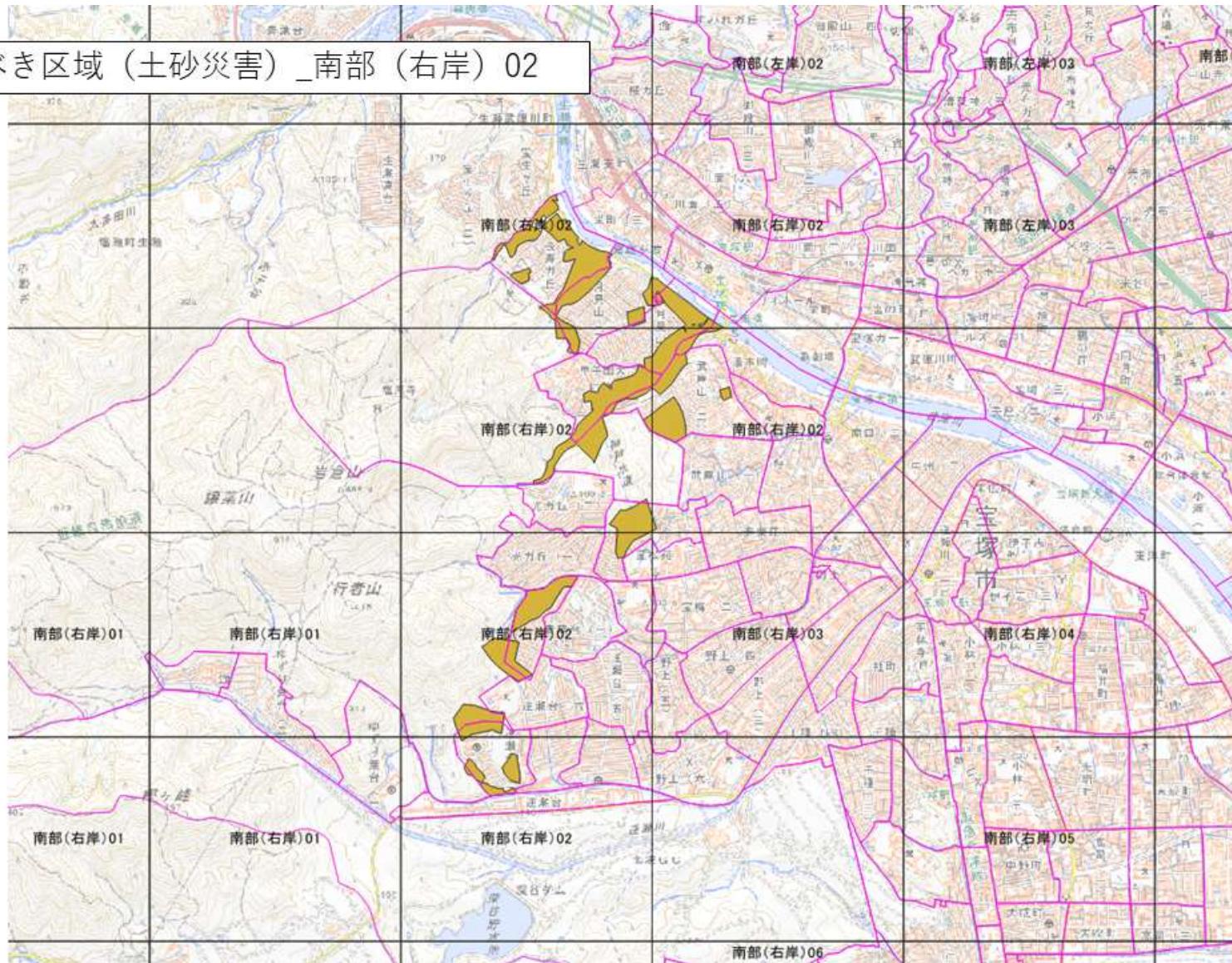
12_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）01



13_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部(右岸) 02



13_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）02



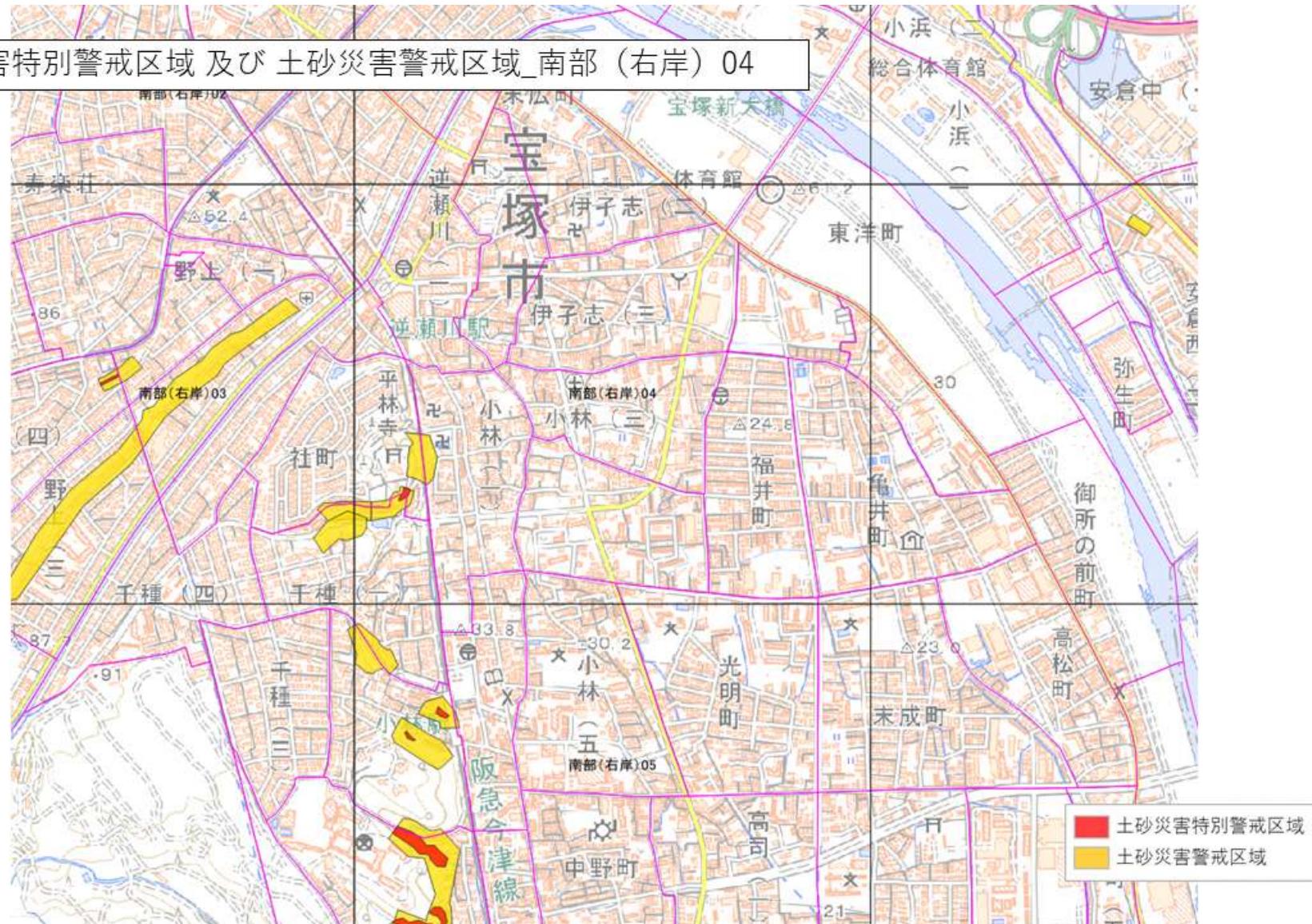
14_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）03



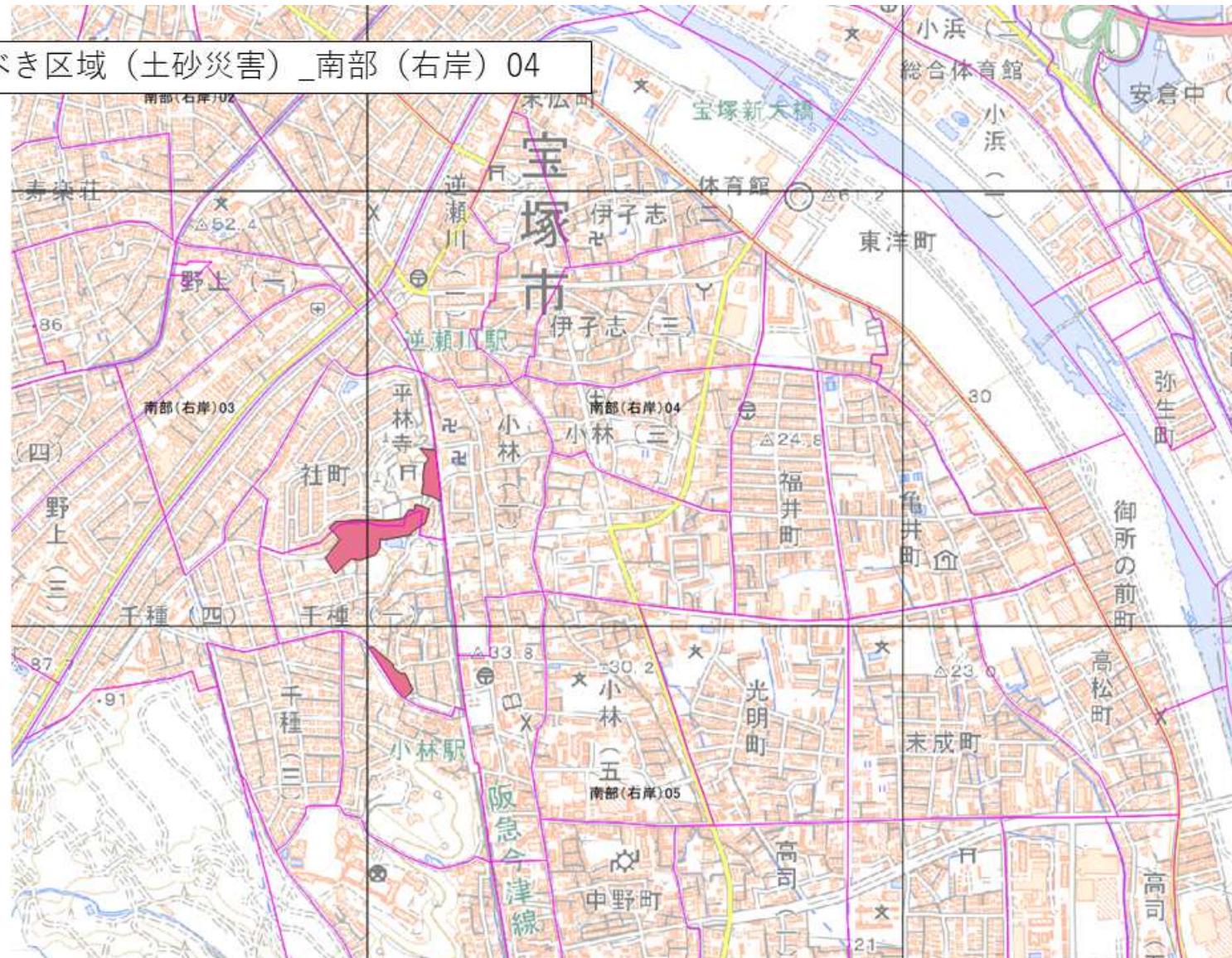
14_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）03



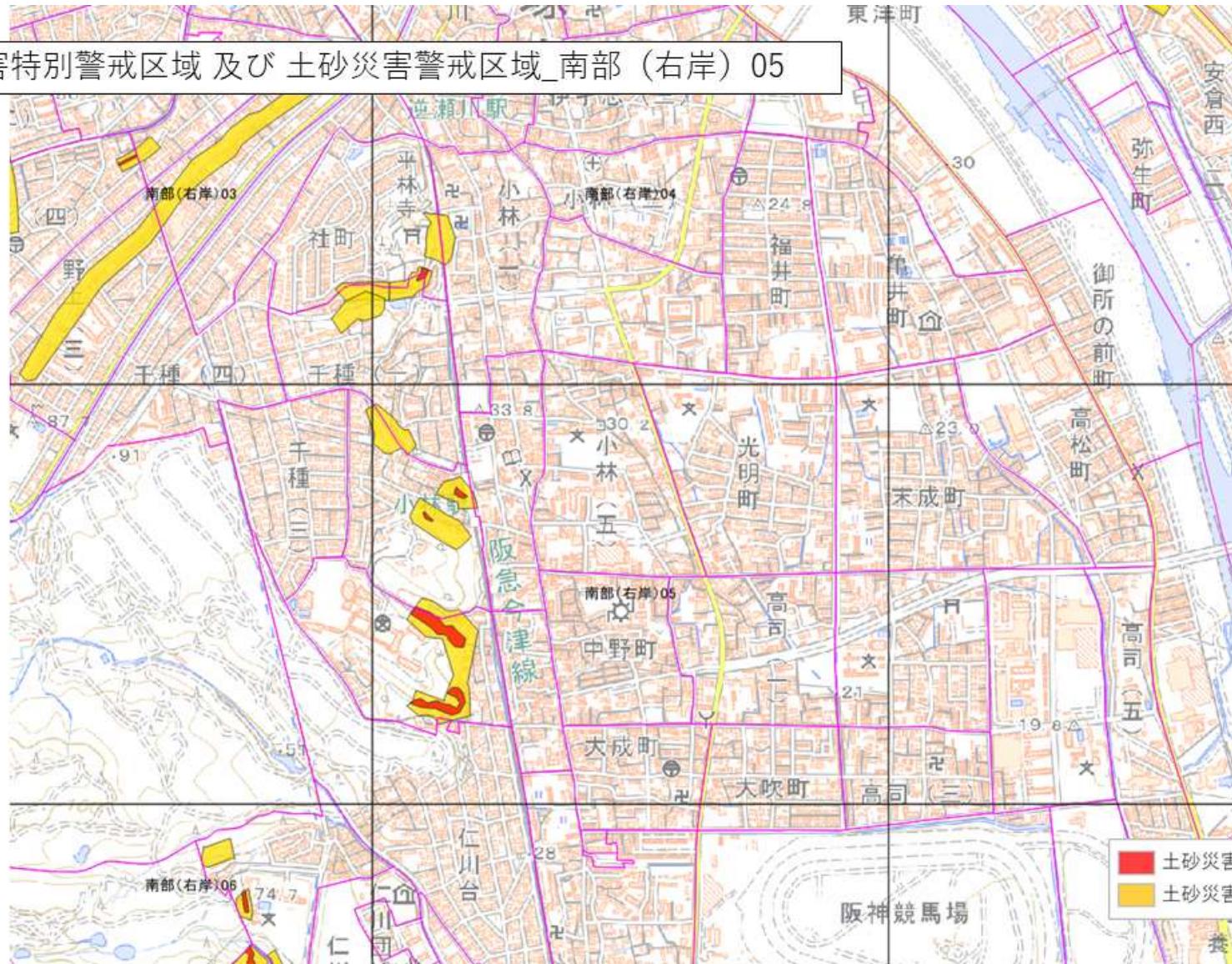
15_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）04



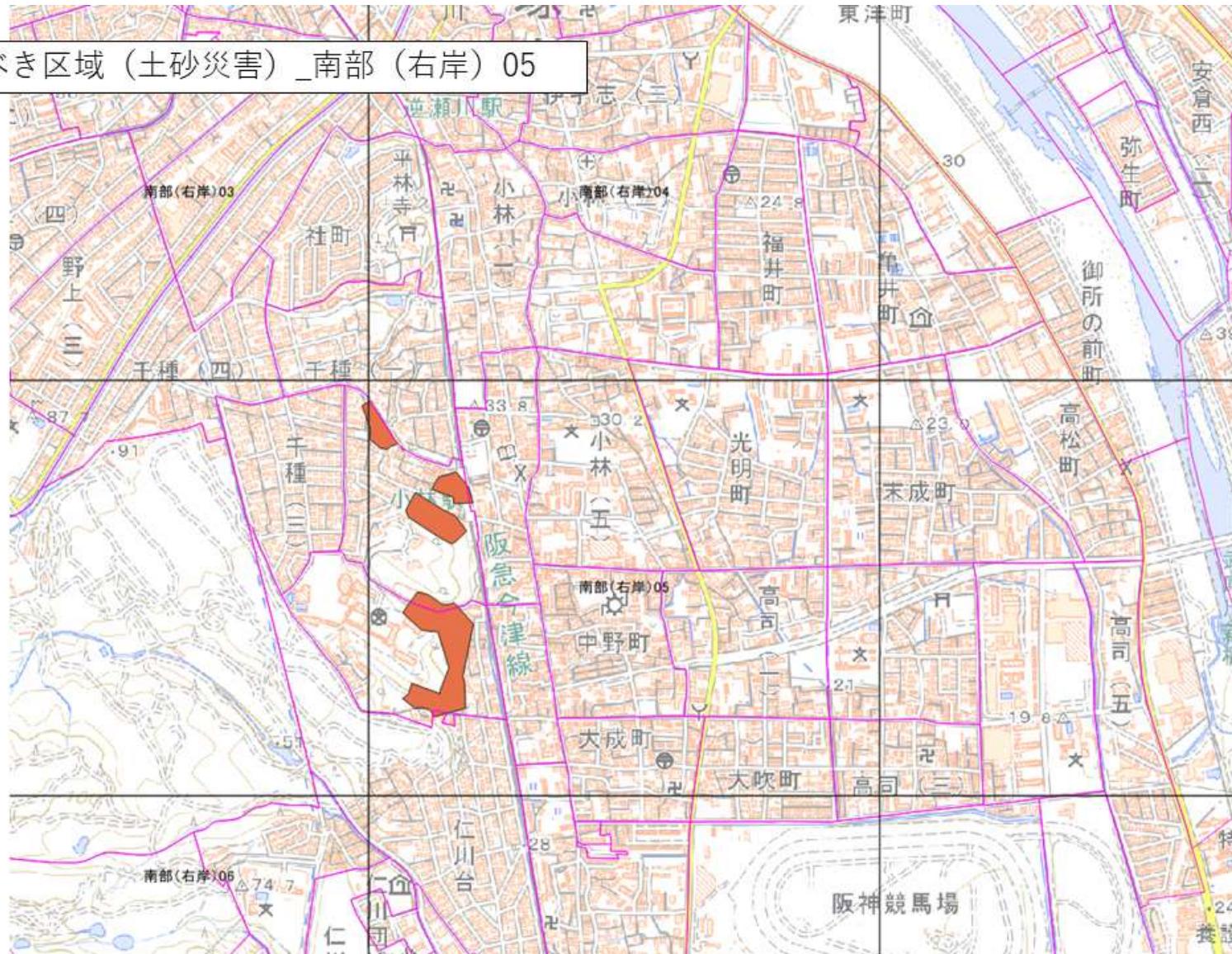
15_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸） 04



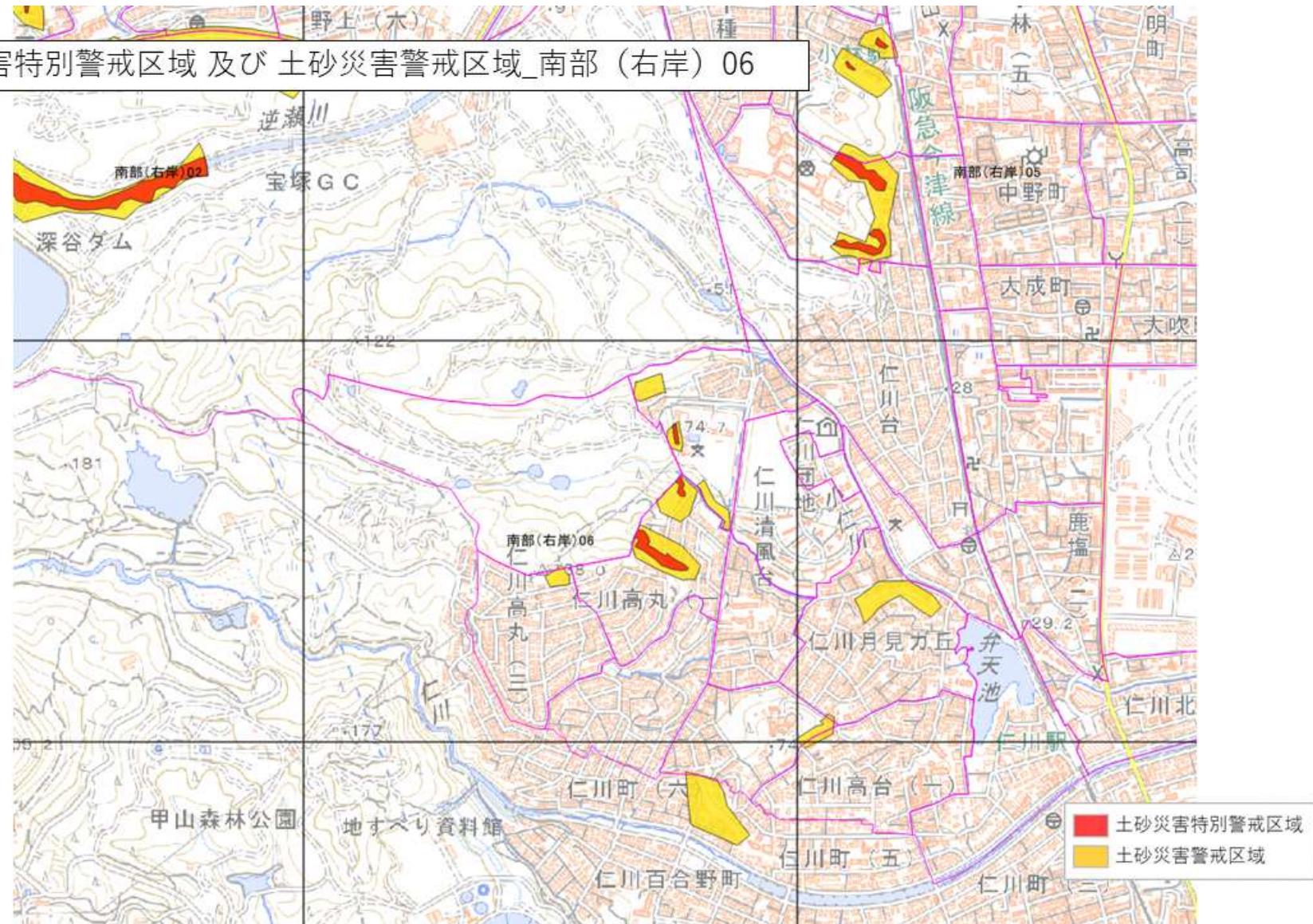
16_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）05



16_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）05



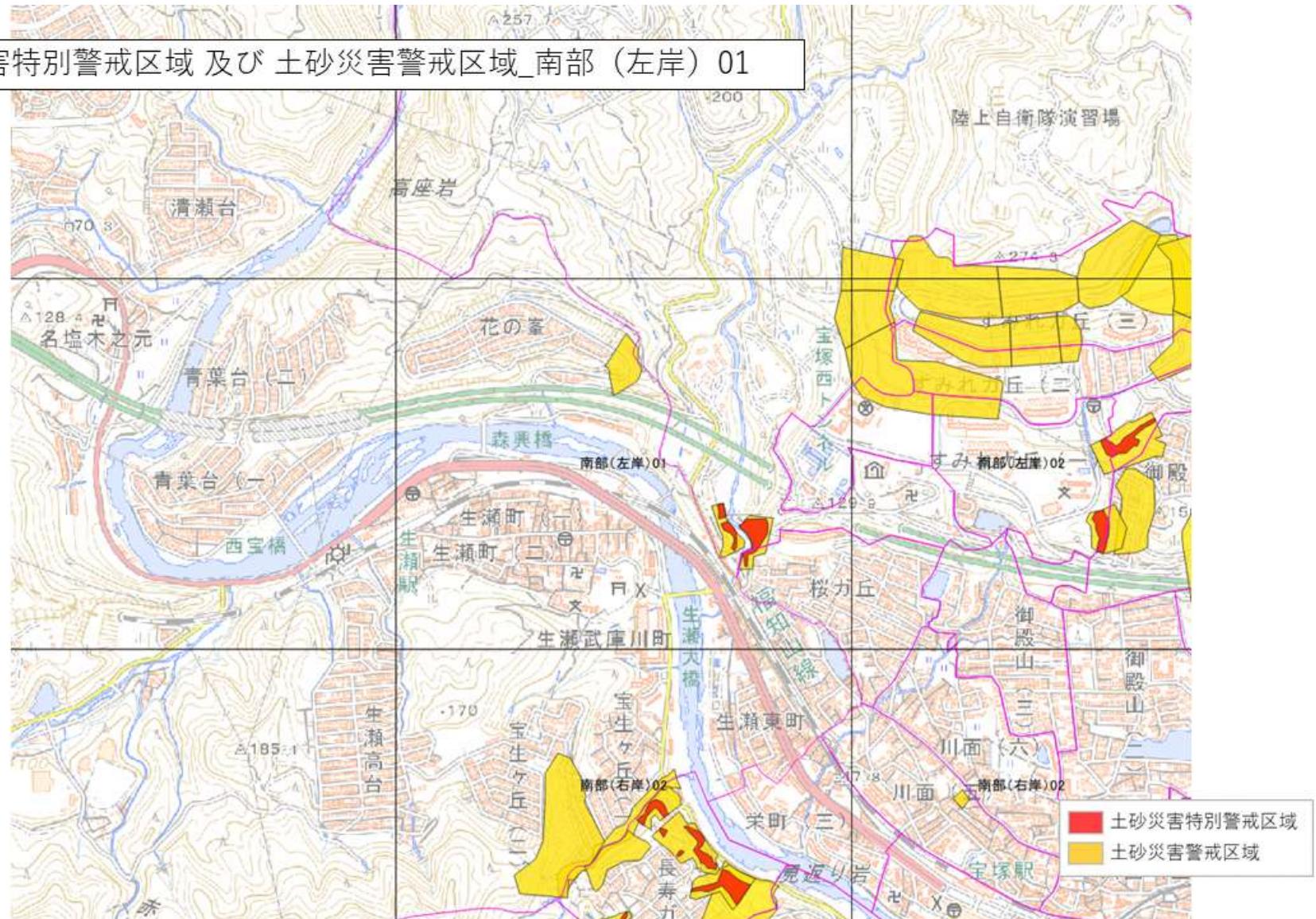
17_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）06



17_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）06



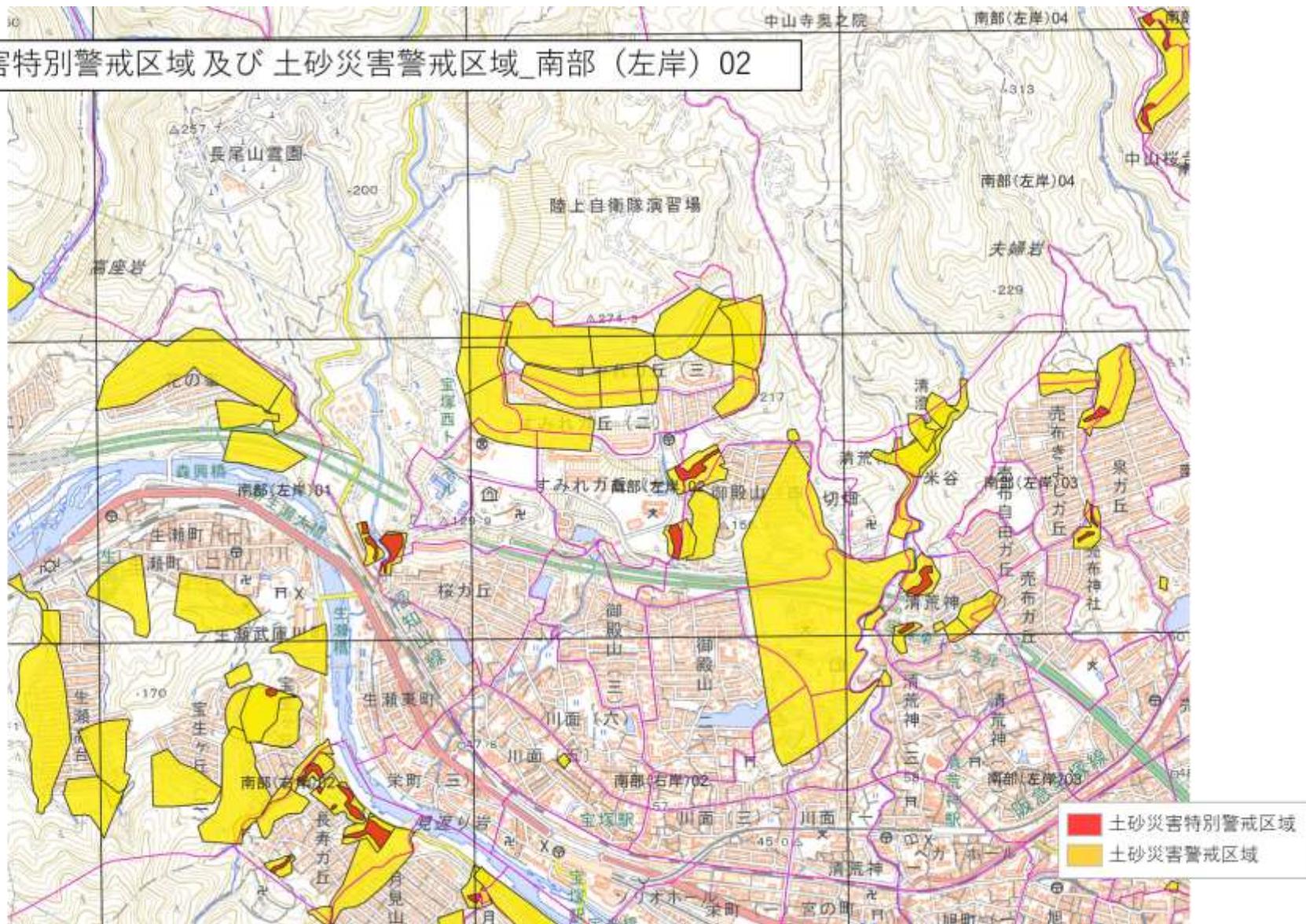
18_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）01



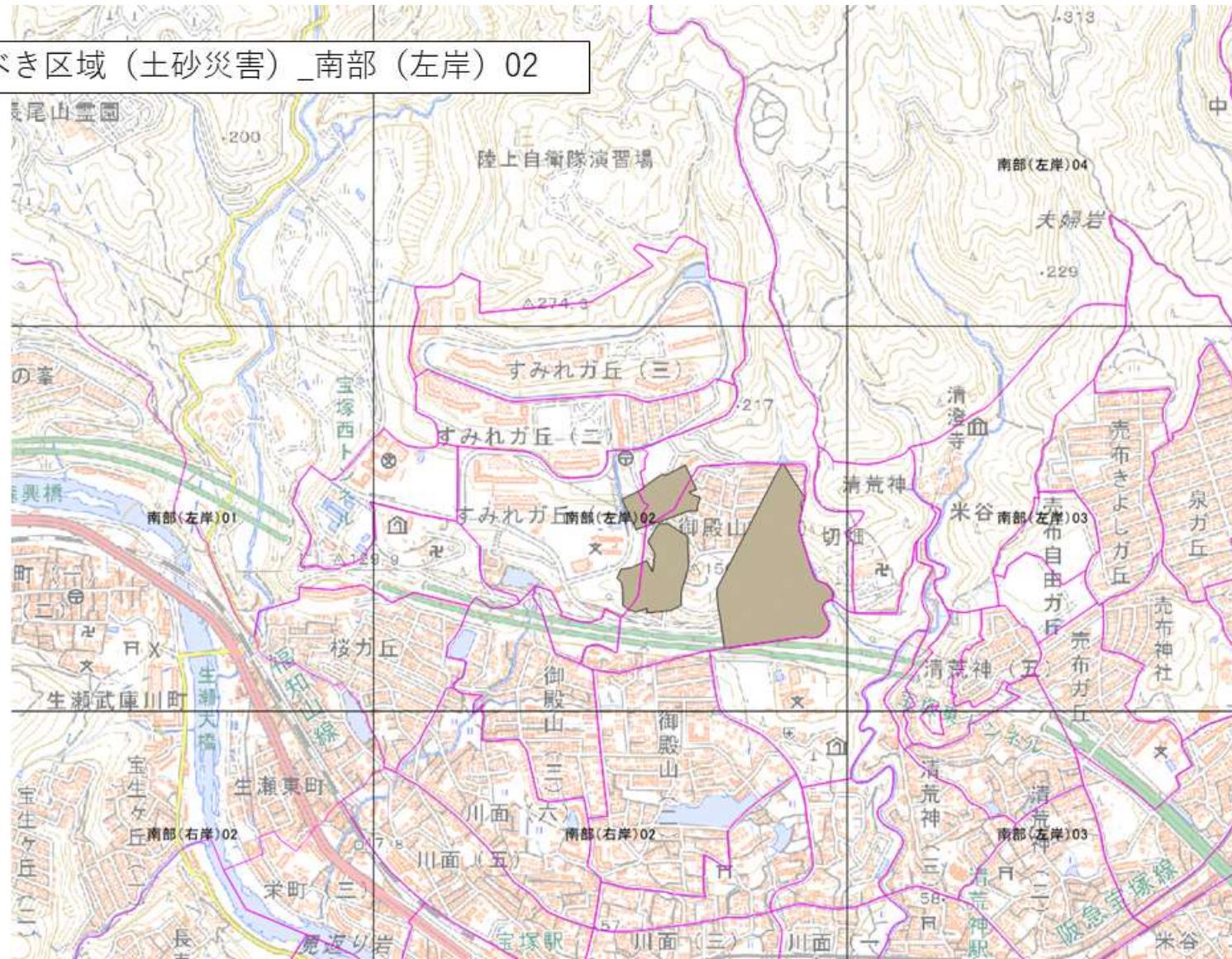
18_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）01



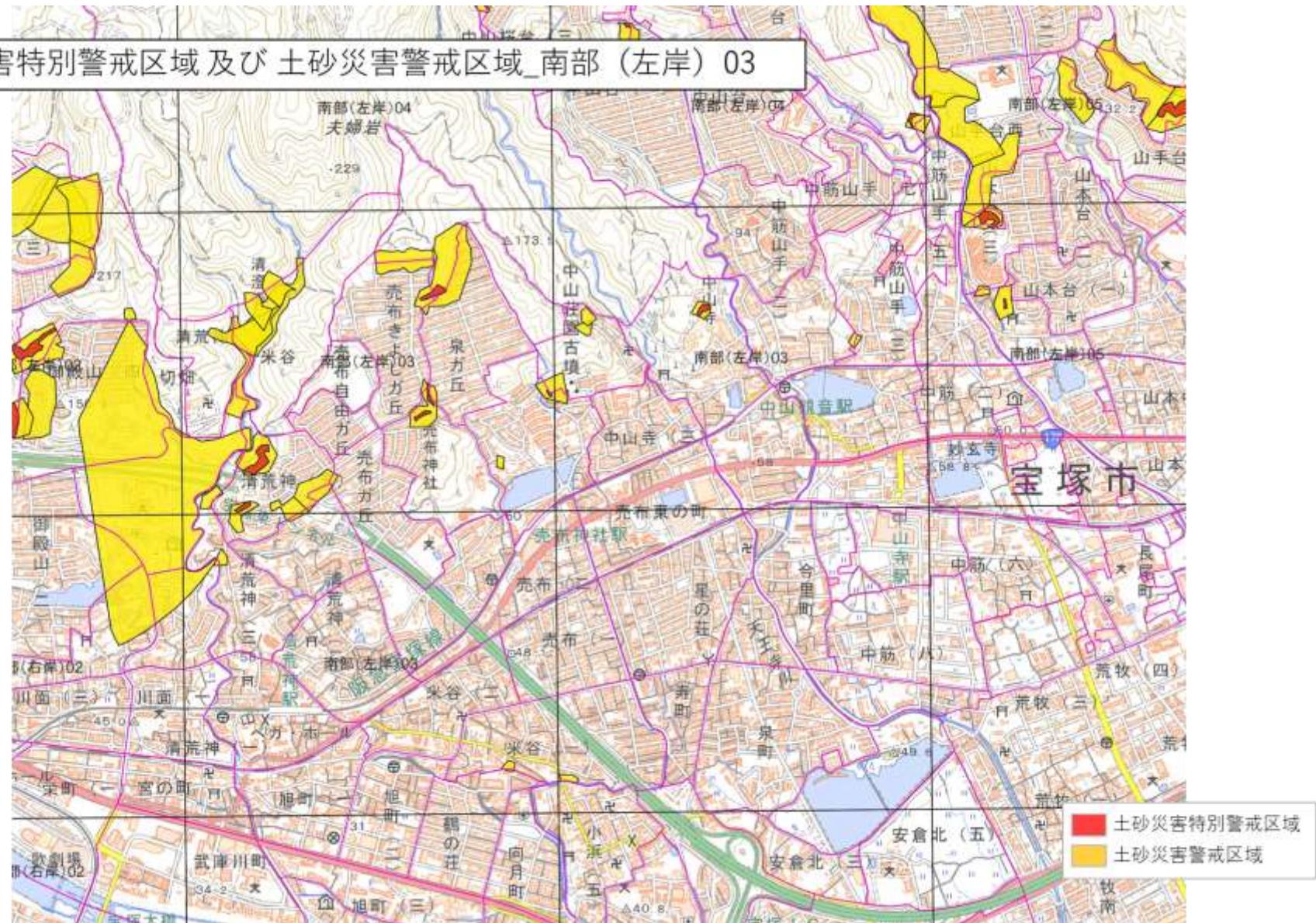
19_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸） 02



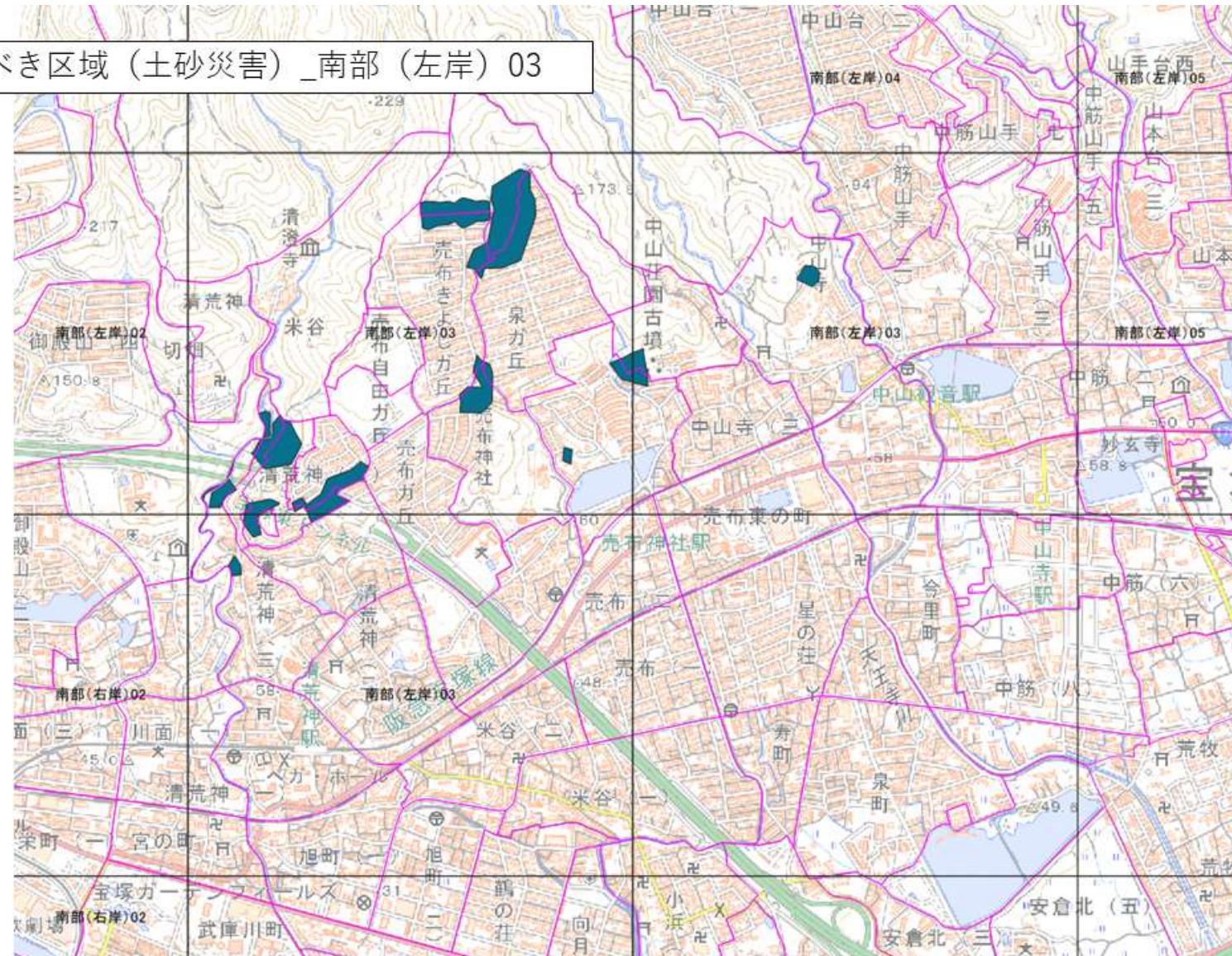
19_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）02



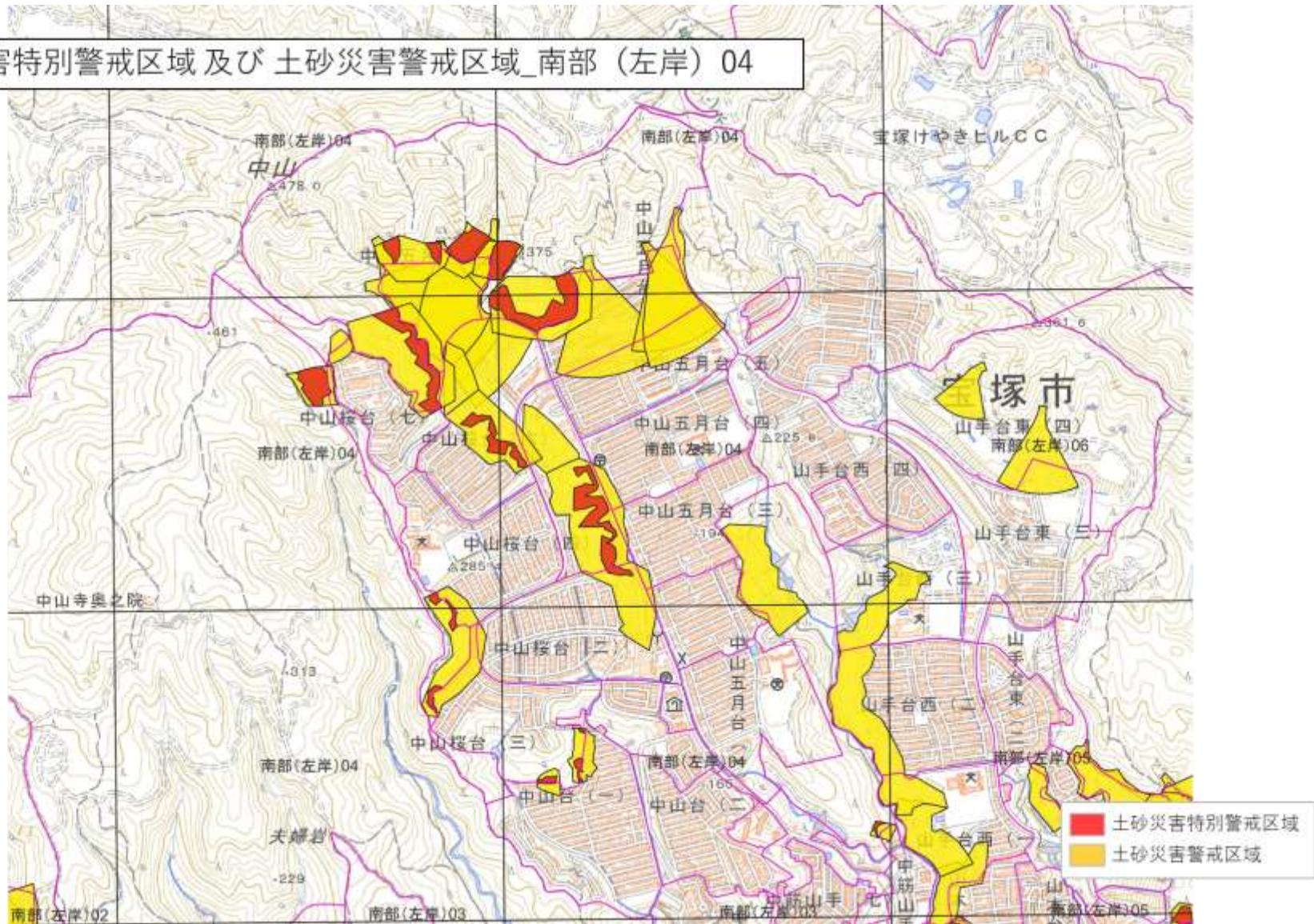
20_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）03



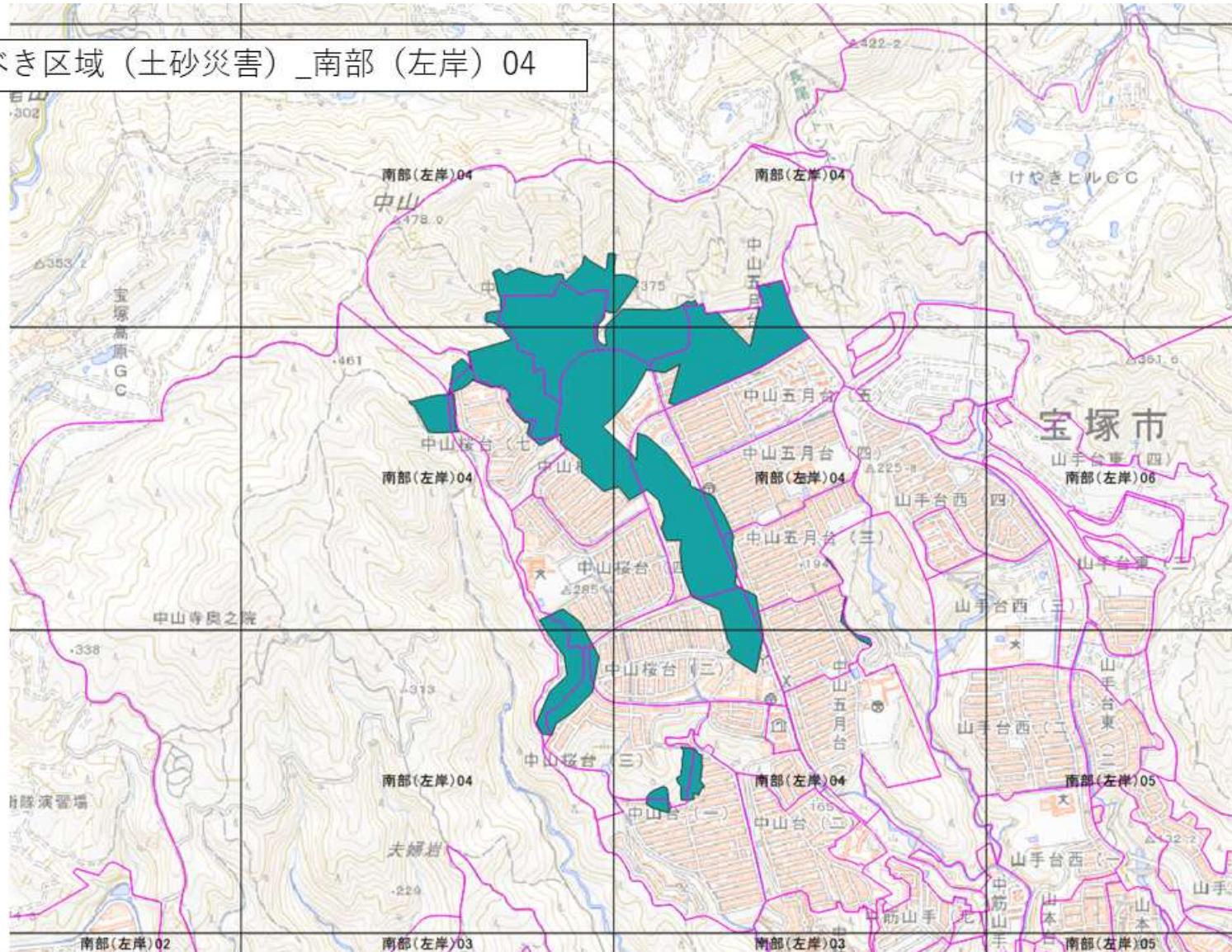
20_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）03



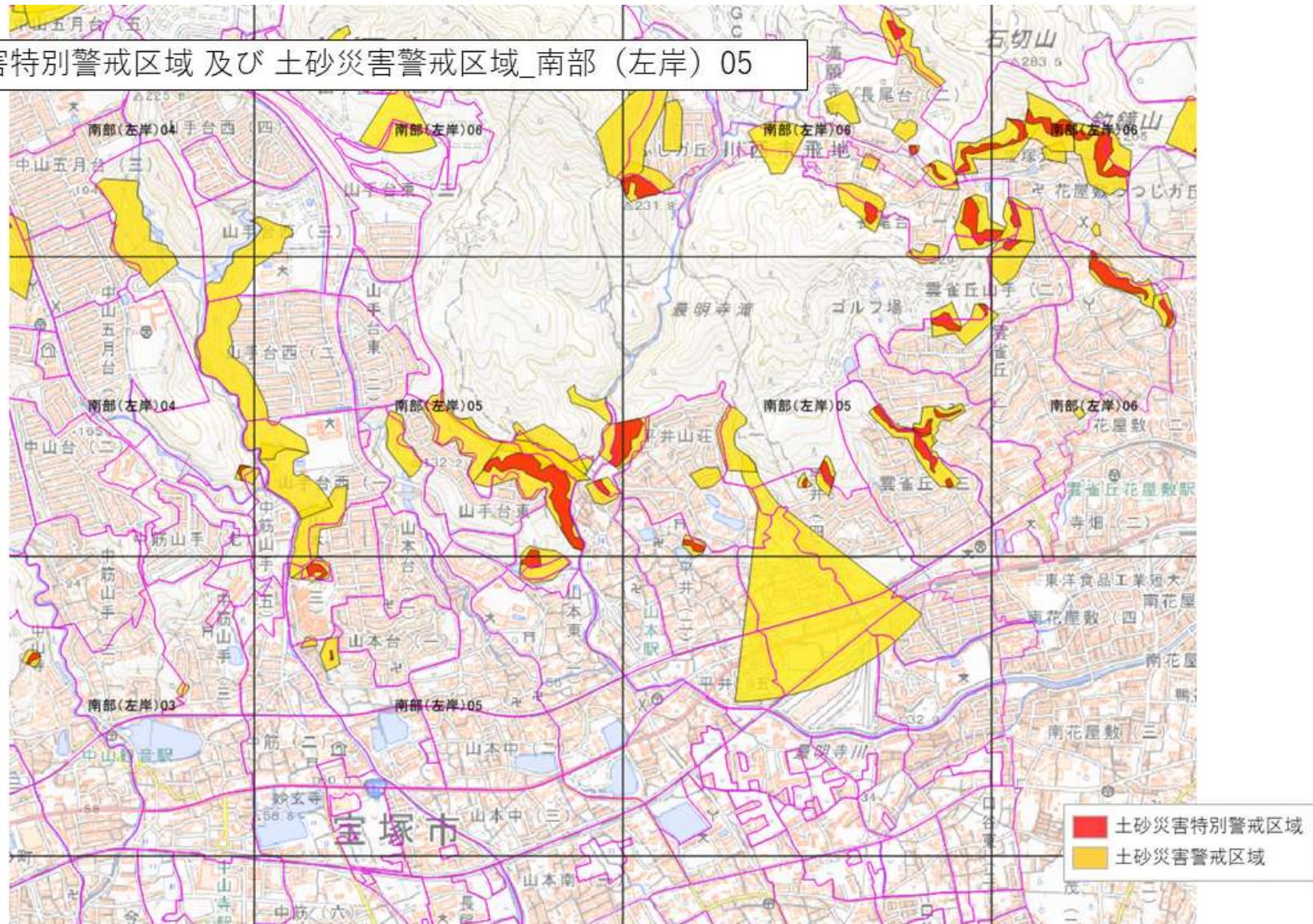
21_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）04



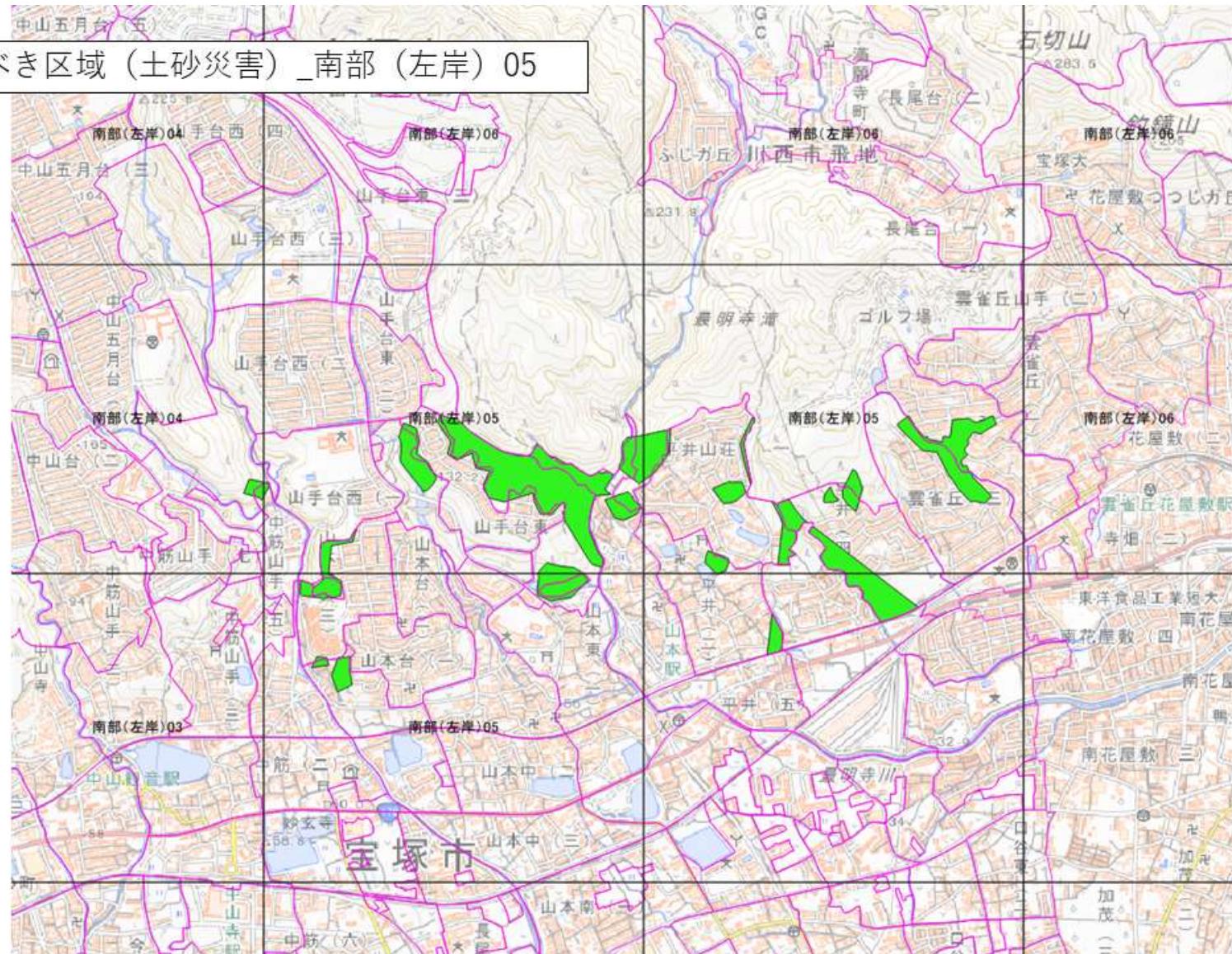
21_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）04



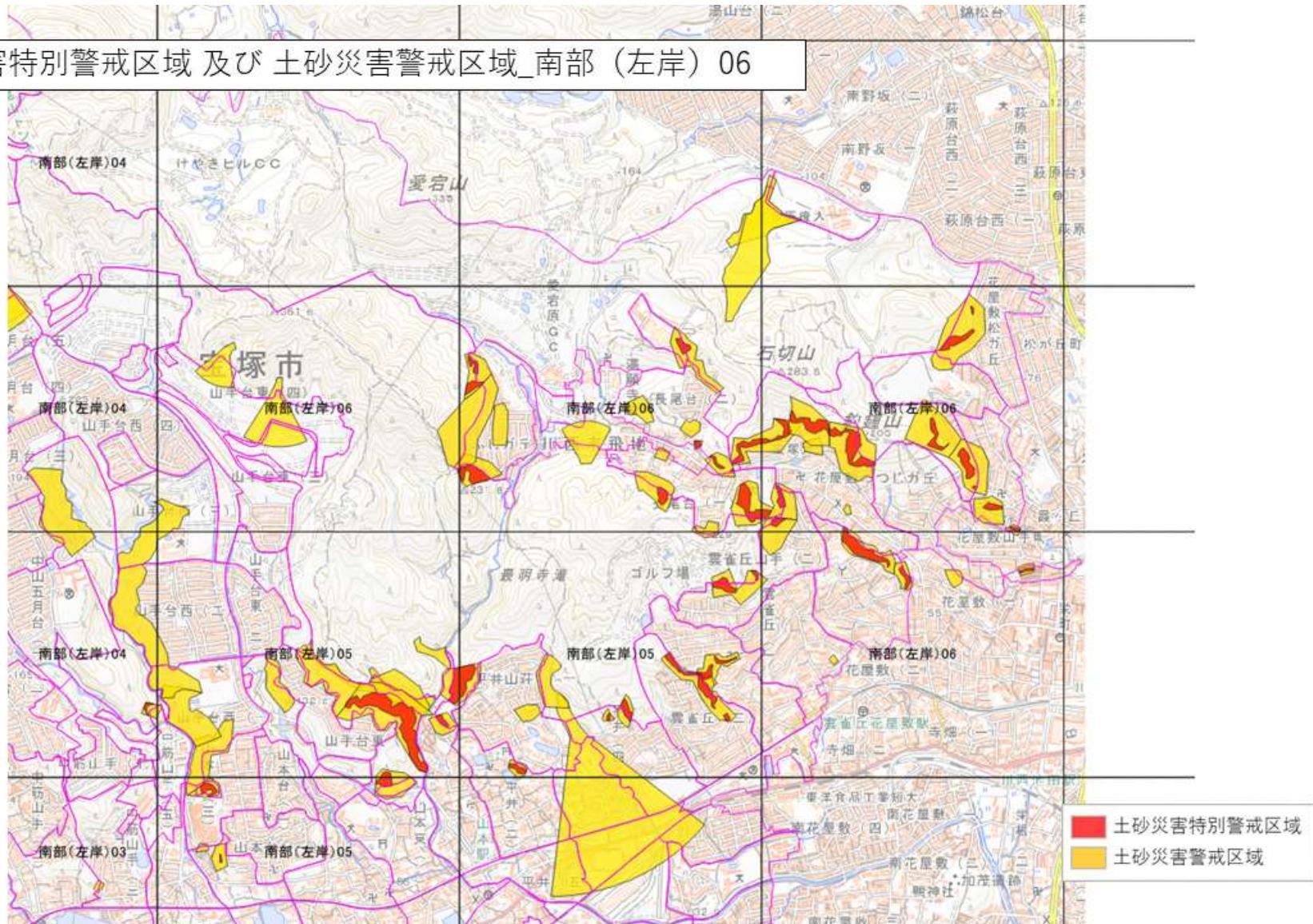
22_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）05



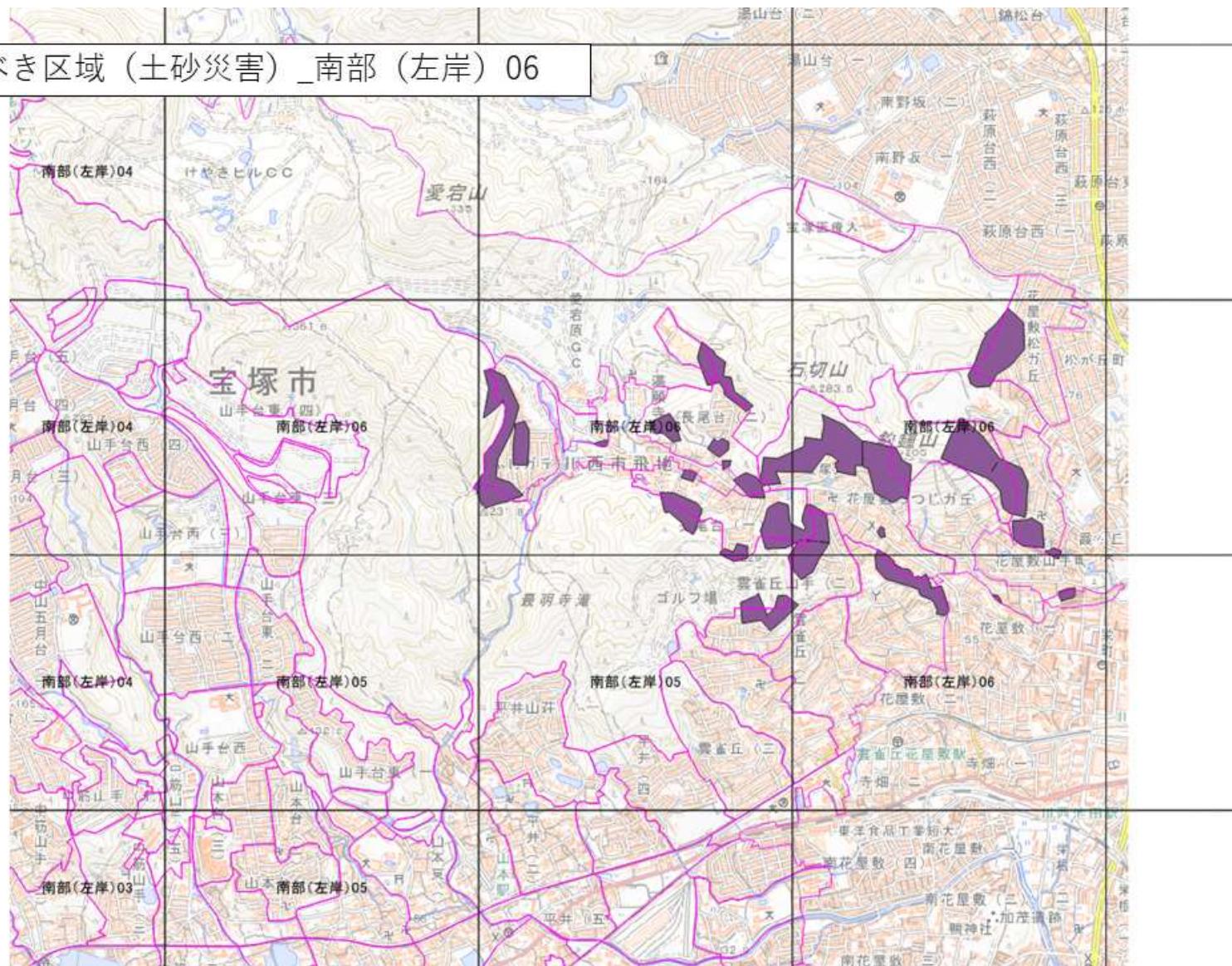
22_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）05



23_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）06



23_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）06



避難情報の判断・伝達マニュアル作成・更新経緯

平成23年（2011年）7月作成
平成25年（2013年）6月更新
平成26年（2014年）6月更新
平成27年（2015年）6月更新
平成27年（2015年）8月更新
平成28年（2016年）6月更新
平成28年（2016年）9月更新
平成29年（2017年）1月更新
平成29年（2017年）5月更新
平成30年（2018年）5月更新
令和元年（2019年）6月更新
令和2年（2020年）6月更新
令和3年（2021年）5月更新
令和4年（2022年）8月更新
令和5年（2023年）8月更新